

# 河内長野市財政健全化プログラム

(案)

平成15年12月

河 内 長 野 市

# 河内長野市財政健全化プログラム（案） 目次

はじめに

## I 本市財政の現状及び今後の見通し

1 概況	.....	P 2
(1) 決算規模及び決算収支の状況		
(2) 財政構造の硬直化		
經常収支比率の状況		
公債費指標の状況		
地方債残高の状況		
積立金残高の状況		
2 歳入の状況	.....	P 9
(1) 市税収入の状況		
(2) 地方交付税の状況		
3 歳出の状況	.....	P11
(1) 性質別歳出の状況		
一般財源ベースから見た性質別歳出		
(2) 義務的経費の状況		
人件費		
扶助費		
公債費		
(3) その他の経費の状況		
物件費		
補助費等		
繰出金等		
普通建設事業費		
4 財政危機の主な要因	.....	P16
(1) 歳入面		
(2) 歳出面		
(3) 従来意識		
(4) 人口の減少		
5 財政健全化の必要性	.....	P19
6 本市財政の収支見通し	.....	P20
(1) 収支見通しの考え方		
歳入見通しの考え方		
歳出見通しの考え方		
(2) 収支見通しの状況		

## II 財政健全化の基本的な考え方

1	財政健全化の基本方針	.....	P24
	(1) 行政サービスの分類・整理		
	(2) 財政健全化の基本方針		
2	分類ごとの健全化方針	.....	P25
	(1) 行政が責務として行う事業の健全化		
	徹底した合理化による効率性の確保		
	サービス提供範囲・内容の見直し		
	時代に対応するサービス提供内容などの見直し		
	ハコモノなどの建設投資の抑制		
	(2) 市民と行政が協働して行う事業の行政の役割		
	総合的な情報公開の推進などを通じた市民との信頼関係の確立		
	市民の自主的な活動の育成と支援		
	自主的な活動との協働による事業運営の実現		
	(3) 市民が主体となって対応すべき事業への行政関与		
	自主・自立の活動を基本とする行政関与の最小限化		
	自立促進支援への転換		
	(4) 民間で対応可能な事業への行政関与		
3	資源を最大化するための歳入の確保	.....	P29
4	全庁・全市民的な推進	.....	P30
5	財政健全化プログラムの目標	.....	P30
6	財政健全化プログラムの実施期間	.....	P30
7	進行管理と見直し	.....	P30
8	財政健全化プログラム実施による収支見通し	.....	P30

## III 具体的な健全化方策

1	歳出削減に向けた取り組み		
	(1) 人件費の抑制	.....	P32
	職員数の削減による人件費の抑制		
	給与費等の削減		
	勸奨退職制度の充実		
	嘱託員の再編と活用		
	アルバイトの活用		

嘱託員、アルバイト職員の単価の精査と勤務時間の弾力的運用  
その他の見直し

(2)	事務経費の削減 類似事業の統廃合 IT化の推進による事務経費の節減 事務事業の必要性の再点検、合理化 各種職員研修の再点検 各種研究会などへの参加の見直し 各種団体の事務局体制の見直し	.....	P37
(3)	委託料の見直し 施設管理委託料の見直し 専門的な業務の委託の見直し イベントなどの事業の見直し 団体補助的な委託の見直し 業務の委託の推進	.....	P41
(4)	建設投資の抑制 施設整備の抑制 経常経費を抑制できる投資の検討 一部事業の凍結・ペースダウン	.....	P48
(5)	補助金の見直し 事業補助の見直し 団体事業補助の見直し イベント補助の見直し 奨励補助金の見直し その他補助金の見直し	.....	P50
(6)	給付金の見直し	.....	P53
(7)	その他住民サービスの見直し 不必要な事業の廃止ではなく、必要な事業のみを実施することへ転換する 補助事業から単独事業への転換を図らない ボランティアなどの市民活動と市の事業の連携	.....	P55
(8)	施設の見直し 管理経費の合理化 市民との協働による管理運営 施設の統廃合の検討	.....	P57
(9)	外郭団体など見直し 外郭団体の見直し 一部事務組合の見直し	.....	P60

国際交流協会の見直し その他各種団体の見直し		
(10) 公営事業会計の健全化 国民健康保険事業勘定特別会計 公共下水道事業特別会計 水道事業特別会計	.....	P64
(11) 公債費の抑制 新規発行額の抑制 減債基金活用による長期的な抑制 地方債発行の競争原理の徹底	.....	P67
2 歳入確保に向けた取り組み		
(1) 徴収率の向上 徴収体制の強化 徴収方法の利便性の向上 適正課税の推進	.....	P69
(2) 受益者負担の適正化 使用料の見直し 手数料の見直し 減免措置の見直し 徴収の徹底 見直しの実施時期 料金改定時期のルール化 経費の節減・合理化	.....	P72
(3) その他の歳入確保 市有地の売却 市有地貸付料の有償化、増額 広報紙などの広告収入 基金の見直し	.....	P75
IV 抜本的な構造改革に向けた取り組み	.....	P76
1 サービス提供の対価としての負担		
2 第4次総合計画の実現に向けた施策展開力の確保		
3 開かれた行政の実現と市民との協働の推進		
4 職員の意識改革の推進		
5 新たな行政経営の取り組み		
(1) 投資的経費の削減に向けた取り組み		
(2) インセンティブ予算の実施		

## はじめに

本市は、過去2度にわたり財政再建準用団体に陥り、その苦渋の中で数々の今日的行政改革を先行実施してきたことに加え、日本経済の発展を基盤として本市収入の根幹をなす市税収入は増加を続け、将来を見据えて基金醸成を行いながらも、都市機能の高度化に向けた基盤整備事業の推進を始め、時代潮流による福祉・教育を中心とするソフト施策の充実、さらには市民生活に直結し最重要課題であった第2清掃工場の建設とその周辺環境対策の推進などに努めてきた。

しかし、バブル経済崩壊の影響が本格化し始めてからは、政府の数次にわたる経済対策も景気回復に結びつかず、市税収入は平成9年度をピークに毎年減少し続け、また、地方交付税も本来の財源保障機能を果たさなくなり、過去に類を見ない経常一般財源収入が減少するという事態になってきている。加えて日本経済のデフレ傾向や高齢化の進展、労働力人口の減少なども顕著となり、本市では、平成12年2月をピークとする人口減少も重なる中、歳出面においては、過去の公共事業拡大や恒久的な減税などの影響に伴う公債費は増加を続け、福祉・医療を中心とする扶助的経費も増加の一途をたどるなど、財政状況は止まることなく悪化している。

こうした状況に対応すべく、平成10年度に行政改革大綱を定め、簡素で効率的な行財政運営に向けた変革に取り組んできたところであるが、自ら経済対策を講じる術も無い中においては、歳出抑制を中心に対応せざるを得なく、平成11年度予算から5年連続でマイナスシーリングを行うなど、積極的にその推進を図ってきたが、歳入のベースをなす経済情勢はデフレ化という予測し得ない事態にまで悪化し、歳出抑制も決して抜本的な改革までには至っていないのが現状である。

今後においても、少子高齢化対応を中心とする扶助的経費の増高は抑えることができず、また都市基盤の整備や既存施設の維持を含む一定の投資的事業は行政として必要不可欠であり、さらに政府は、構造改革における三位一体改革の中で、行政の徹底した効率化と縮減・合理化による地方財政全体の規模縮小を進めようとしており、その影響が大きく懸念されるところである。このような状況で現在の行政水準を維持すると、これまで長期的な視点で積み立ててきた貴重な調整財源としての財政調整基金や減債基金などが、数年後には無くなってしまいうのみならず、平成22年度には三度財政再建準用団体に転落することも想定されるところである。

そこで、この厳しい財政状況を乗り切るとともに、新たな市民ニーズや将来のまちづくりに対応し自主・自立の自治体経営を行っていくため、「歳入に見合う歳出」という原則を改めて意図する中で、「これまでの行財政運営を根本から見つめ直し、行財政システムの構造を抜本的に改革する」ことを主眼として、財政健全化プログラムを策定するものである。

なお、本プログラムは、平成14年度に策定した「河内長野市財政健全化計画(案)」の主旨に則り、その具体化を図る方向で策定を行うものとする。

# 本市財政の現状及び今後の見通し

## 1 概況

本市は、昭和29年の市制施行後、昭和31～36年度と昭和42～46年度の2回にわたり財政再建準用団体に転落し、国の指導のもとに赤字の解消と財政構造の改善に努めてきた。とりわけ、財政構造の改善には長期的な視点での対応を意図し、財政基盤の強化に向け、安定的収入である市民税や固定資産税の確保を図る観点から、住宅団地開発を促進するとともに、効率的な財政支出を図る観点からは、先駆的行政改革と言われる民活施策の積極的な導入を推進してきた。

その結果として、バブル経済が崩壊するまでは、日本経済の発展や人口の順調な増加も相まって、安定した財政基盤による健全な財政構造を維持してきた。

しかし、その後においては、人口の伸びが鈍化し高齢化が進むとともに、少子高齢化対応を始めとする数々の施策を推進する中において、財政構造は徐々に弾力性を失いつつある状況となり、経済情勢の悪化に伴う減税や公共事業拡大など国の経済対策の影響が重なってからは悪化を来し、直近では、人口が減少する上に景気後退の影響も現実のものとなり、財政運営の硬直化は拍車をかけた勢いで進んでいる。

### (1) 決算規模及び決算収支の状況

平成元年度以降平成14年度までの本市の普通会計の決算規模及び決算収支の状況は、表1のとおりである。

決算規模は、歳入・歳出とも大型事業の実施状況等により変動はあるものの、平成11年度までの人口増加や必要施策の拡大も相まって、一定の増加傾向にあり、我が国の経済成長や地方財政の規模と歩調を合わせる推移を示している。

実質収支は、財政基盤の強化と健全な財政構造への体質改善を図ってきた結果として、第2次財政再建期間中の昭和45年度から黒字を確保してきている。

実質単年度収支は、長期的な視点で可能な範囲の積立を行ってきたこともあり、平成6年度以降黒字基調を保ってきたが、財政状況の悪化に伴い積立が減少し取り崩しが増加する傾向となり、平成13年度からは赤字となっている。

地方自治体の標準的行政規模を示し、かつ各種指標の基準となる標準財政規模を見ると、バブル経済崩壊後においても平成12年度までは安定的に増加している。

しかし、平成13年度は、地方財政収支不足の補てん対策として、標準財政規模に算入されない臨時財政対策債が措置されたことなどに伴い、市制施行後初めて減少する事態となり、平成14年度はさらに減少している。また、表では表していないが、標準財政規模に臨時財政対策債を加えて比較しても減少しており、これらは平成15年度においてもさらに減少している。

表 1 決算規模及び決算収支の状況

(単位：千円)

区 分	歳入総額	歳出総額	形式収支	実質収支	単年度収支	実質単年度収支	標準財政規模
平成元年度	28,547,502	27,797,495	750,007	172,926	54,076	210,353	13,674,095
平成2年度	33,372,530	31,960,328	1,412,202	450,060	277,134	1,466,722	14,882,918
平成3年度	37,074,790	36,020,123	1,054,667	81,494	368,566	746,434	16,278,879
平成4年度	31,320,701	30,440,887	879,814	151,928	70,434	347,566	18,023,497
平成5年度	29,895,683	29,492,785	402,898	155,922	3,994	677,447	18,114,725
平成6年度	31,532,557	30,982,127	550,430	291,187	135,265	153,265	18,674,553
平成7年度	33,162,119	32,645,027	517,092	291,997	810	151,410	19,730,023
平成8年度	31,720,303	30,828,962	891,341	306,366	14,369	673,519	20,154,148
平成9年度	33,867,310	33,086,774	780,536	368,165	61,799	953,799	20,979,032
平成10年度	34,084,474	32,937,156	1,147,318	492,101	123,936	1,133,095	21,766,708
平成11年度	38,303,456	37,478,093	825,363	335,251	156,850	223,148	21,968,177
平成12年度	38,090,942	36,691,302	1,399,640	295,000	40,251	157,941	22,371,604
平成13年度	39,835,755	38,928,605	907,150	347,567	52,567	110,133	21,708,848
平成14年度	35,083,565	34,548,651	534,914	141,117	206,450	845,350	20,899,789

## (2) 財政構造の硬直化

本市の財政構造は、財政再建期間を脱してからは、経常収支比率や公債費比率などの財政構造の弾力性を示す指標を見ても、都市において概ね妥当と言われる状況を保ちながら推移してきた。しかし、バブル経済崩壊後においては、右肩上がりが見られた市税を中心とする歳入が伸び悩む中、少子高齢化・高度情報化・国際化などの時代潮流への対応経費の増高が止まらず、加えて国の景気対策による減税や公共事業の拡大などの影響により、地方債残高が増加の一途をたどり公債費が大きく増高するなど、財政構造悪化の要因が重なり、硬直化は急速な勢いで進んでいる。

ここで改めて、経常収支比率や公債費指標などから、財政状況を見ることとする。

### 経常収支比率の状況

府内都市平均及び類似団体とを比較した本市の経常収支比率の状況は、図表2のとおりである。

本市の経常収支比率の状況を見ると、概ね平成7年度までは都市において妥当とされる70%台を堅持していたが、その後財政構造が弾力性を失いつつある状況の80%台となり、平成13年度は借換債を発行しないことによる公債費抑制対策を大きく実施したことにより、実質的には80%台後半であったが名目的には90%を超える状況となり、さらに平成14年度には硬直化が著しいと言われる90%台に名実ともに突入する事態となっている。

この状況は、経常収支比率の分母である市税などの経常一般財源収入が伸びないあるいは減少する中、分子である扶助費や繰出金などの経常一般財源支出が確実に増加していることによるものである。

府内都市平均は、平成元年度から80%台となっており、平成6年度からは90%を超える状況が続いている。概括的に言うと、府内都市の大半は、およそ10年前のバブル経済崩壊後急速に財政状況が悪化し、今なお財政構造の硬直化した非常事態の状況が続いていると言っても過言ではない。類似団体においても、バブル経済崩壊後の平成5年度から80%台に突入し上昇傾向にあることから、全国的に見ても厳し

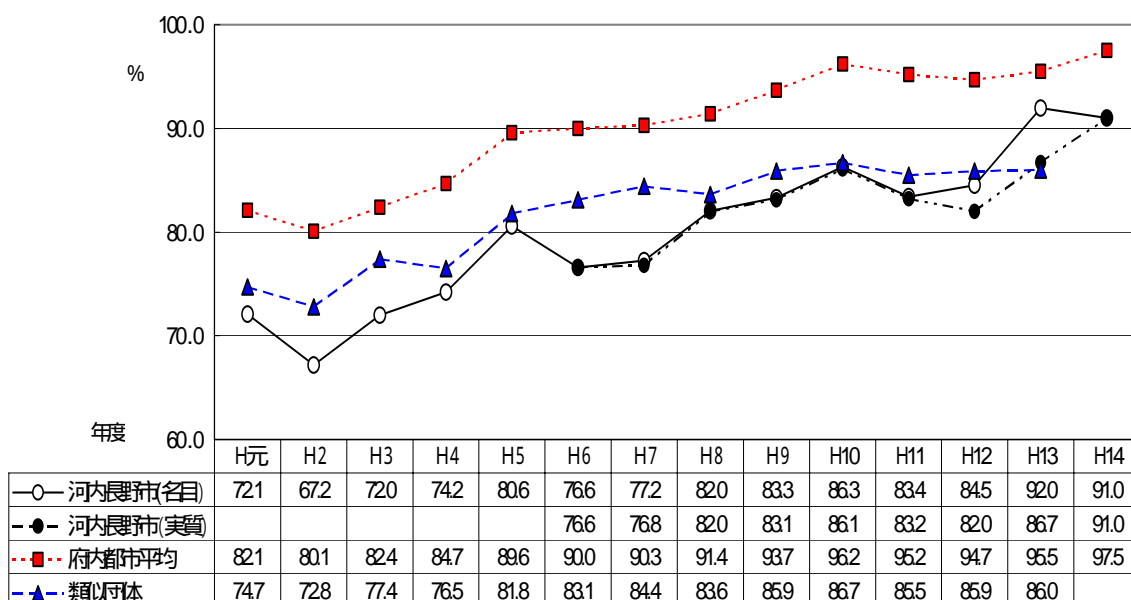


い財政状況がうかがえるところである。

本市と府内都市平均及び類似団体とを比較してみると、名目ベース、実質ベースともに平成12年度までは府内都市平均に比べ概ね10ポイント低い状況で、類似団体と比較しても若干下回る程度で推移していたが、平成13年度からは大幅な悪化を来たし、名目、実質とも類似団体を上回り府内都市平均に迫る勢いで上昇しており、まさに非常事態の仲間入り状況となっている。

\*名目ベース：総務省所管の地方財政状況調査などで一般的に公表されている数値  
 実質ベース：名目ベースの数値から借換債対象額を除いた場合で、財政指標として  
 実態に近く経年比較等はこれが適当  
 (以下の説明において同様)

図表2 経常収支比率の推移



### 公債費指標の状況

公債費に係る指標である公債費比率(単年度)、起債制限比率(3カ年平均)、公債費負担比率の、平成元年度以降平成14年度までの本市の状況は、図表3のとおりである。

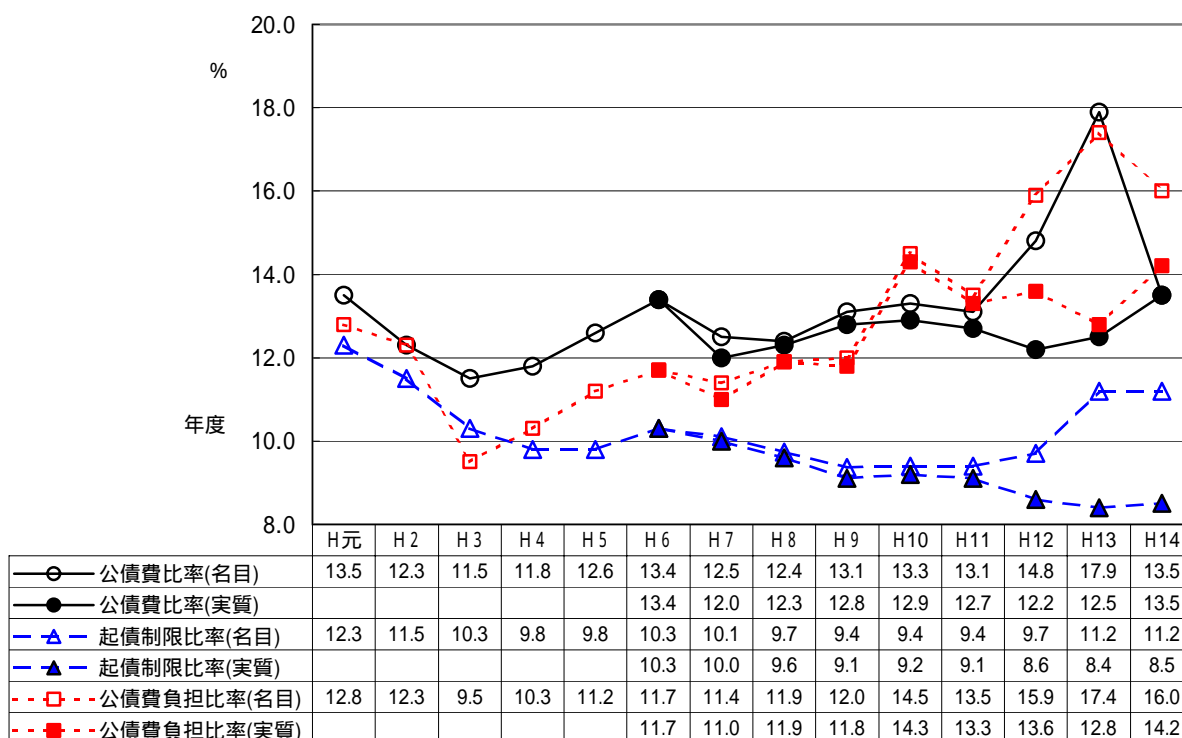
本市の公債費指標について、平成11年度までの名目ベースを経年的に見た場合、公債費比率は概ね12~13%台で、起債制限比率は概ね9~10%台で推移しているが、公債費負担比率は10%台から14%台へと増加傾向を示している。また、実質ベースを見ると、公債費比率は概ね12%台、起債制限比率は概ね9~10%台で推移しているが、公債費負担比率は11%台から増加傾向を示し15%に近づく状況となっている。これらは、国の景気対策としての減税や公共事業の拡大などの政策財源が、交付税算入される形での地方債に求められた結果であり、その公債費が年々増加していくことにより公債費負担比率は上昇するものの、交付税算入される公債費を

除いて算出する公債費比率や起債制限比率は、ほとんど変わらない状況となっている。

名目ベースにおいて、平成13年度の公債費比率と平成12～14年度の公債費負担比率が要注意ラインと言われる15%を超える状況となっているが、これは公債費の後年度負担対策として借換債の発行抑制を図った結果であり、一時的な高騰である。

しかし、次の項目で述べる地方債残高の状況から見て、今後公債費の高騰が続くことから、実質ベースにおいても起債制限比率を除いて要注意ラインの15%を超える状況が続くことが予測される。

図表3 公債費指標の状況

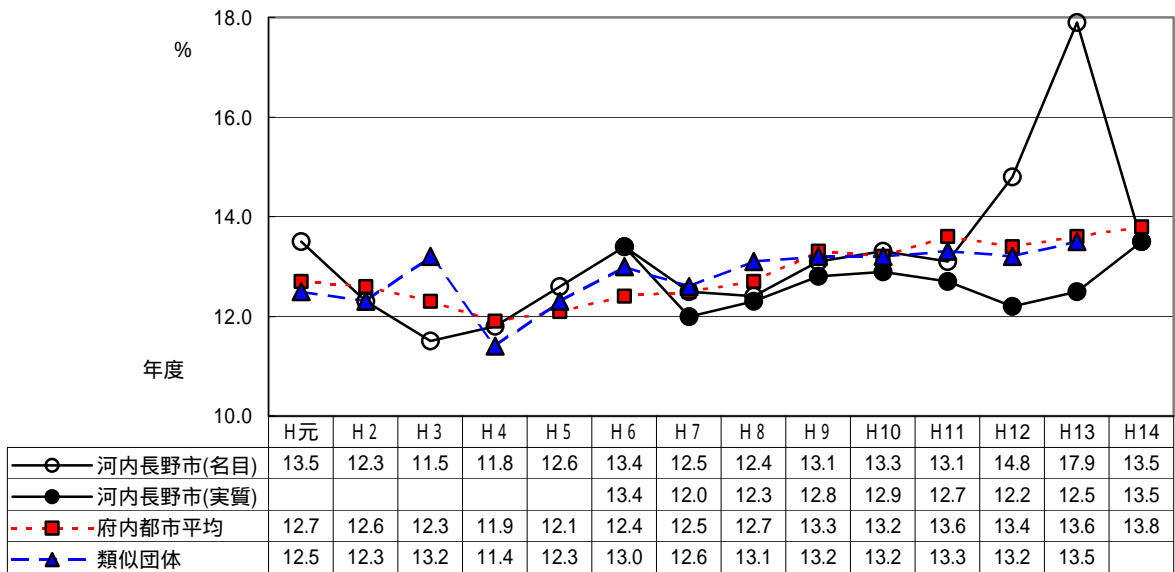


次に、府内都市平均及び類似団体とを比較した本市の公債費比率の状況は、図表4のとおりである。

本市の公債費比率の状況を府内都市平均及び類似団体と比較すると、平成11年度までは名目ベース、実質ベースとも多少変動はあるものの概ね似かよった状況で推移している。そして直近の平成12年度以降をしてみると、名目ベースでは先に述べた理由により平成12年度において大きく上昇し、平成13年度は要注意ラインと言われる15%を超える状況となっているが、実質ベースでは引き続き概ね12～13%台の似かよった推移を示している。

しかし、前述のとおり、今後実質ベースにおいても要注意ラインの15%を超える状況が続くことが予測されることに留意しなければならない。

図表4 公債費比率の推移



#### 地方債残高の状況

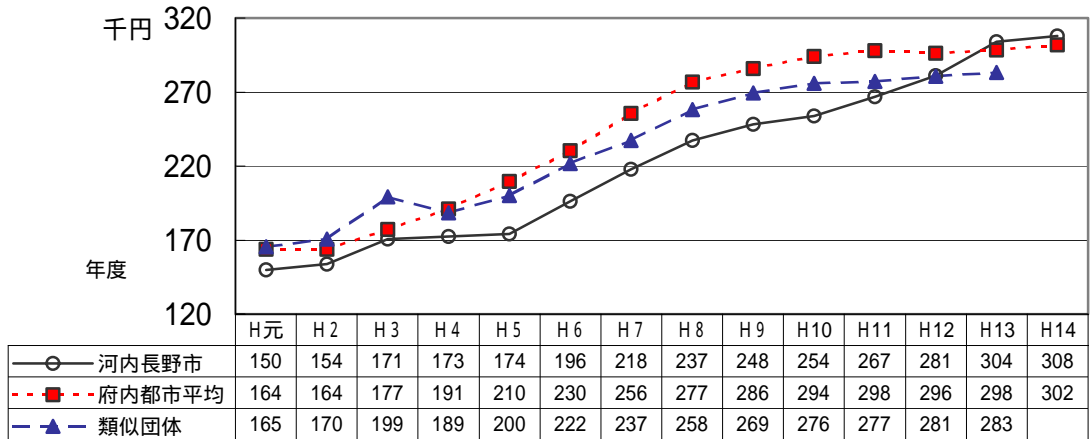
府内都市平均及び類似団体とを比較した本市の地方債残高（人口一人当たり）の状況は、図表5のとおりである。

まず、本市の地方債残高を見ると、平成元年度以降止まることなく増加し続けている。この要因は、国の景気対策としての、交付税算入や充当率引き上げなどによる地方単独事業の奨励により、各種の単独事業を拡大実施してきたことに加え、平成6年度からは国の政策減税による影響額を地方が借金して補てんする減税補てん債の発行が始まり、さらに平成13年度からは地方財政収支不足を直接地方が借金するいわゆる赤字地方債である臨時財政対策債の発行も始まったことなどによるものである。

次に、府内都市平均及び類似団体とを経年比較しながら見ると、平成10年度までは概ね似かよった増加傾向を示しており、特に、減税補てん債の発行が始まった平成6年度からは、共に大きく増加している。このように、本市だけでなく府内都市平均及び類似団体においても地方債残高が増高し、その償還金である公債費の必然的な増加が全国的な財政状況の悪化につながっている状況は、容易にうかがえるところである。近年は、建設事業の抑制などにより地方債残高の高騰を回避してきたところであるが、平成13年度からは赤字地方債である臨時財政対策債の発行が始まり、地方債残高の増加に拍車をかけている。

こうした状況において、本市が特に留意しなければならないのは、平成11年度までは府内都市平均や類似団体より低い額で推移していたものが、平成12年度からはそれら以上の額となってきていることである。この要因としては、建設事業に伴う地方債発行の比較増減に起因するものであるといえる。

図表5 地方債残高（人口一人当たり）の推移

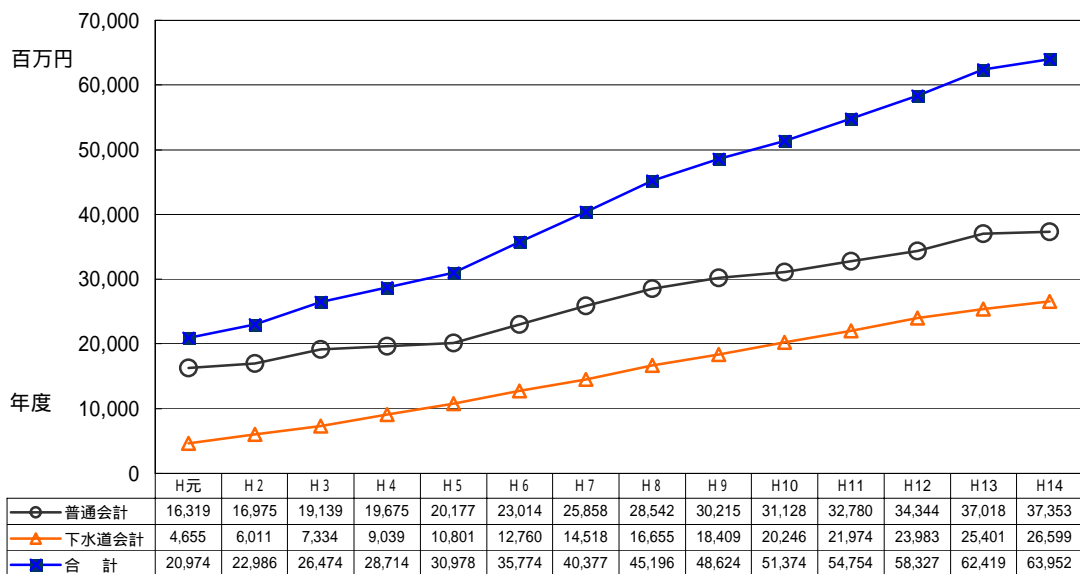


さらに、本市において留意しなければならないのは、下水道会計の地方債残高の状況である。そこで、下水道会計を合わせた地方債残高の状況を図表6で示す。

この表でわかるように、本市の地方債残高は、普通会計だけでなく下水道会計も、平成元年度以降止まることなく増加し続けている。下水道会計の地方債残高は、毎年およそ15億円～20億円の範囲で増加し続けているのである。さらに、本市の公共下水道の整備状況から見ると、今後も下水道会計の地方債残高は引き続き増加していくことが予測され、この償還金である公債費の増加は、下水道会計への繰出金の増加につながって、本市財政の硬直化に一層大きく影響を与えることになる。

地方債発行の抑制効果は、収支改善にすぐに表れるものではない。しかし発行抑制をした分は、長期にわたり公債費を縮減し、中・長期的に考えれば、その積み重ねにより歳出規模を圧縮できるものである。

図表6 地方債残高の推移



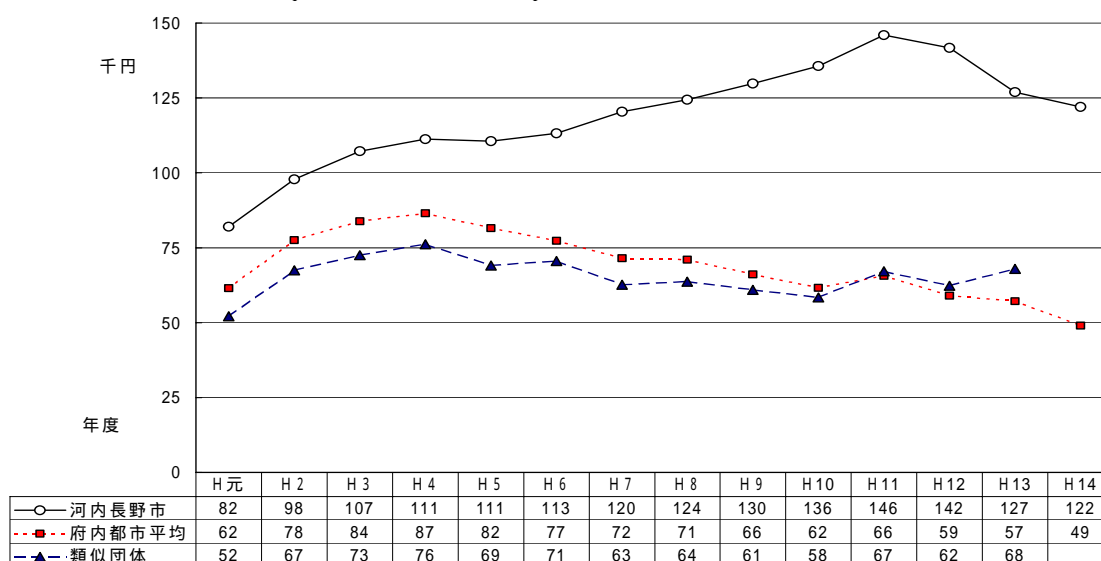
## 積立金残高の状況

府内都市平均及び類似団体とを比較した本市の積立金残高（人口一人当たり）の状況は、図表7のとおりである。

類似団体の積立金残高は、比較的安定した一定額の推移を示しているが、府内都市平均は、バブル経済崩壊直後の平成4年度をピークに減少傾向にある。

一方、本市の積立金残高を見ると、平成11年度までは順調に増加しているが、その後は3年連続して減少している。この減少の主な要因は、三日市町駅前周辺整備事業の本格化により普通建設事業基金を取り崩していることと、複合文化施設建設事業の実施に伴い総合文化施設建設基金を取り崩していることによるものである。

図表7 積立金残高（人口一人当たり）の推移



本市において、財政運営上留意しなければならない基金は、財政調整基金及び普通建設事業基金並びに減債基金である。これらについては、バブル経済崩壊後も将来の財政需要をにらみ、特に意識して積極的な積立を行ってきたことから、平成11年度まで増加を続けてきたが、近年の厳しい財政状況に大型事業の本格化が重なり、それ以後大きく減少傾向にある。

今後も、普通建設事業基金については、三日市町駅前周辺整備事業に全て充当することとなっており、事業完了後にはこの基金が無くなる見込みである。また、現在の行政水準を維持していくと、後述の収支見通しで明らかなように、財政調整基金はもちろん減債基金さえも、単に通常収支の不足を補てんするだけで、数年で無くなってしまいう見込みである。

## 2 歳入の状況

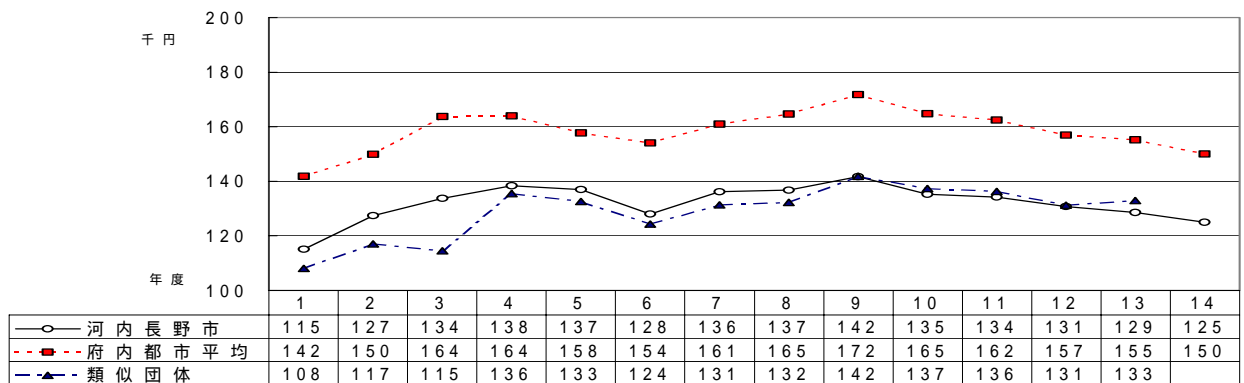
### (1) 市税収入の状況

府内都市平均及び類似団体とを比較した本市の市税（人口一人当たり）の状況は、図表8及びグラフ9のとおりである。

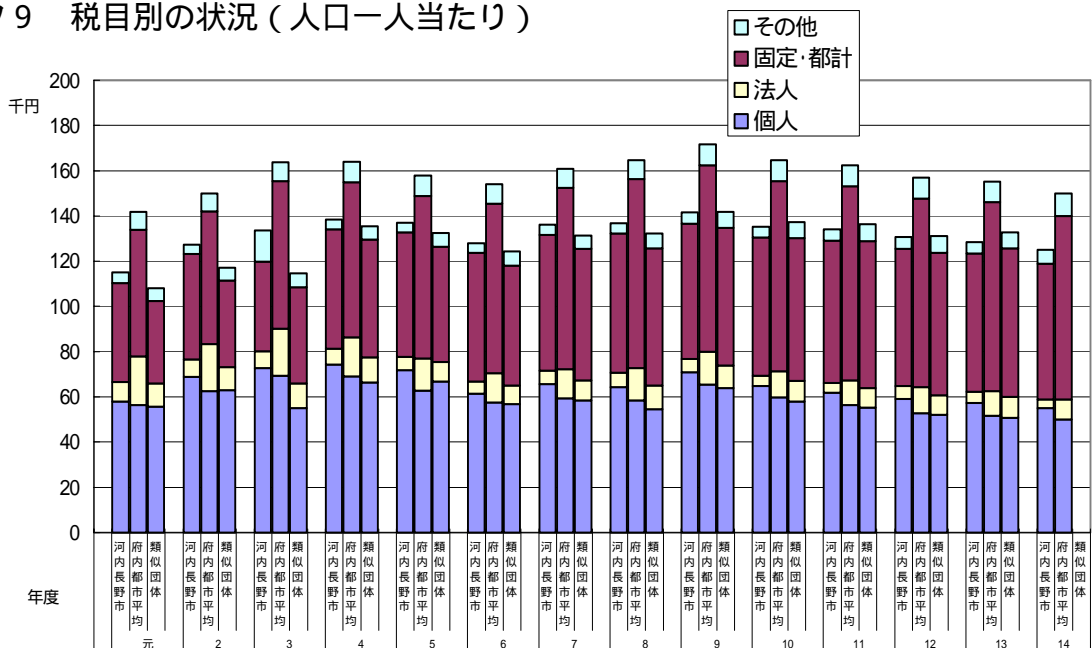
本市の市税は、府内都市平均に比べ概ね2割程度低い水準となっている。これは主に、地価が低いことによる固定資産税・都市計画税の差及び法人が少ないことによる法人税割りの差によるものである。しかし、個人市民税については、府内都市平均や類似団体に比べ本市が上回っている。

本市の市税の根幹をなす市民税や固定資産税は、これまでの団地開発による宅地化やそれに伴う人口の増加により安定的に増加してきた。しかし、バブル経済崩壊後の景気低迷や土地価格の下落に加えて平成6年度からの減税も大きく影響し、市税総額は、平成9年度をピークに毎年減少している。平成9年度と平成14年度を比較すると納税義務者一人当たりの税額が特別徴収分で約4万円も減額となっている。

図表8 市税収入（人口一人当たり）の状況



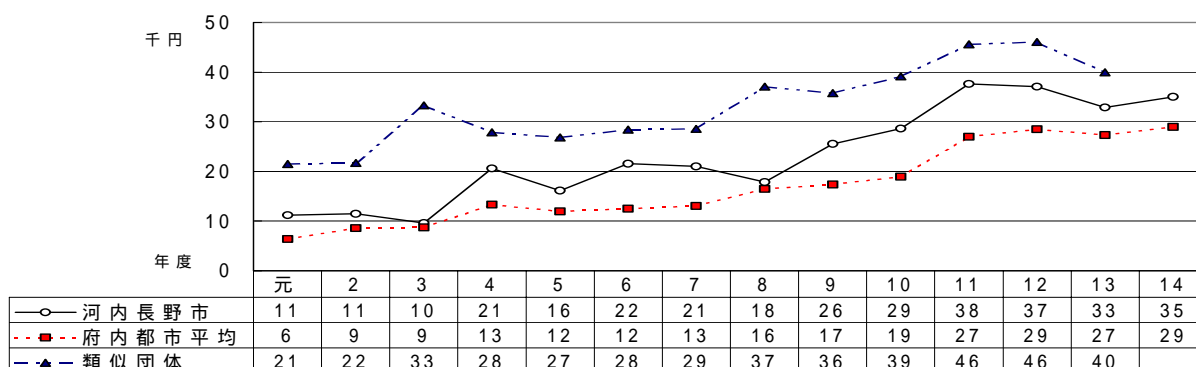
グラフ9 税目別の状況（人口一人当たり）



## (2) 地方交付税の状況

府内都市平均及び類似団体とを比較した本市の普通交付税（人口一人当たり）の状況は、図表10のとおりである。本市は、府内都市平均と比較すると多く、類似団体と比較すると少なくなっている。府内都市には法人関係税収や固定資産税収などの状況により本市と比較して財政力の高い都市も多いことが影響している。

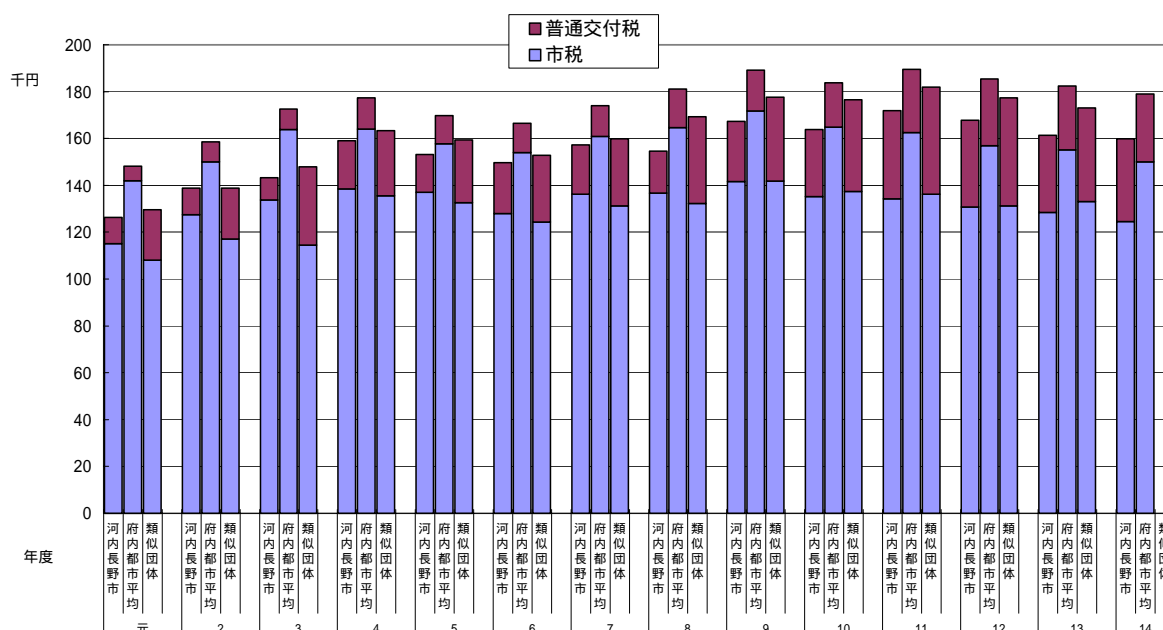
図表10 普通交付税（人口一人当たり）の状況



次に、人口一人当たりの税 + 普通交付税の状況は、図表11のとおりである。

本市は府内都市平均及び類似団体と比較して、いずれも低くなっている。市税が府内都市平均より低い理由は前述のとおりであるが、市税が概ね同程度である類似団体と比べた場合、普通交付税を加えて低くなるのは、地域格差の財源調整という本来の趣旨から外れ、国の景気対策に利用された交付税制度にも問題がある。

図表11 税 + 普通交付税（人口一人当たり）の状況



### 3 歳出の状況

#### (1) 性質別歳出の状況

一般財源ベースから見た性質別歳出

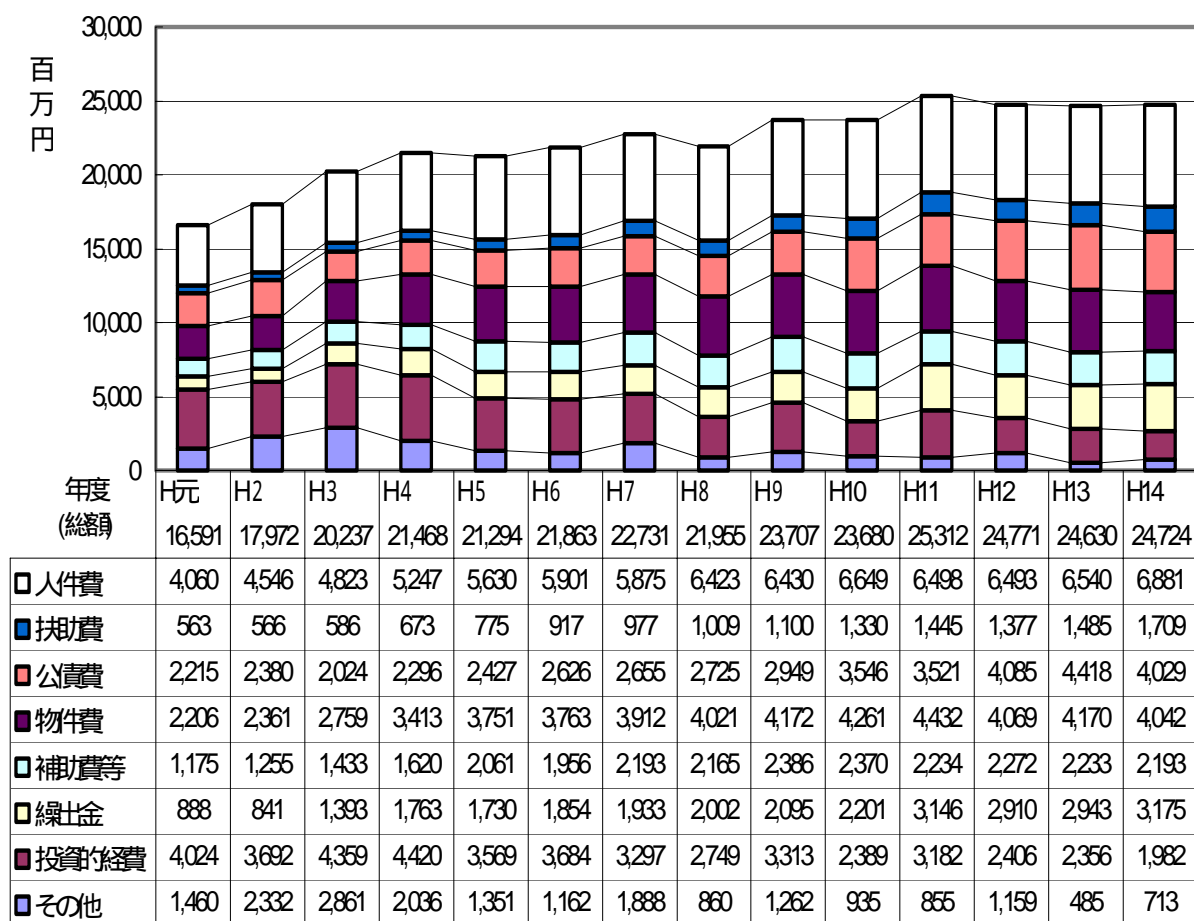
一般財源ベースの性質別歳出決算額の推移は、図表12のとおりである。平成元年度と平成14年度を比較した場合、総額で1.5倍の伸びを示しているのに対し、繰出金が3.6倍、扶助費が3.0倍と高い伸びを示している。

また、増加額で見た場合、額の多い順に人件費2,821百万円、繰出金2,287百万円、物件費1,836百万円、公債費1,814百万円となっている。

平成14年度で多い順に見ると、人件費 6,881百万円、物件費 4,042百万円、公債費 4,029百万円、繰出金 3,175百万円となっている。

財政構造を改善していくに当たっては、一般財源がどのように使われているかを把握し、従前に比べ伸びている分野や構成率の高い分野での見直しが必要となる。

図表12 性質別歳出（一般財源ベース）の推移



その他の内訳: 維持補修費 積立金 投資・出資及び貸付金  
 投資的経費: 普通養育費 災害復旧事業費

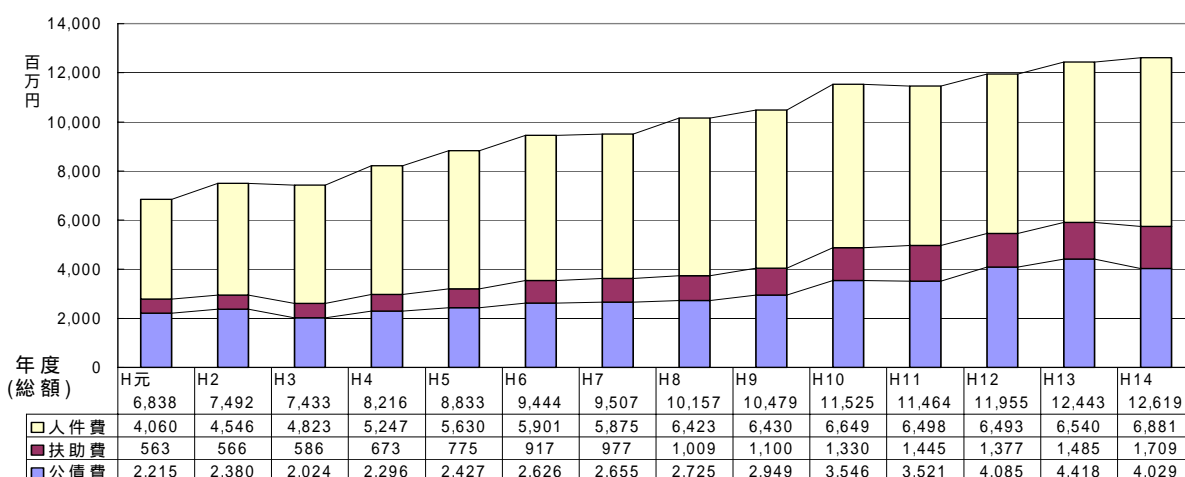


## (2) 義務的経費の状況

性質別経費のうち人件費、扶助費、公債費を一般的に義務的経費という。

義務的経費充当一般財源の推移は図表13のとおりである。平成元年度と平成14年度を比較した場合、総額で1.8倍の伸びを示しており、中でも扶助費の伸び率が高く3.0倍で、以下公債費1.8倍、人件費1.7倍の順となっている。これを増加額で見ると多い順に人件費2,821百万円、公債費1,814百万円、扶助費1,146百万円となっている。

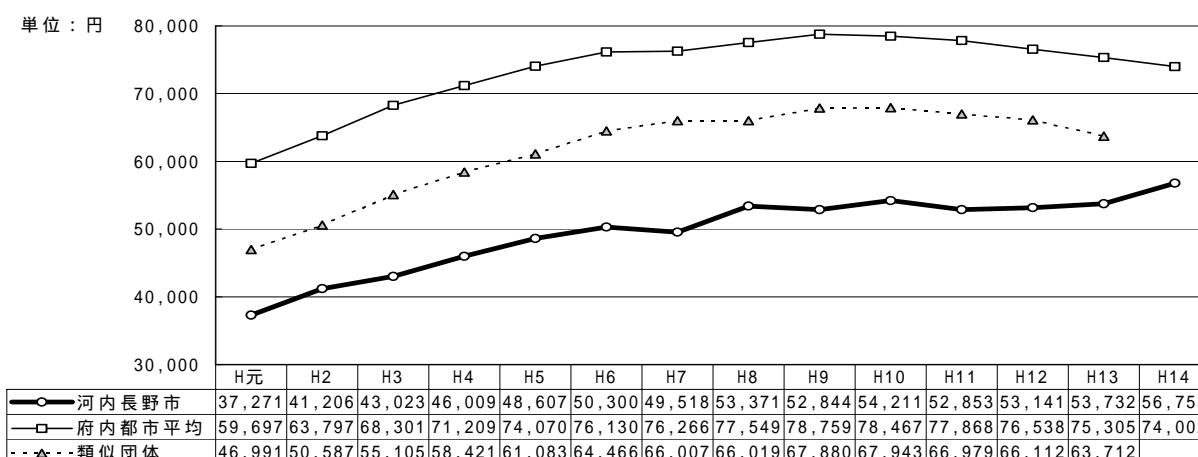
図表13 義務的経費充当一般財源の推移



### 人件費

人件費の人口一人当たり一般財源ベースの推移は、図表14のとおりである。平成14年度を見た場合、本市は56,753円であり、府内都市平均の74,002円に比べ大幅に低い状況となっている。しかしながら、府内都市平均では平成9年度の78,759円を最高に年々低下してきているが、本市は分母となる人口減少も相まって、平成14年度においては過去最高の56,753円となっている。

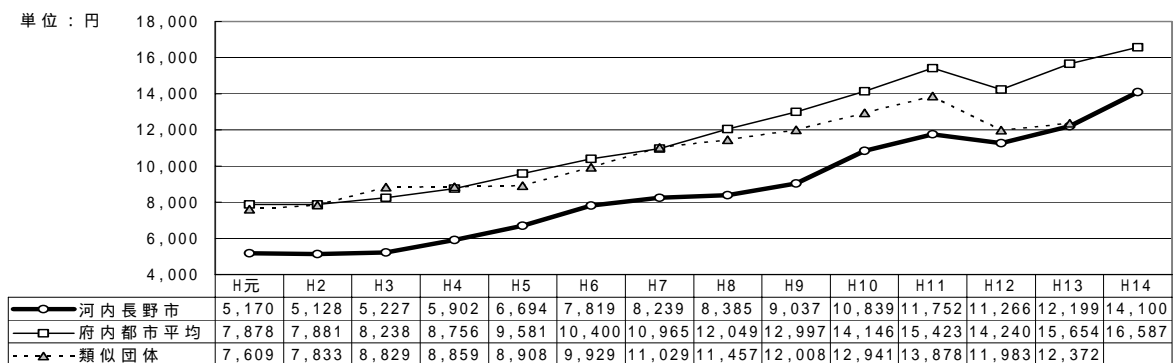
図表14 人件費の状況(人口一人当たり一般財源ベース)



## 扶助費

扶助費の人口一人当たり一般財源ベースでの推移は図表15のとおりである。平成元年度と平成2年度は、府内都市平均及び類似団体共に8,000円弱で本市が5,000円強と3分の2程度であったが、平成13年度は類似団体と同水準になっている。ここでは表として表していないが、平成13年度の具体的内容を比較した場合、生活保護費は類似団体の0.8倍と低くなっているのに対し老人福祉費は類似団体の2.2倍と高くなっている。又、平成14年度の前年度比で本市の15.6%増に対し、府内都市平均は6.0%増で本市の伸びが著しいことを示している。

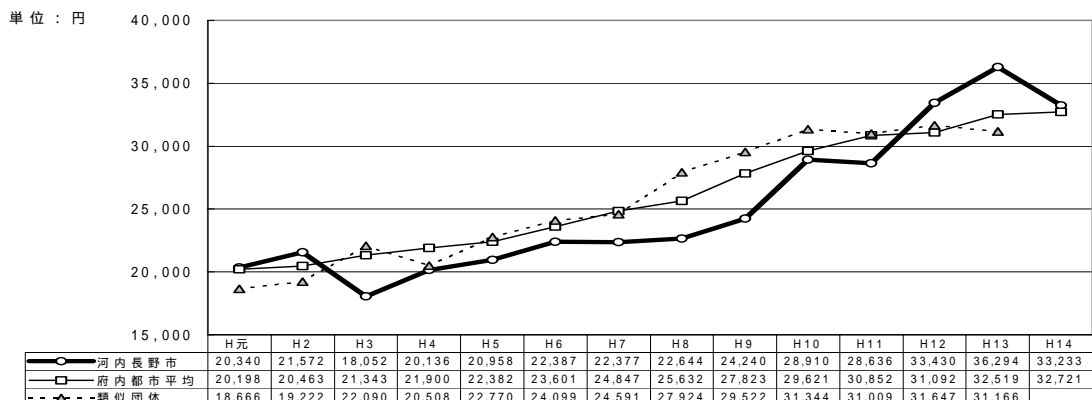
図表15 扶助費の状況（人口一人当たり一般財源ベース）



## 公債費

公債費の人口一人当たり一般財源ベースの推移は、図表16のとおりである。平成14年度を府内都市平均と比較すると、本市は33,233円と府内都市平均32,721円に対し多くなっているが、平成14年度には縁故債に係る借換を想定した最終年度償還分を一括返済した分も多く含んでいるので、これらを除外した場合と比較すると本市が特に多い訳ではない。しかし、平成12年度以降は、毎年本市が府内都市平均や類似団体よりも多くなっている状況である。

図表16 公債費の状況（人口一人当たり一般財源ベース）

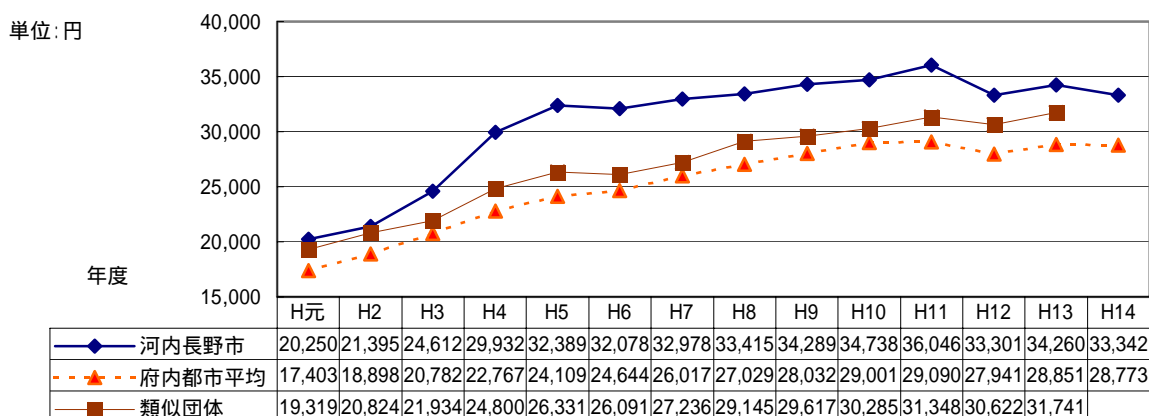


### (3) その他の経費の状況

#### 物件費

物件費の人口一人当たり一般財源ベースでの推移は図表17のとおりである。平成14年度で本市が33,342円に対し府内都市平均は28,773円と約2割多くなっている。内容的には委託料が圧倒的に多く、これは本市が従前から人件費抑制のため多くの事業について民間活力を活用したことにより委託料などが多い水準にあるため、特に平成3・4年度に大きく伸びているのは文化会館の開設に伴う運営管理委託料が大きな要因である。(人件費では人口一人当たり府内都市平均との差は、17,249円少ない状態である。人件費と物件費を合計すると平成14年度本市が90,095円に対し府内都市平均は102,775円で、平成元年度に対する伸び率は本市が1.57倍に対し府内都市平均は1.33倍で、本市の伸び率が0.24ポイント高くなっている。)

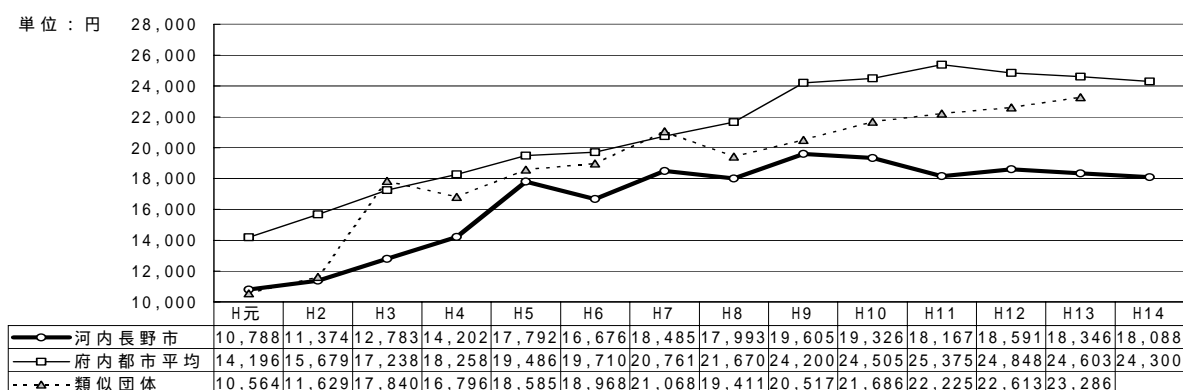
図表17 物件費の状況(人口一人当たり一般財源ベース)



#### 補助費等

補助費等の人口一人当たり一般財源ベースでの推移は、図表18のとおりである。本市が平成14年度で18,088円に対し、府内都市平均は24,300円、また類似団体は平成13年度は23,286円と、いずれと比べても本市が低い状況にある。

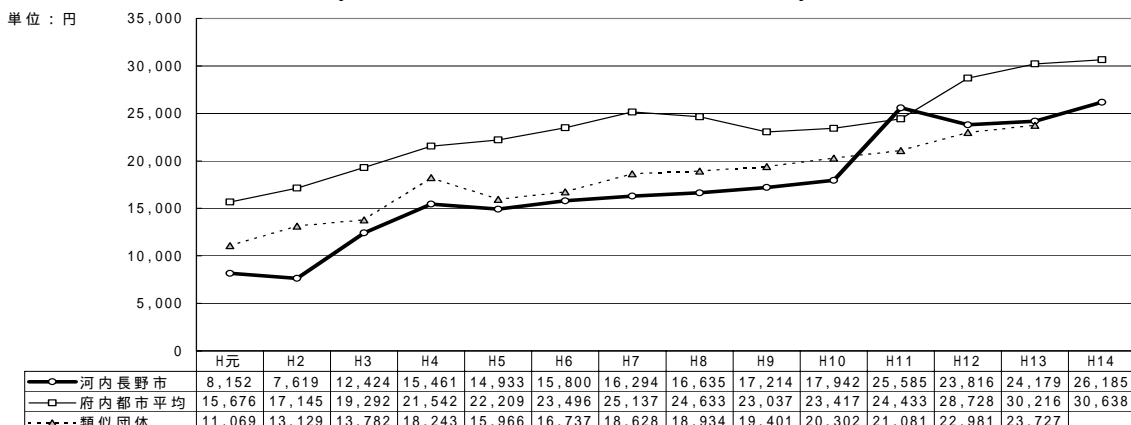
図表18 補助費等の状況(人口一人当たり一般財源ベース)



## 繰出金等

繰出金の人口一人当たり一般財源ベースの推移は、図表19のとおりである。平成14年度は本市が26,185円で府内都市平均の30,638円より少なく、平成13年度は類似団体平均の23,727円に近い額となっている。しかし、平成元年度と平成14年度を比較した場合、府内都市平均の伸びが2.0倍に対して本市は3.2倍と大きく伸びている。

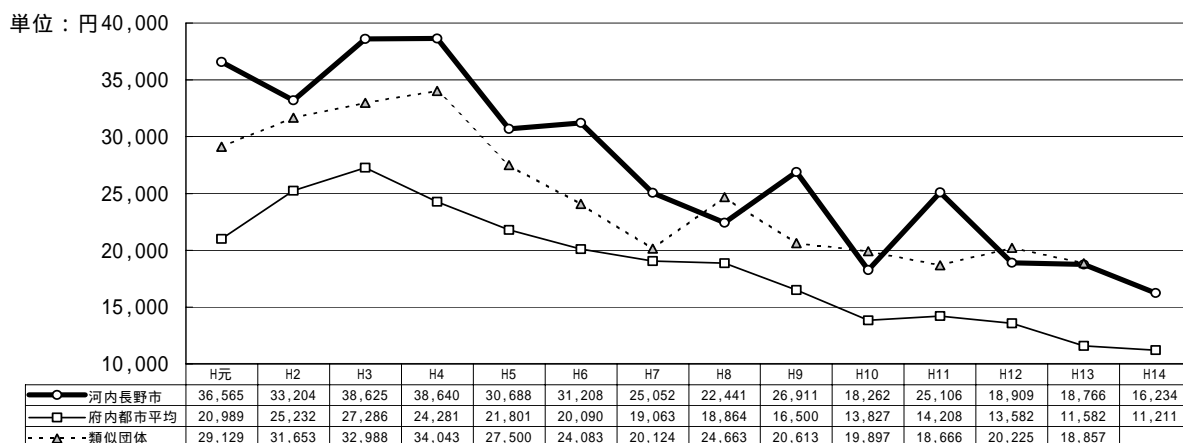
図表19 繰出金の状況（人口一人当たり一般財源ベース）



## 普通建設事業費

普通建設事業費の人口一人当たり一般財源ベースの推移は図表20のとおりである。本市の平成元年度と平成14年度を比較した場合、総額で36,565円から半減以下となっているものの、府内都市平均に比べ各年度とも非常に高くなっており、府内都市の中で都市基盤整備に力を入れている本市の状況が現れている。

図表20 普通建設事業費の状況（人口一人当たり一般財源ベース）



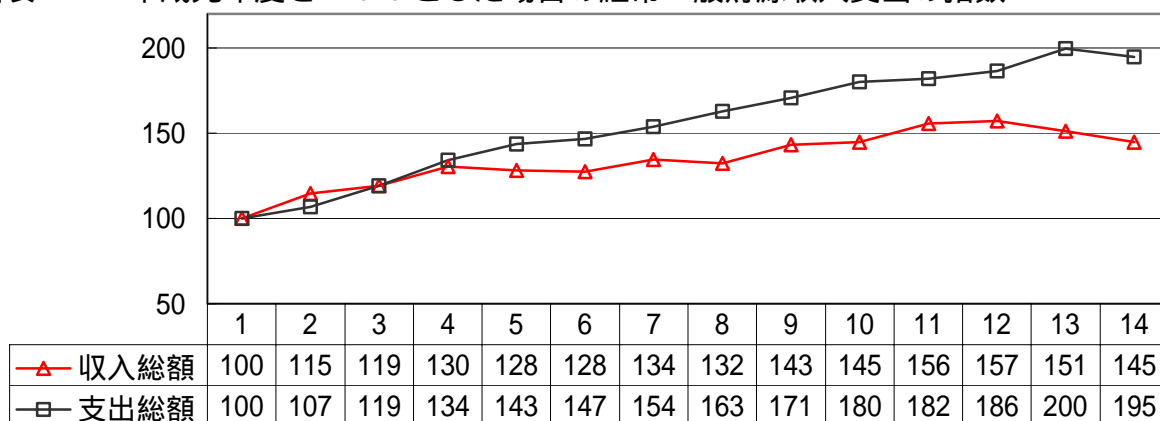
#### 4 財政危機の主な要因

今回の財政危機は、行政として未だ経験したことの無い急速な右肩下がりの状況に、財政運営が的確に対応できなかったことが大きな要因として考えられる。

これは、図表 2 1 の平成元年度を 100 とした場合の経常一般財源収入支出の指数で明らかのように、収入の伸び以上に支出が伸びを示し、収入が伸び悩みから減少に転じているにもかかわらず、支出の抑制が追いつかず、その結果として経常収支を悪化させることになったと考えられる。

そこで、それぞれの要因について、歳入歳出の両面からより詳しく検討を進める。

図表 2 1 平成元年度を 100 とした場合の経常一般財源収入支出の指数

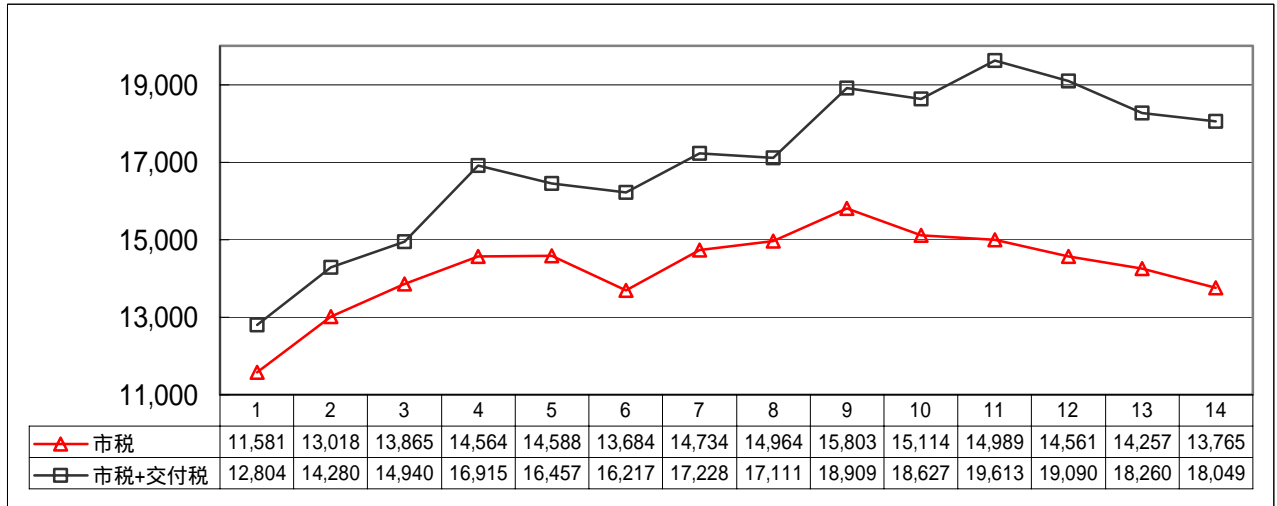


##### (1) 歳入面

歳入の減少を象徴するものとして、本市の自主財源の大宗を占める市税が、バブル経済崩壊後の平成 6 年度にはじめて対前年度比マイナスに転じた。平成 6 年度から平成 8 年度にかけては、景気対策のために毎年特別減税が実施されたが、市税収入は徐々に回復し、平成 9 年度まで増加を続けた。平成 10 年度に入り、再び、金融不安等による景気の冷え込みや、それに起因する特別減税（平成 10 年度）や恒久的減税（平成 11 年度以降）の実施及び予想を遥かに超えた長期的かつ深刻な不況と地価下落の影響で、図表 2 2 のようにピーク時の平成 9 年度と平成 14 年度を比較すると約 20 億円以上の大幅な減収（12.9%減）に陥っていることが大きい。また制度として、本来税収の減少を補完する地方交付税もその原資の不足から十分その機能を果たせず、市税と交付税の合計額も、平成 11 年度以降毎年減少する事態となった。そして、今後も地方財政計画の徹底した見直しによる地方交付税総額の圧縮が課題となっており、この閉塞状態が急激な好転を見せることよりも、より深刻な環境に陥ることが容易に想像でき、収入の減少は避けられない状況にある。

更に、大阪府の経常収支比率は平成 10 年度の 117.4% をピークとして都道府県として最高のレベルにあり、国同様、各種補助負担金の全廃・縮減や統廃合などを進めており、その影響も憂慮すべき事態となっている。

図表 2 2 経常一般財源のうち市税と交付税の推移（単位 百万円）

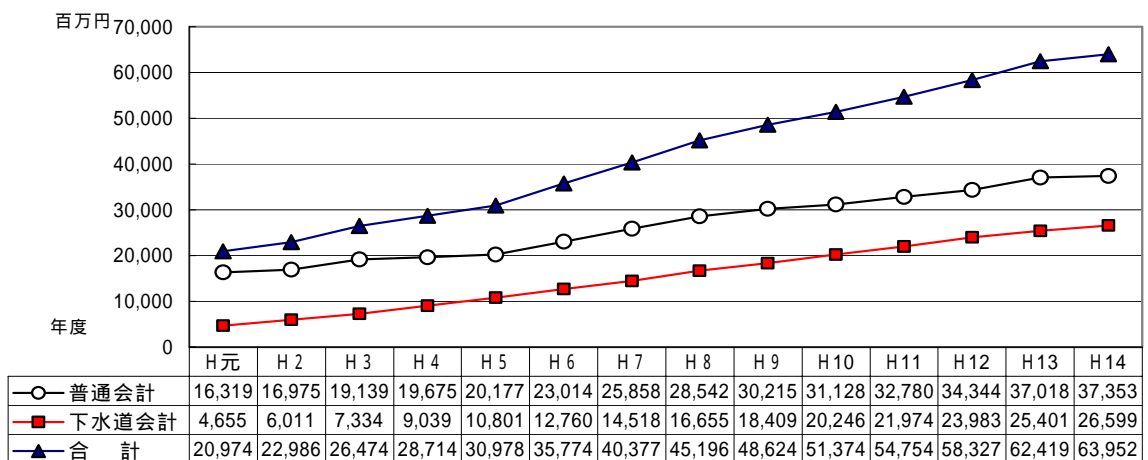


(2) 歳出面

これまで、予算編成段階でのマイナスシーリングなどにより一定の節減努力を行ってきたが、基本的には行政水準の維持とサービスの拡大を図ってきた上に、不況による影響で生活保護費や就学援助費など扶助費が伸びる傾向を示し、支出の増加は避けられない状況にある。

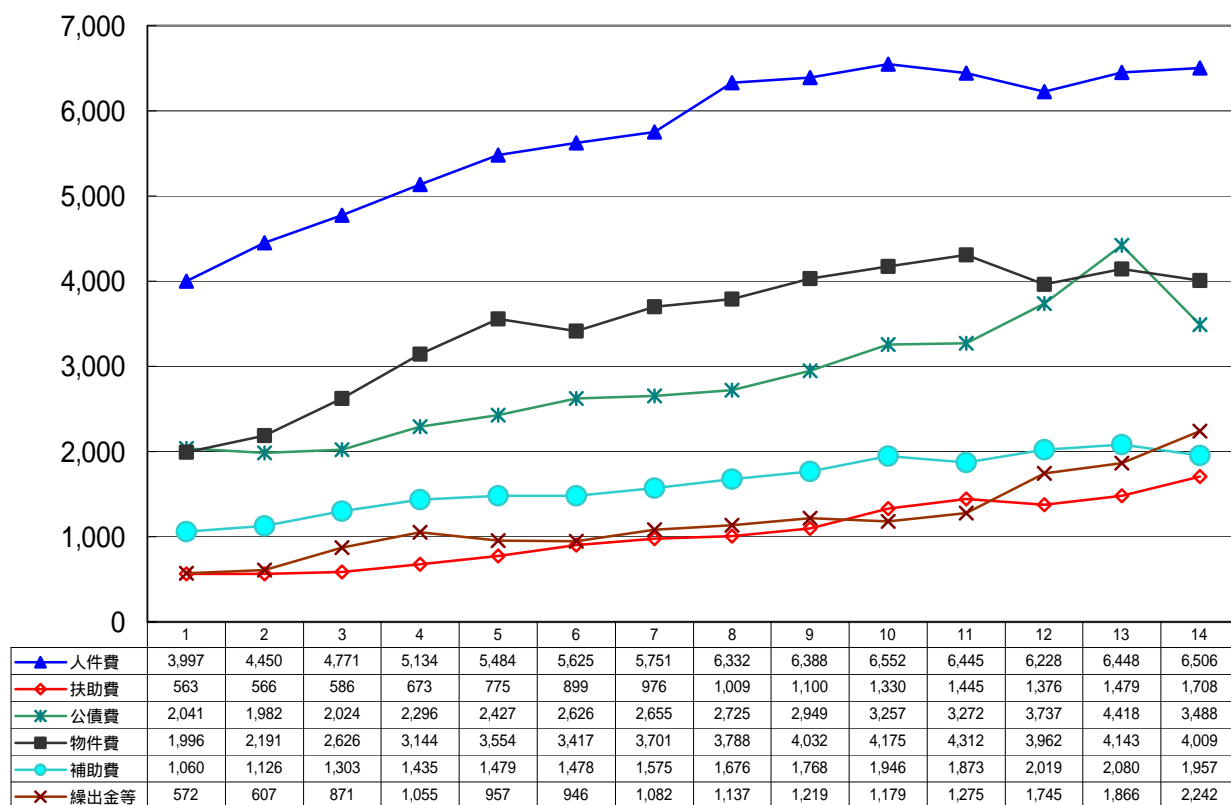
加えて、国の総合経済対策・緊急経済対策など数次に渡る公共事業拡大政策の影響により、地方債現在高は下水道会計を含めると、平成元年度と平成14年度を比較すると約429億円以上増加し（304.6%増）公債費が増高するなど、義務的経費だけでなく当然それに伴う繰出金中の公債費分も増加の一途をたどり、今後の財政支出の大きな負担となることが予想される。

図表 6 (再掲) 地方債残高の推移



人件費については、人事院勧告に準拠し、平成14年度給料改定では、初のマイナス改定を行うなど給与費の適正化に努めてきたが、職員の高齢化などに伴い、職員給与の高額推移、退職手当の増加などにより人件費負担も増加している。

図表 2 3 経常一般財源支出の性質別推移（単位 百万円）



### (3) 従来の意識

歳出については以前から想定されたものであり、平成 11 年度から経常経費のマイナスシリングを行うなど、歳出抑制の努力を行ってきたが、思い切った歳出削減に至らない結果となっている。

加えて、歳出の分析で明らかのように義務的経費の増加による財政構造の硬直化は、通常の間費削減努力だけで抑制を行うには限界があり、それぞれの費目ごとに削減策を打ち出した改革を行うなど、思い切った削減策を打たない限り減少するものではなく、現在にいたっているのが実情である。

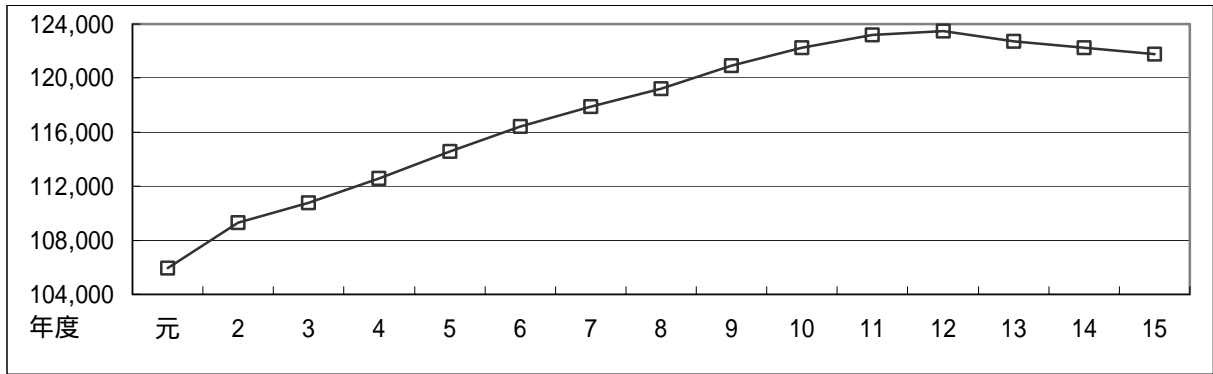
また、歳入については、国の経済財政の中期展望を軸に想定を行い、その中では、今後の経済見通しについては横ばいから、好転すると予測していたために、本市の長期財政計画においても同様の見通しとしていた。その結果として、現在の税収の落ち込みは当初予想を大きく上回る結果となり、このままでは歳出超過の事態が推測される結果となっている。

### (4) 人口の減少

本市の人口が平成 12 年 2 月をピークに都心回帰の傾向がみられ転入者の減少が顕著で、市制施行以来の減少傾向を見せ始めているとともに、人口構成においても生産年齢人口（15 歳～64 歳）の減少と老年人口（65 歳以上）の増加が顕著となるため、税収の伸び悩みが続くとともに、少子高齢化などへの対応経費の増高が止まらないことも、要因として考えられる。

図表 2 4 人口の推移（単位 人）

（各年度 4 月 1 日）



## 5 財政健全化の必要性

これまでの各種財政指標の状況からもわかるように、本市の財政力は脆弱で極めて硬直化した状況にあり、収支不足を基金の取り崩し等で補い、かろうじて均衡を保っている状況にある。今後はさらに、国の推し進める三位一体改革において、歳出の徹底した効率化による地方財政規模の圧縮が前提となっており、必然的に地方自治体の標準財政規模が抑制され、本市においても市税、交付税を中心とする経常一般財源収入の伸びは全く期待できないことが予測される。加えて、歳出においては扶助的経費を中心とする経常経費の増加は避けることができず、現在の行政水準を維持した場合には経常収支比率が100%を突破するものと予測される。

一方、施設の大規模改修や道路、下水道などの都市基盤整備事業などの臨時的経費については、これまでも財政状況を鑑みて縮小してきているが、本市の地理特性上から見て都市基盤整備は決して十分な状況とは言えず、必要最小限の都市基盤整備を実施していく必要があり、加えて施設管理面においても、改修整備をこれ以上縮小、先延ばしすることは、施設の機能を維持できない事態も想定されるところまできている。こうした経費も行政運営上当然必要不可欠な経費であり、これらを賄うには基金の取り崩しもやむを得ないものである。

結果として、このままでは基金も数年後に底をつき、多様化する新たな市民ニーズや将来のまちづくりなどに全く対応することができなくなるだけでなく、平成22年度には財政再建準用団体に転落することも想定され、その具体的な影響については、国管理のもとで自治権の大幅な制限を余儀なくされ、使用料・手数料の値上げや市独自の単独施策及び地方債の制限により都市基盤整備事業等もストップするなどの問題に直面することとなる。

このような状況を回避し、加えて現在検討を進めている河内長野市の未来を担う「第4次総合計画」を「絵に描いた餅」とせず実効あるものとするためにも、財政健全化をやり遂げなければならない。

「目標達成には最少の経費で」適正な行政経営を推進するとともに、市が行政運営を維持し、市民サービスを行うための必要な経費を確保するために、全職員が危機意識を共有し、さまざまな角度から施策の検討や不断の見直しを行わなければならない。



## 6 本市財政の収支見通し

### (1) 収支見通しの考え方

本市財政の収支見通しについては、一般財源ベースで推計することとする。

また、平成25年度までを見通した上で、平成21年度までの収支見通しを立てることとする。

#### 歳入見通しの考え方

歳入については、全般的に標準財政規模<sup>\*</sup>の伸率に連動する形で見込む。

標準財政規模の伸び率については、平成15年度普通交付税基準税額を基に下記に設定して算出した。

平成16年度	1.50%
平成17年度～平成21年度	0.00%

<sup>\*</sup>標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模をいう

上記の伸び率を基本として、交付税の事業費補正算入額及び公債費算入額の将来推計分の増減を反映させた。税收減分の75%及び平成16年度以降の臨時財政対策債分は全て交付税に上乘せした。従って、三位一体改革及び交付税総額削減論等は反映させていない。

#### (参考) 標準財政規模の過去の伸率

H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
4.09	3.75	0.93	1.84	2.96	3.73	6.15
				0.72	1.04	0.42
					(7力年平均)	(3力年平均)
					0.32	4.28
					臨時財政対策債含む	0.73

#### ・公債費、事業費補正算入除く標準財政規模の過去の伸率

H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
3.29	2.50	0.26	1.17	3.92	4.62	7.05
				1.43	1.38	1.28
					(7力年平均)	(3力年平均)
					1.20	5.20
					臨時財政対策債含む	1.36

## 歳出見通しの考え方

- 人件費 給与改定率 H15 2.03%、H16～ 0.0%、定昇率1.6%  
新規採用は、退職者補充のみ（職員数の伸びは0）
- 扶助費 標準財政規模の伸びの考え方と連動、対象者の増・個々の伸率勘案
- 公債費 H15:既計画、H16以降:毎年20億円発行ペースで見込む  
借入利率2.0%（H15 変動利率のみ1.5%）  
H15以降満期分は、償還計画の平準化を考慮し全額借換
- 物件費 標準財政規模の伸びの考え方と連動、施設増分は一定額を見込む
- 補助費等 標準財政規模の伸びの考え方と連動
- 繰出金
  - ・ 国保会計 事務費は標準財政規模の伸びと連動
  - ・ 老保会計 医療費分は年5%の伸率で算定
  - ・ 下水道会計 公債費について、新規債発行額年20億円で算出  
普及率向上による使用料アップは基本案では見込まない
  - ・ 介護保険会計 要介護者の推計数から給付費の見込額(4.0%伸び)を積算

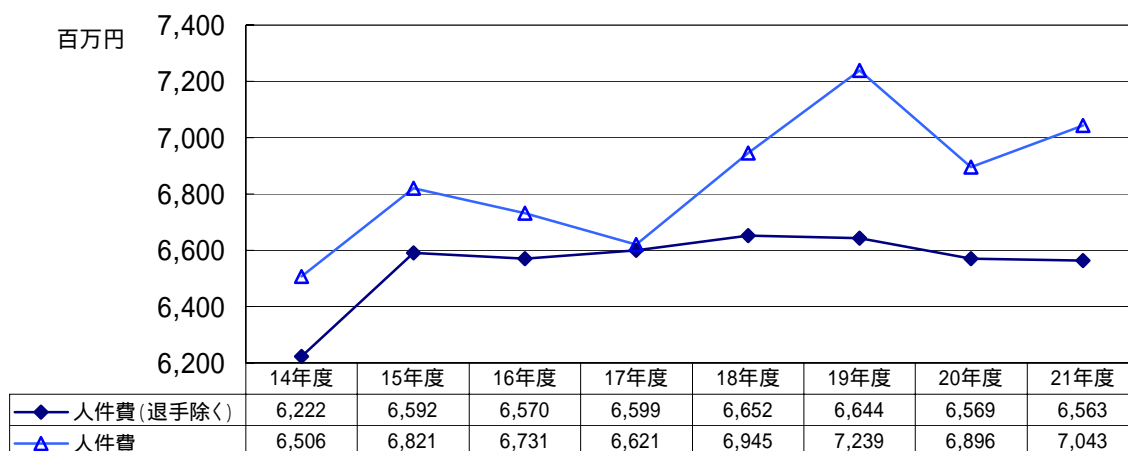
## (2) 収支見通しの状況

本市の平成21年度までの収支及び財政指標等の見通しは、表29のとおり。  
うち、経常一般財源支出の主な推移は下記のとおり。

### 人件費

人件費の支出見通しは図表25のとおりであり、退職手当を除くと、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいる。

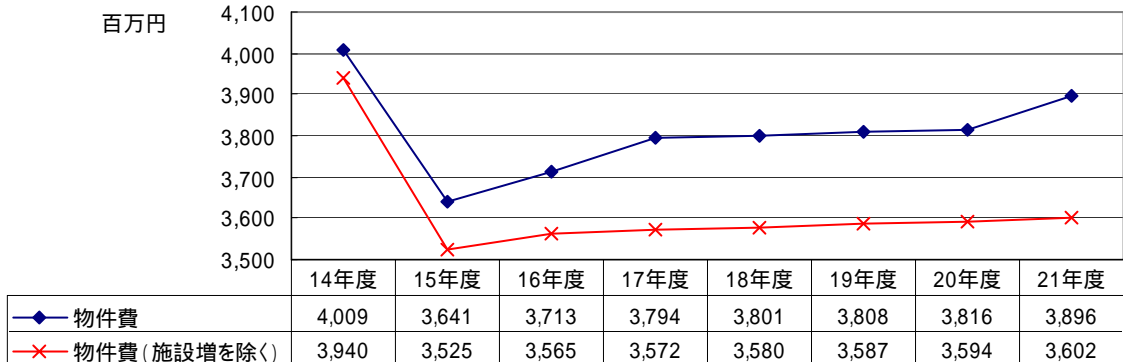
図表25 人件費経常一般財源支出見通し（単位 百万円）



## 物件費

物件費の支出見通しは図表 2 6 のとおりである。平成 1 5 年度の対前年度比較が大幅に減少しているのは、制度上の変更と経常経費のマイナスシーリング効果であり、施設の増加による経費増を除くと標準財政規模の伸びと連動して、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいる。

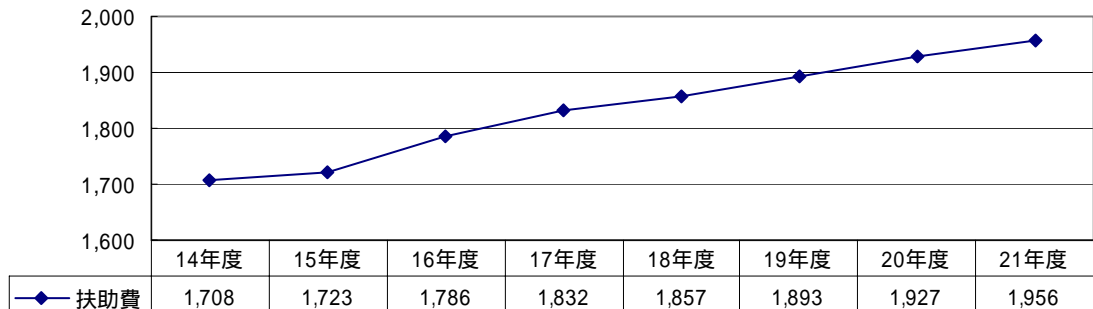
図表 2 6 物件費経常一般財源支出見通し（単位 百万円）



## 扶助費

扶助費の支出見通しは図表 2 7、2 8 のとおりであり、生活保護費の扶助基準額の減額はあるものの、乳幼児医療費助成制度改正による対象者増などの要因から、増加すると見込んでいる。

図表 2 7 扶助費経常一般財源支出見通し（単位 百万円）



図表 2 8 主な扶助費別経常一般財源支出見通し（単位 千円）

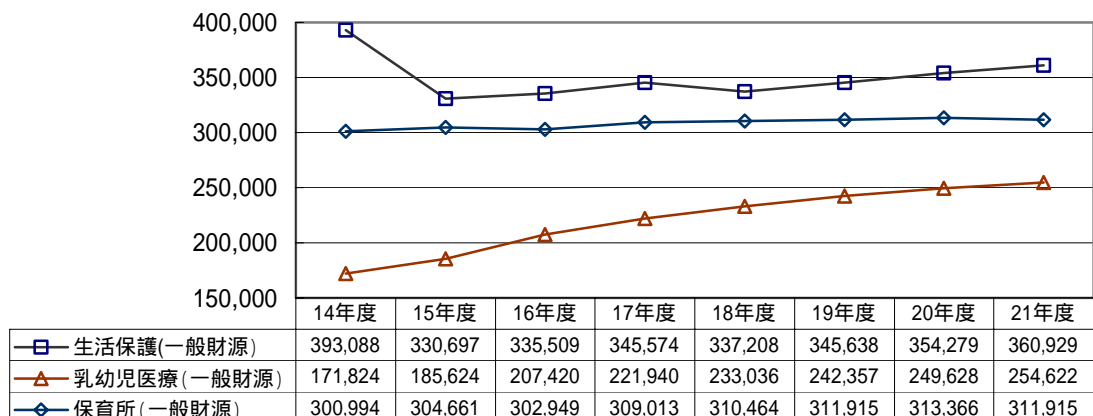


表 2 9 本市財政の収支見通し（平成 1 4 年度～平成 2 1 年度）

（単位 百万円）

区 分	H 1 4		H 1 5		H 1 6		H 1 7		H 1 8		H 1 9		H 2 0		H 2 1		
	決算見込	増減率		増減率		増減率		増減率		増減率		増減率		増減率		増減率	
経常一般財源収入 (A)	21,870	1.6	22,371	2.3	22,026	1.5	22,049	0.1	21,905	0.7	21,971	0.3	22,026	0.3	22,010	0.1	
臨時一般財源収入	1,864	3.3	1,747	6.3	1,689	3.3	1,631	3.4	1,503	7.8	1,499	0.3	1,480	1.3	1,470	0.7	
一般財源収入合計 (B)	23,734	1.7	24,118	1.6	23,715	1.7	23,680	0.1	23,408	1.1	23,470	0.3	23,506	0.2	23,480	0.1	
経常	1 人件費	6,506	0.9	6,821	4.8	6,731	1.3	6,621	1.6	6,945	4.9	7,239	4.2	6,896	4.7	7,043	2.1
	2 物件費	4,009	3.2	3,641	9.2	3,713	2.0	3,794	2.2	3,801	0.2	3,808	0.2	3,816	0.2	3,896	2.1
	3 維持補修費	356	295.6	367	3.1	372	1.4	384	3.2	395	2.9	407	3.0	420	3.2	433	3.1
	4 扶助費	1,708	15.5	1,723	0.9	1,786	3.7	1,832	2.6	1,857	1.4	1,893	1.9	1,927	1.8	1,956	1.5
	5 補助費等	1,957	5.9	2,292	17.1	2,252	1.7	2,251	0.0	2,247	0.2	2,248	0.0	2,242	0.3	2,240	0.1
	6 公債費	3,488	21.0	3,555	1.9	3,928	10.5	3,958	0.8	3,945	0.3	4,160	5.4	3,963	4.7	3,811	3.8
	7 繰出金	1,886	6.2	2,007	6.4	2,182	8.7	2,158	1.1	2,199	1.9	2,292	4.2	2,398	4.6	2,377	0.9
経常一般財源支出 (C)	19,910	2.6	20,406	2.5	20,964	2.7	20,998	0.2	21,389	1.9	22,047	3.1	21,662	1.7	21,756	0.4	
臨時一般財源支出	2,477	54.0	1,913	22.8	1,860	2.8	1,854	0.3	1,849	0.3	1,892	2.3	1,949	3.0	2,061	5.7	
一般財源支出合計 (D)	22,387	1.6	22,319	0.3	22,824	2.3	22,852	0.1	23,238	1.7	23,939	3.0	23,611	1.4	23,817	0.9	
収入支出差引 (B)-(D)= (E)	1,347	36.1	1,799	33.6	891	50.5	828	7.1	170	79.5	469	375.8	105	77.6	337	221.0	
実施計画充当額 (F)			2,125		2,202		2,204		2,190		2,197		2,202		2,201		
再差引(財源不足額) (E)-(F)= (G)			326		1,311		1,376		2,020		2,666		2,307		2,538		
財源不足累計額			326		1,637		3,013		5,033		7,699		10,006		12,544		
経常収支比率 (C)/(A)	91.0		91.2		95.2		95.2		97.6		100.3		98.3		98.8		
増収・効果必要額(90%設定) (C)-(A)*0.9					1,140		1,154		1,674		2,273		1,839		1,947		
標準財政規模	21,980	1.0	21,888	0.4	21,560	1.5	21,560	0.0	21,560	0.0	21,560	0.0	21,560	0.0	21,560	0.0	
公債費比率	13.5		13.8		15.6		15.6		15.2		15.8		14.8		14.1		
起債制限比率	9.1		9.3		11.2		11.1		10.7		11.3		10.3		9.5		
公債費負担比率	16.0		14.1		15.9		16.0		15.9		16.8		16.0		15.4		
地方債現在高	37,353	0.9	40,032	7.2	39,991	0.1	38,786	3.0	37,572	3.1	36,116	3.9	34,826	3.6	33,663	3.3	
基金	財政調整基金	3,884	4.1	3,560	8.3	2,249	36.8	874	61.2	0	100.0	0	-	0	-	0	-
	普通建設事業基金	4,062	16.3	3,124	23.1	828	73.5	0	100.0	0	-	0	-	0	-	0	-
	減債基金	2,784	0.1	2,689	3.4	2,603	3.2	2,534	2.7	2,478	2.2	2,426	2.1	2,393	1.4	2,370	1.0

## 財政健全化の基本的な考え方

右肩上がりの経済成長の終焉、地方分権社会の到来の中で、本市の行政運営も従来型の「あれもこれも」の施策展開から「あれかこれか」の選択を自主的に行う、自己決定・自己責任の原則に基づく行財政システムの確立を図らなくてはならない。

本市は、これまでも行政改革を実施し行政運営システムの改善に取り組んできているが、平成15年6月に「第2次河内長野市行政改革大綱」を策定し、改めて今後5年間の改革の方向性を定めたところである。

この大綱において「時代の要請に対応し、資源を有効に活用した新たな行政運営システムの構築と、市民と行政の協働関係の構築への取り組みを本大綱の大きな方向性とする」とあるように、現在の情勢に対応した行政サービスの見直しを進めなければならない。

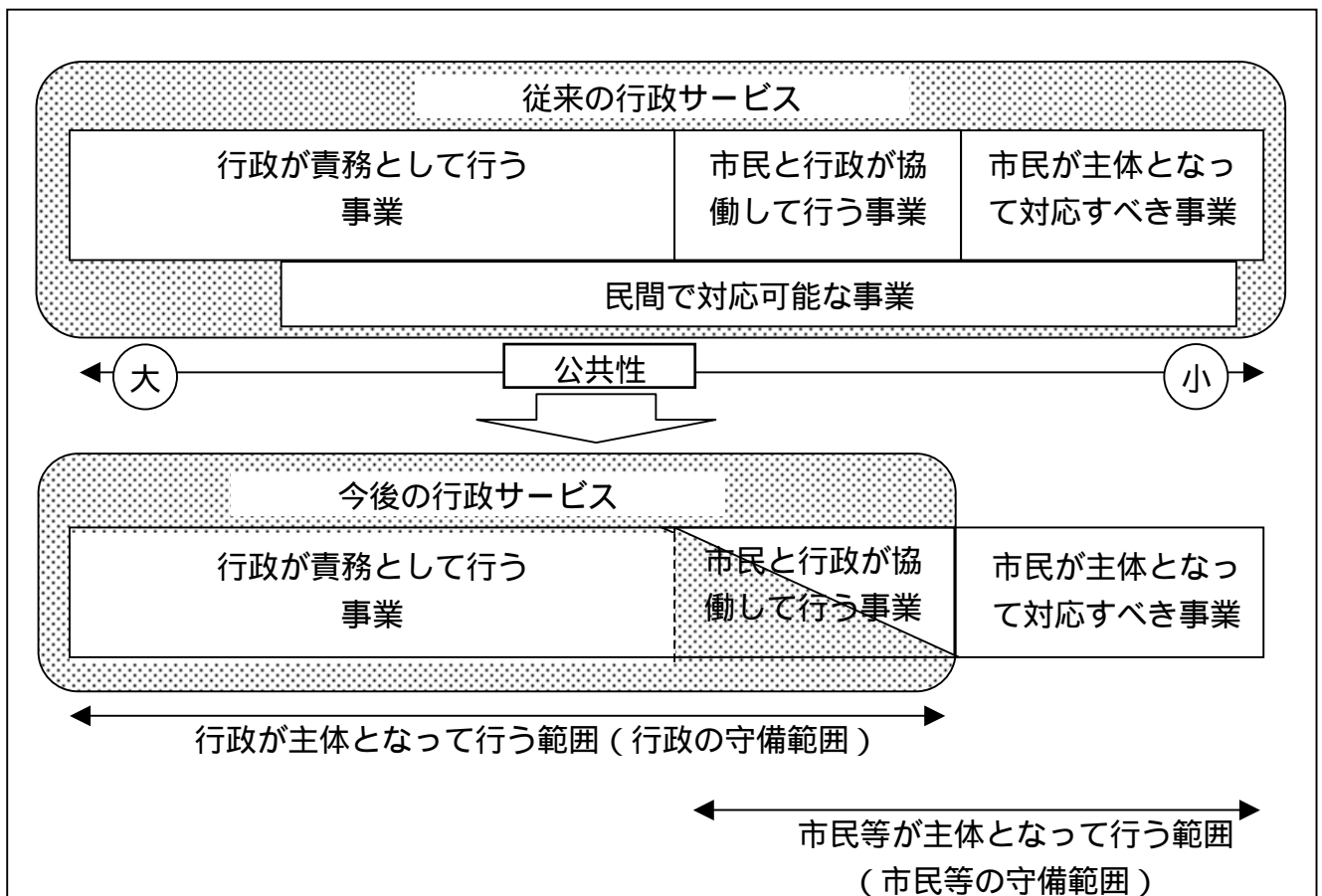
### 1 財政健全化の基本方針

#### (1) 行政サービスの分類・整理

従来から、行政サービスは市民ニーズに対応した展開に心がけ進めてきたが、先に述べた財政状況の今後の見通しで明らかなように、現在の経済情勢の下で現行サービスを続けていくことは実質的に不可能であり、人件費の削減や、経費の削減など行政内部の削減努力を進めることを前提にしながらも、サービスの見直しは不可避の状況になっている。

そこで、現在行政が行っているサービスと今後のあり方を、公共性（行政関与の必要性）の観点から分類・整理すると下図のように表すことができる。

図30 行政サービスの分類・整理



## (2) 財政健全化の基本方針

今後の行政運営においては、上図のように、従来の行政の守備範囲を見直し、行政はその責務において行うこと（道路・下水道整備、学校教育、ごみ収集、生活保護など）を中心にその責任を果たし、市民と行政が協働して行うこと（社会教育、地域施設管理など）については、市民と行政がお互いの長所を生かしつつ協力して事業を推進し、市民が主体となって対応すべきこと（クラブサークル活動、スポーツ活動、地域清掃など）については、市民の自主・自立活動を尊重し、行政はそのような市民活動と連携をとり、必要に応じて支援を行うこととする。

この度の財政健全化プログラムにおいては、以上のような観点からの事業整理を進めることとし、次のとおり基本方針を定める。

### 財政健全化基本方針

地方分権に対応し、行政の役割を明確にした自主・自立の財政運営を確立するとともに、時代の要請に的確に対応し、効果的な資源配分を行う効率的で健全な行政経営システムを構築する。

上記方針に沿って行政のサービス範囲の整理を行い、それぞれの分類に応じた適正なサービス水準の維持に努め、市民と行政が協働するまちづくりを進めながらも、その分野に応じた効率化方策を追求し、健全な行政運営を進めることとする。

## 2 分類ごとの健全化方針

### (1) 行政が責務として行う事業の健全化

行政が責務として行う事業は、基本的には行政しか行えないサービスであり、その性質として、市民生活に直結したサービスが多く、他の実施主体がない以上、その実施方法、範囲、効果などについて行政自ら判断し、本当にサービスを必要とする市民に適正な水準のサービス提供を行うとともに、市民からの税金で行っているサービスであることを常に自覚しなければならない。

しかしながら、このサービスは、その競争相手が存在しないことなどによる比較検証が困難なことを主な要因として、その経費や方法について硬直化する傾向にあり、いわゆる前例踏襲主義や他市との横並び主義に陥りがちである。

民間企業では、常に競争原理の中でサービス提供が行われているため、その資源の投入に関しては経費節減に向けた努力が、提供内容については競合他社との差別化が命題であり、行政のそれとは対照的である。

そこで、行政においても、競争原理を意識し、たゆまぬ合理化と提供内容の見直しを

図り、目的達成のために最少の経費でサービスを提供するように努めなければならない。

#### <重点項目>

##### 徹底した合理化による効率性の確保

合理化とは、単に経費をカットすることではなく、事業実施について、目的達成のために最少の経費で事業を行うこと、すなわち、サービス水準を維持しつつ投入資源を最少化することである。

そのための方策として、従来から委託による経費削減や、IT化の推進、嘱託員・アルバイトの活用など様々な手段を講じてきた。

しかしながら、例えば委託料については、長年にわたる随意契約などから経費が硬直化し、委託することが経費削減にならないものも見受けられる。

そこで、事業実施の手法の検討を前提として、実施内容について一から見直しを行い、徹底した経費削減に努めなければならない。そのために、経費の一つ一つから見直しを行い、単に不必要なものを削減するというのではなく、絶対必要な経費以外は削減するという姿勢で対応しなくてはならない。特に委託業務については安易な委託を避け、事業実施に不可避なものだけを委託するように、常に仕様書の再点検と競争入札を実施し、合理化を徹底しなくてはならない。

##### サービス提供範囲・内容の見直し

行政サービスは、基本的には市民全体を対象とする中で、必要な市民に必要なサービスを提供するものであり、サービスを提供するにあたっては、「なぜ」、「誰に」、「何を」というような項目について常に留意しなければならない。

現行のサービスにおいても、その目的に応じた効果的なサービスを提供するため、以下の点に留意した見直しを行うものとする。

#### 1. 提供範囲の見直し

行政サービスは、広く提供すれば有効なサービスというのではなく、必要な市民へ提供するという限定したサービスを原則としなければならない。

特に給付金などの扶助費や各種補助金については、目的に照らして対象範囲を精査し、所得制限や年齢制限を設けるなど、行政の扶助を本当に必要とする市民へ、必要なサービスを提供するように努めなければならない。

#### 2. 提供内容の見直し

行政サービスは、原則として市民ニーズに対応したサービス提供であるはずである。しかしながら、市民ニーズが多様化し複雑化する現代社会において、全ての市民ニーズに応えることは実質的に不可能であり、行政としては常に最適なサービス提供のための取舍選択を行う必要がある。そのための目安として、国・府の補助・負担基準などを採用し、それ以上のサービス（いわゆる上乘せ・横出しサービス）については、本市の実情などを考慮し、そのサービスの必要性について十分精査し、再度その必要性について見直しを行わなければならない。

### 3. 類似サービスの統合

市民ニーズの多様化を背景とした行政サービスの肥大化の中で、様々なサービスに取り組んでいるが、中には、目的の違いはあっても、類似したサービス提供が見受けられる。このようなサービスについても、全庁的な施策体系の中で整理統合を図り、サービス提供の合理化に努めなければならない。

時代に対応するサービス提供内容などの見直し

従来は、行政が一度開始したサービスの見直し・廃止を行うことは、困難なことであった。しかしながら、平成16年度から運用を開始する「行政評価システム」を活用することで、個々の事業ごとの成果算定と総経費算定が可能となり、事業ごとの評価が可能となる。このシステムを活用し、施策体系を整理する中で、経費に対して効果が少ないものなどについては、見直しを行う必要がある。この見直しについては、不必要な事業の抽出を行うのではなく、全ての事業の必要性を毎年点検することを原則とし、そのための手段として「行政評価システム」を活用し見直しを行う仕組み作りが求められている。

また、廃止に至らないまでも、費用対効果の低い事業については、サービス内容の再点検や経費削減努力を続け、資源の有効活用に努めなければならない。

ハコモノなどの建設投資の抑制

道路、下水道、学校、公共施設などは、市民生活に直結する社会整備資本であり、その整備主体は行政が受け持つ分野である。従って、より快適な市民生活を提供する行政体としての責務からは、社会資本整備については一定のレベルで進めなければならない。

しかしながら、現在の経済状況のもとで、特に施設整備を従前のペースで進めることは、経常経費を更に圧迫することになり、財政状況の悪化に繋がりがかねない。

そこで、再度建設投資についても、その手法などについて見直しを行い、その状況に応じた資本整備を進めなければならない。

#### 1. 総合的・客観的な計画に基づく整備

社会資本整備には、道路、下水道、学校など様々な分野があり、本市では現在、長期的な財源見通しに基づく総合計画実施計画において全体調整が図られる中で、その分野ごとの計画により整備が進められている。

今後は、この総合計画実施計画の調整・推進機能に客観的な指標を導入するとともに、建設投資分野における横断的な指標を策定し、個々の分野ごとの整備計画から、市の長期的な財政見通しに合わせた総合的な整備計画へと発展させ、その計画に基づく整備を進めなければならない。

そのための指標として、いわゆるB/C(費用対効果)を明確にした順位付けと、財政状況に合わせた年次計画を明らかにし、個々の計画を客観的に評価できるシステムを確立しなければならない。



## 2. 長期的な負担を考慮した計画に基づく整備

社会資本整備の中で、特にハコモノなどの施設建設については、建設後の管理運営経費に加え、建設のための起債の償還や維持補修経費など、長期的に経常経費負担が発生することから、整備を決定する前に長期的な経費負担を明らかにした上で、建設にかかる費用対効果の検討を行い、長期的な財政見通しに立った整備計画に基づく整備を進めなければならない。

### (2) 市民と行政が協働して行う事業の行政の役割

市民と行政が協働して行う事業とは、行政がサービス提供の責務を負いながらも、広く市民、ボランティア団体、NPOなどとともに進める事業で、より市民に密着した分野で推進する事業である。例えば、社会体育施設などの施設管理運営がこの分野に該当する。この分野では、初期の施設整備などが行政の役割であり、その後の事業運営などについては、市民を中心として行っていくべきものである。

この分野の事業については、行政と市民の信頼関係の確立と、市民の自主的な活動の育成が不可欠であり、そのことに留意した事業運営に心がけなければならない。

#### < 重点項目 >

総合的な情報公開の推進などを通じた市民との信頼関係の確立

従来は行政だけで提供してきたサービスを市民と協働した事業運営に転換するためには、行政と市民の信頼関係の確立が不可欠である。特に行政が肥大化し市民との距離が乖離しつつある現状では、市民との距離を縮め、市民に理解を求めることが信頼関係を確立することに繋がる。

そこで、行政改革大綱で掲げている「市民との協働」を推進し、信頼関係の確立に努めなければならない。

市民の自主的な活動の育成と支援

市民と行政の協働を進めるには、市民活動の進展が不可欠であり、従来から活動を続けているボランティア団体、自治会、NPOなどの育成と支援を進めなければならない。特にNPO法人化については、今後の継続的な市民活動のあり方として注目されていることから、団体の意向を尊重しながらもNPO法人化に向けたボランティア団体の育成と支援を強化することとする。

自主的な活動との協働による事業運営の実現

市民との協働による事業運営では、双方がメリットを享受することが、継続した協働を実現するために重要である。行政側の経費節減というような都合だけで協働を進めるのではなく、市民活動側もメリットを享受できるような協働を進めなければならない。特に、市の事業を協働で行う場合に、その運営に関して十分なコミュニケーションと役割分担、業務範囲を明確にし、活動の支援と協働を両立させるような方策を検討しなければならない。

### (3) 市民が主体となって対応すべき事業への行政関与

行政が市民ニーズに対応する行政運営を続ける中で、本来市民が活動主体であり、行政は側面から支援すべき事業についても、その育成などの観点から、行政が主体となった事業運営を進めている事業が多く存在する。例えば、クラブサークル活動や、スポーツ活動、地域清掃活動などがこれに該当する。

これらの事業については、本来の市民活動を主体とする市民の自立した活動を基本として、行政の関与は最小限にとどめ、本来あるべき活動主体の自主運営へと転換を図らなければならない。

#### <重点項目>

##### 自主・自立の活動を基本とする行政関与の最小限化

市民の自主的な活動を基本とするものについては、その自主性を尊重し、かつ自立した活動を促進する観点から、行政は市民などからの相談に対して支援する程度の関与を行うなど、市民が主体となることを原則として、行政関与の最小限化に努める。

##### 自立促進支援への転換

このような市民活動を支援する場合においても、補助金などの金銭的な活動支援については、自主・自立の観点から、その必要性の点検と可能な限りの時限化を行うなど、自主・自立につながる育成と支援に転換することが重要である。

### (4) 民間で対応可能な事業への行政関与

現在、行政が行っている事業のうち、民間でも同様のサービス提供があり、官と民が競合するサービスについて、今後も行政としてのサービス提供が必要か見直す必要がある。

これらのサービスについては、民間サービスが不足している状況で、それを補完する意味から行政が行ってきたサービスや、民間のサービスとは異なる趣旨で、サービスを行っているものなどがある。

いずれにしても、現在のところ、行政がサービス提供を停止しても民間において同等のサービスを提供することが可能なものについては、再度、行政関与の必要性について見直しを行い、「民間で行えることは民間にまかせる」ことを原則とした行政運営を行わなければならない。

## 3 資源を最大化するための歳入の確保

上記健全化方針に従い、行政サービスの見直しを図る上で、資源を最大化する方策として、歳入の確保に努めなければならない。

そのためには、本市歳入の根幹をなす市税収入をはじめ、使用料や手数料などの自主財源を長期安定的に確保するための取り組みが必要である。

その方策として、市税徴収率の向上や適正な受益者負担の徹底を図ることとする。

なお、使用料をはじめとする受益者負担については、受益と負担に係る市としての基準

を明確にし、適切な負担を求めることにより、行政サービス提供の均衡を図らなければならない。

#### 4 全庁・全市民的な推進

今回の財政健全化プログラムは、行政経営システムの大きな変革であり、市民サービスに直接影響を及ぼすものも多数含まれる。

そこで、今回のプログラムの推進にあたっては、市民などへの十分なアカウンタビリティ（説明責任）の確保と、各年度の進捗状況や今後の見通しなどについての積極的な情報公開により、市民と行政の情報共有を進めなければならない。

また、庁内については、プログラムの策定段階から各年度の実施計画に至るまで、十分な周知徹底と併せて進捗管理を行うなど、本プログラムの実効性を確保しなければならない。

#### 5 財政健全化プログラムの目標

平成20年度の経常収支比率が90%を超えることのないよう努める。

#### 6 財政健全化プログラムの実施期間

実施期間は、平成15年度から平成19年度までとし、平成16年度から平成20年度までの予算編成に対応するものとする。

#### 7 進行管理と見直し

財政健全化プログラムの確実な進捗を図るため、随時・適切な進行管理を行うとともに、プログラムとの乖離については必要な見直しを行うものとする。

#### 8 財政健全化プログラム実施による収支見通し

##### (1) 収支見通しの考え方

財政健全化プログラム実施による収支見通しについては、表29の収支見通しを健全化前として採用し、財政健全化基本方針に基づき、具体的な健全化方策を実施した後の姿を表したものである。

歳入歳出ともに一般財源ベースで、歳入増収額・歳出効果額を積み上げたものを推計している。

##### (2) プログラム実施による収支見通し

本市の財政健全化プログラム実施による収支見通しは表31のとおり

表 3 1 本市財政の収支見通し（平成 1 4 年度～ 2 1 年度）＜健全化後＞

（単位 百万円）

区 分	H 1 4		H 1 5		H 1 6		H 1 7		H 1 8		H 1 9		H 2 0		H 2 1		
	決算見込	増減率		増減率		増減率		増減率		増減率		増減率		増減率		増減率	
健全化前	經常一般財源収入 (A)	21,870	1.6	22,371	2.3	22,026	1.5	22,049	0.1	21,905	0.7	21,971	0.3	22,026	0.3	22,010	0.1
	臨時一般財源収入	1,864	3.3	1,747	6.3	1,689	3.3	1,631	3.4	1,503	7.8	1,499	0.3	1,480	1.3	1,470	0.7
	一般財源収入合計 (B)	23,734	1.7	24,118	1.6	23,715	1.7	23,680	0.1	23,408	1.1	23,470	0.3	23,506	0.2	23,480	0.1
	經常一般財源支出 (C)	19,910	2.6	20,406	2.5	20,964	2.7	20,998	0.2	21,389	1.9	22,047	3.1	21,662	1.7	21,756	0.4
	臨時一般財源支出	2,477	54.0	1,913	22.8	1,860	2.8	1,854	0.3	1,849	0.3	1,892	2.3	1,949	3.0	2,061	5.7
	一般財源支出合計 (D)	22,387	1.6	22,319	0.3	22,824	2.3	22,852	0.1	23,238	1.7	23,939	3.0	23,611	1.4	23,817	0.9
	収入支出差引 (B)-(D)= (E)	1,347	36.1	1,799	33.6	891	50.5	828	7.1	170	79.5	469	375.9	105	77.6	337	221.0
	実施計画充当額 (F)			2,125		2,202		2,204		2,190		2,197		2,202		2,201	
	再差引(財源不足額) (E)-(F)= (G)			326		1,311		1,376		2,020		2,666		2,307		2,538	
	財源不足累計額					1,637		3,013		5,033		7,699		10,006		12,544	
	經常収支比率 (C)/(A)	91.0		91.2		95.2		95.2		97.6		100.3		98.3		98.8	
財調基金(財源不足額対応)	3,884	4.1	3,560	8.3	2,249	36.8	873	61.2	1,147	231.4	3,813	232.4	6,120	60.5	8,658	41.5	
健全化後	増収額・効果額					91		313		550		612		677		677	
	歳入 増収額(經常) (H)					91		313		550		612		677		677	
	増収額(臨時)					200		379		110		135		407		0	
	歳出 効果額(經常) (I)					454		809		1,014		1,175		1,387		1,387	
	効果額(臨時)					47		57		16		13		145		0	
	建設事業費効果額					44		659		0		0		0		0	
	増収・効果額等合計 (J)					742		2,103		1,658		1,909		2,326		2,064	
	差引財源不足額 (G)-(J)					569		727		362		757		19		474	
	財源不足累計額					569		158		204		961		942		1,416	
	經常一般財源収入 (A)+(H)= (K)					22,117		22,362		22,455		22,583		22,703		22,687	
	經常一般財源支出 (C)+(I)= (L)					20,510		20,189		20,375		20,872		20,275		20,369	
經常収支比率 (L)/(K)					92.7		90.3		90.7		92.4		89.3		89.8		
公債費比率	13.5		13.8		15.7		18.2		14.5		15.0		13.9		13.0		
起債制限比率 単年度	9.1		9.3		11.2		13.9		10.0		10.4		9.3		8.4		
3 力年平均	11.2		10.8		9.9		11.5		11.7		11.4		9.9		9.4		
公債費負担比率	16.0		14.1		18.3		17.9		15.0		15.3		14.7		14.1		
基金	財調基金	3,884	4.1	3,560	8.3	2,991	16.0	3,718	24.3	3,356	9.7	2,599	22.6	2,618	0.7	2,144	18.1
	普通建設事業基金	4,062	16.3	3,124	35.6	828	73.5	0	100.0	0	-	0	-	0	-	0	-
	減債基金	2,784	0.1	2,689	3.3	2,003	25.5	1,334	33.4	1,278	4.2	1,226	4.1	1,193	2.7	1,170	1.9

## 具体的な健全化方策

### 1 歳出削減に向けた取り組み

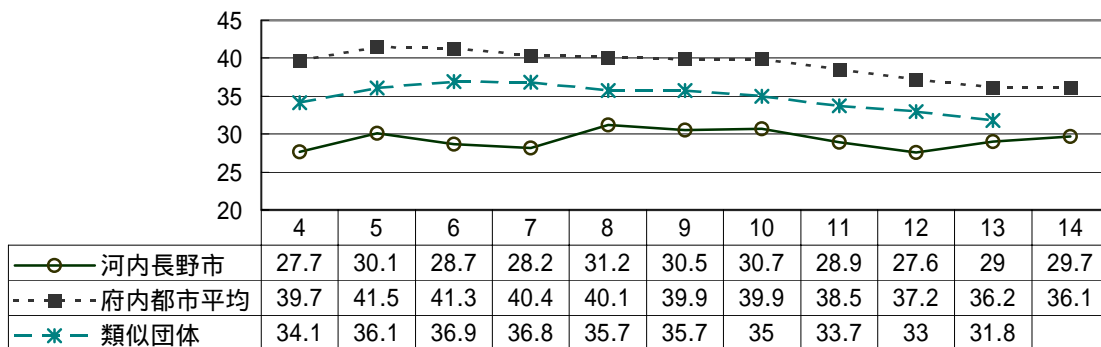
#### (1) 人件費の抑制

本市における経常収支比率内訳の人件費をみると、図32のように年度ごとに多少のばらつきはあるものの、約27～30%の間で安定的に推移しており、府内都市平均や類似団体と比較しても低い結果となっている。これは、本市が財政再建準用団体を2度も経験したという苦い教訓から、財政を硬直化させる要因となりがちな人件費を極力抑制し、民間活力を可能な限り利用するなど、少ない職員数でサービス提供に努めてきたことや、給与についても、常に国の給与制度を意識し、いち早く「わたり制度」の是正を図るなど府内で低い水準を維持してきたためであり、従来から職員数と給与の抑制に取り組んできた成果だと考えられる。

しかしながら、府内都市平均は、平成6年度以降低下傾向にあり、本市においても、今後も厳しい財政状況が続くと予測される中で、さらに効率的・効果的な行財政運営に向けての取り組みが必要であり、とりわけ経常経費に占める割合が最も高い人件費を抑制していくことが避けられない状況にある。

そこで、今回の人件費の削減については、まず、職員数の削減から取り組みを進め、サービス提供を行うための最低限の職員数を確保することを原則として、人件費の抑制を進める。

図32 経常収支比率内訳の人件費（単位 %）



#### 職員数の削減による人件費の抑制

現在の職員数は、先に述べた歴史的な経過により、類似団体と比較しても低い職員数となっている。しかしながら、現在の財政状況を反映した人件費の見直しの中で、再度人材の効果的な配置や民間活力の活用などの方策を通じて、職員数の抑制に取り組まなければならない。

#### <削減の方向性>

定年退職者などの補充

- ・ 定年退職者の補充を抑制することにより、職員数の削減目標を45名とする。

そのために、本プログラムなどによる個別事業の見直し、民間活力の活用、嘱託員やアルバイト職員の活用などの健全化方策や、組織機構の見直しなどによる効率的な職員配置により実現することとする。

保育所において、国庫負担金などで配置基準のある業務については、その基準を原則として、本市の配置基準の再検討を行う。

上記方針を原則として、採用年度の平準化を考慮した計画的な採用や、業務量に応じた適正な定員管理を進めるため、「定員適正化計画」の見直しを行う。

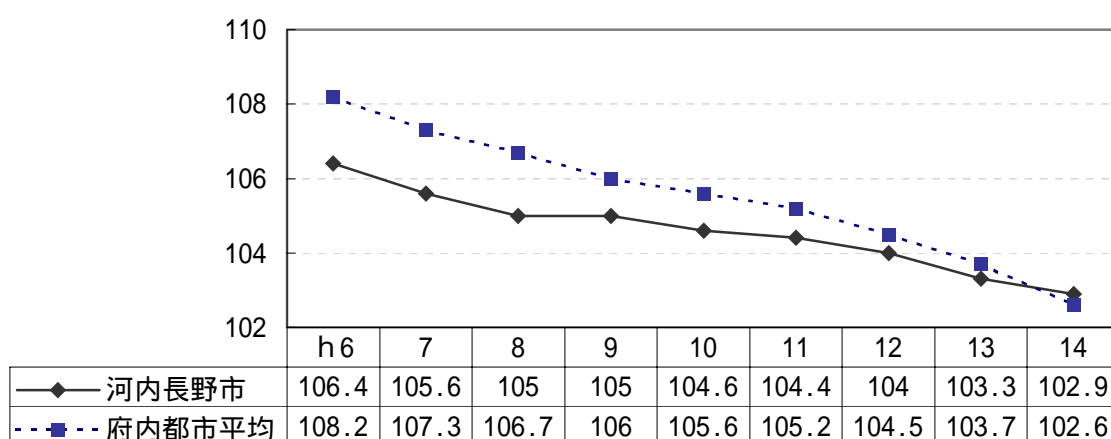
### 給与費等の削減

給与水準についてラスパイレス指数で比較すると、平成10年度～14年度までの本市のラスパイレス指数は、図表33のとおり104.6から102.9まで1.7ポイント下落しているが、府内都市平均では3.0ポイント下落しており、本市の給与水準は相対的に上昇し、平成14年度では府内都市平均を超える水準になっている。

このラスパイレス指数については、その計算方法と本市の職員の状況から、長期的には低落傾向を示すため、引き続き上昇させない工夫が求められる。

また、今回の人件費抑制策としては、職員数の削減を中心としているが、平成19年度からいわゆる団塊の世代を中心とした大量の定年退職が続く予定であり、そのための退職手当が人件費を押し上げる要因ともなるため、退職手当をはじめとした諸手当についても見直しを行う。

図表33 ラスパイレス指数の推移



### < 給料見直しの方向性 >

#### 職員給料の削減

職員数の削減目標を達成するまでの当分の間、職員給料削減などの措置により人件費の削減額を確保する。

### 特別職給料削減の継続

平成14年度より実施している特別職の給料の減額措置について、引き続き実施する。

### 職員給料の延伸などの措置

より一層の経済状況の悪化などにより、本プログラムによる経費削減努力より以上の削減努力が必要な場合や、健全化削減努力の不足などで、目標達成が行われない場合は、職員給料の延伸などの更なる抑制策を検討する。

### <各種手当見直しの方向性>

平成12年度に特殊勤務手当の見直しを、平成15年度に管理職手当や通勤手当の見直しを実施し、各種手当の削減を進めてきたが、ますます深刻化する財政状況を考慮し、なお一層の手当の見直しに着手する。

#### 特殊勤務手当

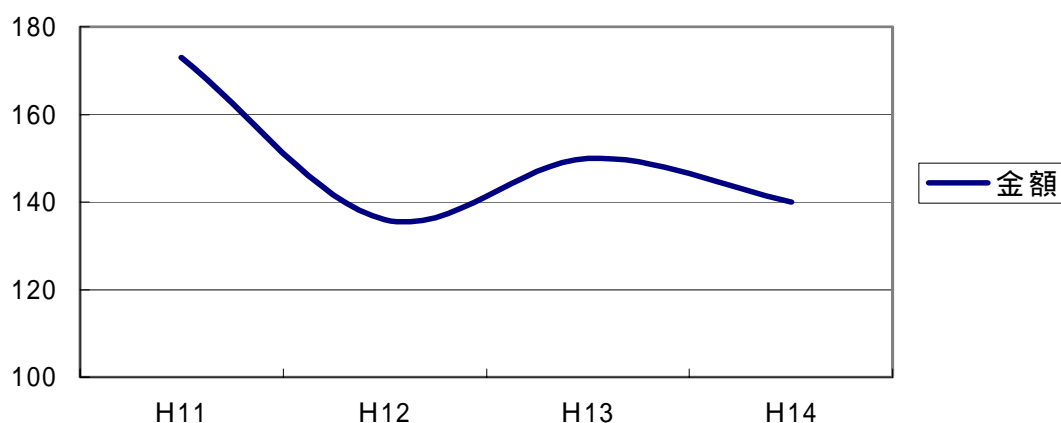
より一層の簡素化に向けた見直しを行う。

#### 時間外勤務手当

時間外勤務手当（休日勤務手当を含む）の総額については、図34のような推移をたどり、やや下降傾向にある。しかしながら、今後の職員数の減少の中では、一時的に増加に転じる恐れがある。そこで、下記の措置をとり時間外勤務手当の抑制を図る。

- ・水曜日のノー残業デーの徹底を図る。
- ・現行の振替制度について弾力的な運用が可能となるように見直しを行い、振替休日の取得促進を図る。
- ・画一的、単一的な処理による残業については、アルバイトの活用などの代替措置をとり、時間外勤務手当の削減に努める。

図34 時間外勤務手当の総額の推移（単位百万円）



#### 通勤手当

手当支給の目的や社会通念上の観点に照らした検討を行い、より適正な支給となるように見直しを行う。

## 退職手当

平成15年度の国の支給率改定に準じることとし、国基準に合わせた支給基準に改定する。

また、市長、助役、収入役、水道事業管理者、教育長及び参与の退職手当について、厳しい財政状況や他市の動向などを考慮し見直しを行う。

## 勧奨退職制度の充実

従来から勧奨退職制度を運用してきたが、職員削減目標数の早期達成のためや、均衡のとれた職員の年齢構成を維持するため、時限的に勧奨退職制度の充実を図る。

なお、勧奨退職制度により職員削減目標が早期に達成されるまでの間については、勧奨退職者の補充も抑制することとする。

## 嘱託員の再編と活用

嘱託員については、従来から、その専門性、特殊性などを考慮し嘱託員の採用を進めてきたが、下記の方針に従い嘱託員の抑制と新たな業務への活用を図る。

### <見直しの方向性>

#### 嘱託員の抑制

事務事業の見直しや縮小などにより、嘱託員の再編を行う。

#### 主な嘱託員抑制事業

- ・ 保育所保育士（配置基準の再検討）
- ・ 社会教育指導体制整備（事業見直しによる整理）

#### 嘱託員の活用

業務内容に応じて活用を図り、業務の合理化を進める。

#### 主な新規嘱託員活用事業

- ・ 市民課窓口センター（センター全職員の嘱託員化）
- ・ 千代田、三日市公民館（全職員の嘱託員化）

## アルバイトの活用

現在、職員や嘱託員で対応している業務について、その内容が、画一的、単純な業務や、一時的な対応である業務については、アルバイト職員の活用を進める。

特に、職員数が減少する中で、業務集中時期にサービスを低下させない方策の一つとしてアルバイトの積極的活用を検討する。

## 嘱託員、アルバイト職員の単価の精査と勤務時間の弾力的運用

現在、業務によっては、嘱託員、アルバイト職員の勤務時間について、弾力的な運用を行っているが、職種や内容で、引き続き、きめ細やかな単価設定を行うなどにより、人件費の圧縮に努める。



勤務時間について、全業務で再度勤務時間の精査を行い、最低限必要な時間の勤務形態とするなどの措置により人件費の圧縮を図る。

特に嘱託員については、勤務時間の弾力化をより一層推し進め、勤務形態に応じた報酬等の支払方法を検討するなど人件費の圧縮を図る。

#### その他の見直し

##### 旅費の見直し

宿泊を伴う旅費の見直しを行う。

- ・日当の見直し（廃止を視野に入れた見直し）
- ・宿泊料の減額（実態に応じた額へ見直し）

##### 委員報酬の見直し

委員報酬について、平成8年度より据え置かれており、改定は行われていないが、今回の人件費見直しにあわせて見直しを行う。

見直しの方向性として、特別職の給料の削減を行っていることや、職員給料の削減などを行うことを勘案して、総合的な観点から見直しを行う。

人件費の抑制による効果額

**388百万円**

## (2) 事務経費の削減

本市の事務経費の抑制は、平成11年度予算から経常経費のマイナス5%シーリングを実施し、平成14年度予算からはマイナス10%シーリングを行うなど、従来から抑制に努めてきた。その成果として、過去5年間で約1,658百万円の節減効果をあげてきた。この経常経費の見直しにより、多くの事業において経費の節減が行われ、事務の合理化が進められてきた。

表35 年度ごとの経常経費抑制策と効果額（単位 百万円）

年度	H11	H12	H13	H14	H15	合計
方策	マイナス5%	マイナス5%	マイナス5%	マイナス10%	マイナス10%	
効果額	265	327	170	572	324	1,658

注：各年度当初予算ベース

しかしながら、今後さらに財政状況が悪化していく中では、更なる事務経費の削減が求められており、目的、効果の類似した事業の統合や、IT化の推進による経費節減、事業の必要性の再点検などを中心に個別事業ごとに見直しを進め、経費削減を進めなくてはならない。

### 類似事業の統廃合

#### < 削減の方向性 >

市の各種事業は、それぞれの課を中心に事業展開が進められ、それぞれに目的を持ちながら進めてきたが、その量・質とも過去の右肩上がりの経済状況の流れのままに増加傾向を示してきている。

その結果、市全般で事業を精査した場合、類似した事業展開が進められていることや、同一課内においても、類似事業が展開されている状況が見受けられる。

そこで、再度各事業の目的・対象などを精査し、類似事業の統廃合を進める。

#### 主な統廃合を行うべき事業（業務）

- ・男女共同参画事業と「おんなとおとこのワイワイあごら」の統合
- ・学校教育研究推進活動事業の統合
- ・家庭教育支援事業と子育て支援事業の統合
- ・公民館図書室運営事業（図書購入費）を図書館の経費に統合
- ・公民館事業及び社会教育事業（青少年、乳幼児、児童関係）の見直し（統合）
- ・市民スポーツレクリエーション祭と市民体育祭の統合
- ・市民健康づくり事業と市民スポーツ教室事業の統合

### IT化の推進による事務経費の節減

#### < 削減の方向性 >

IT化による事務事業の合理化・効率化は従来から取り組みを進め、1人1台パソ

コンの活用による事務の効率化への取り組みは、他市と比較して低いレベルにはない。今後はこれらIT資産をより一層活用して、事務の合理化・効率化を推進しなければならない。特に、パソコンやネットワークなどが整備されている状況では、IT化する投資額は、より少ない額で可能であるので、現在ある資源を有効活用した取り組みを進める。

なお、IT化については、初期投資が必要となる場合もあり、投資と効果について従来以上に厳密な検討を行い、過剰な投資とならないように注意することとする。

#### 主なIT化を進める事業

- ・市民税、固定資産税など当初課税関係の入力業務の電算化
- ・庁内連絡物の電子化、送付状廃止
- ・ネットワークを活用した施設間の連絡方法の検討（IP電話など）

#### 事務事業の必要性の再点検、合理化

##### <削減の方向性>

健全化基本方針でも明らかなように、市の事務事業の範囲を限定し、市の行うべき事業であったとしても、徹底した合理化とサービス範囲などの見直しを行うこととしている。

この方針に従い、再度、市が行うべき事業であるのか、また、合理化すべき事項はないかなど、徹底した見直しを行い、事業の整理・合理化を進める。

#### 主な見直し項目

- ・会議賄の原則廃止
- ・各種印刷物の庁内印刷への変更（「行財政の現状と課題」、「決算書」、「施策の成果」など）
- ・審議会、懇談会など各種委員会の開催回数の見直し
- ・記念品の見直し、廃止（記念品を渡す必要があるか）
- ・各種無料配布物の簡素化による経費削減
- ・各種事業への市職員OBやボランティアの活用
- ・報道機関との連絡調整業務にかかる需用費の見直し
- ・事務服の全面廃止、作業服貸与制度の見直し、消防被服貸与制度の見直し
- ・給与袋の見直し
- ・交際費の抑制
- ・コピー枚数の削減
- ・各種賃借物件の賃借期間の延長
- ・事務室冷暖房設定温度の見直し
- ・昼休みや利用しない部屋の照明の節約
- ・職員のエレベータ利用制限の検討
- ・専用車の共用車への引上げによる公用車総数の削減
- ・公用車のリース化の検討

- ・消防団員関係業務の見直し
- ・各種事業関連旅費の見直し
- ・図書館、公民館図書室サービス経費の節減
- ・教職員への各種助成金の整理、見直し（必要性、効果）
- ・修学旅行引率教員経費の支給廃止

#### 各種職員研修の再点検

##### <削減の方向性>

現在、職員（教職員含む）を対象に実施されている研修事業について、現在の財政状況を鑑みて再度見直しを行わなければならない。

特に、先進都市研修などの派遣研修については、その必要性や効果などについて見直しを行い、経費削減などに取り組む。

また、教職員対象の各種研修について、集合研修や、自主研修など様々な形態で研修が実施されているが、研修体系を整理し、その効果などについて、再度見直しを実施しなければならない。

##### 主な見直し項目

- ・各種講座、研修などの講師謝礼の見直し
- ・派遣研修全般の見直し
- ・教員研修助成の事業整理

#### 各種研究会などへの参加の見直し

研究・連携などを目的に自治体や、関係団体で構成している各種協議会などについて見直しを行う。特に加入の必要性を他市横並びでの参加ではなく、有効性、必要性の点検から検討しなければならない。

また、負担金について、負担金が本当に必要な協議会か見直しを行い、可能な限り負担金を支払うことなく運営が可能なように、協議会などに働きかけを行わなければならない。

#### 各種団体の事務局体制の見直し

市民が中心となって活動を行う各種団体について、その事務局を行政が行っている事例が多数見受けられる。この事務局体制は、本来市民活動である以上、事務局を行政が行うことは、本来の趣旨から不適切なものであるし、他の市民活動と均衡を欠くものとなる。

そこで、これらの団体活動のあり方について見直し、団体の役割と市の役割を整理し、団体活動が市民主体で行えるように整備を進めなくてはならない。

ただし、実際に団体主導の活動へ誘導することは困難が予想されることから、団体の実情に応じた長期的な視野を持ち、市民と十分に話し合いを行いながら、徐々に役割を整理するなどにより団体活動を損なうことのないように配慮しながら進めなくては

ならない。

事務経費の削減による効果額

23百万円

### (3) 委託料の見直し

本市の委託は、他市に比較して早い時期から取り組みを進め、現在多くの分野で委託を実施している。その結果として一部報道機関の調査では、市としては委託度が全国1位となるなど、市の業務の委託化は進んできた。

しかしながら、一方で委託することで省力化が実現したような錯覚に陥り、委託料自体が硬直化し、財政を圧迫する結果となっており、府内都市における人口一人当たりの委託料を比較した場合、本市は3位に位置することとなっている。

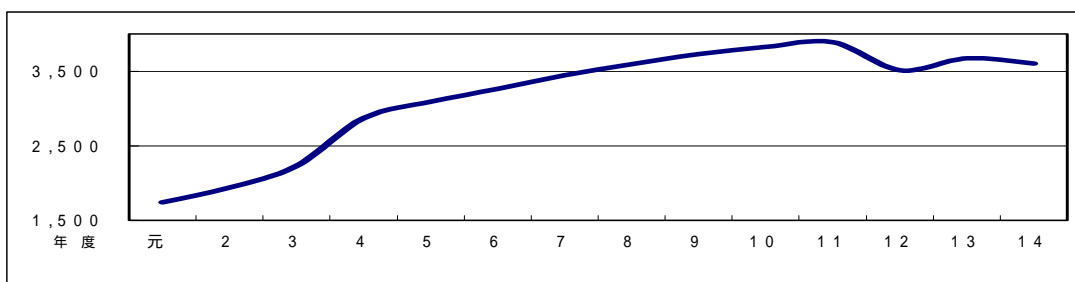
委託料は、その特徴として、委託内容（仕様）の見直しを行わない場合や、随意契約などにより委託先が固定されている場合に右肩上がりの傾向を示し、委託側がその委託内容を随時点検しチェックを行わなければ、かえって経費を増大させる恐れがある。図37は本市の委託料の推移を示しているが、この図でも明らかなように、平成11年度まで上昇傾向を示している。

そこで、今回の健全化においては、委託が事業経費の省力化につながる事は認識しつつ、委託で進める事が効率的な事業については引き続き委託を行うとともに、再度委託内容（仕様）の見直しを通じた委託料の削減や、競争入札の徹底を行い、委託料の削減を図る。また、各種団体への補助金的な意味合いが強い団体への事業委託についても、本来の事業の趣旨から見直しを進める。

表36 人口一人当たりの府内都市委託料(平成14年度決算ベース)(単位 人、円)

市町村名	委託料(千円)	人口	人口一人当たり委託料	順位
箕面市	4,222,861	121,232	34,833	1
池田市	3,088,149	99,779	30,950	2
河内長野市	3,606,985	121,717	29,634	3
摂津市	2,476,994	84,039	29,474	4
吹田市	8,932,227	342,112	26,109	5
大阪狭山市	1,459,712	56,100	26,020	6
茨木市	6,530,001	257,577	25,352	7
~~~~~				
泉大津市	1,124,709	75,905	14,817	29
守口市	2,149,557	149,649	14,364	30
寝屋川市	3,533,091	248,464	14,220	31
枚方市	5,139,580	401,753	12,793	32
都市平均	3,899,365	184,945	21,682	

図37 委託料の推移(単位 百万円)



現在市が行っている事業・業務委託には大別して4つの委託業務が存在する。

1. 施設の清掃、警備、機械保守などの施設管理業務
2. 設計、電算処理、福祉サービス、ごみ収集、し尿処理など専門的な業務
3. 健康フェア、老人福祉大会、市民文化祭などのイベント事業
4. こども会育成事業、防犯事業、少年補導事業など団体活動補助的な事業

これらの委託にはそれぞれの特性があるため、それに応じた健全化の方向性について示す。

#### 施設管理委託料の見直し

市の各種施設の管理委託料の多くは、その施設（市役所本庁舎を含む）の維持管理を目的とした委託料であり、大きく大別すると次のように分類することができる。

- ・ 施設の定期清掃業務（床、窓など）
- ・ 施設の日常清掃業務（簡単な清掃、ごみだしなど）
- ・ 機械警備委託
- ・ 浄化槽等清掃委託
- ・ 空調設備保守
- ・ 電気設備保安
- ・ 除草、緑地整備等
- ・ その他特殊設備委託料

#### < 削減の方向性 >

##### 1. 仕様の見直し（回数の削減と、職員による業務）

これらの委託について、その仕様の細部に渡り必要性の点検を行う。特に法令などに定めのあるものを除き、施設が最低限維持できる程度まで仕様を見直すとともに、施設職員ができることは職員で行うなどで、経費削減に努める。その場合において、定期清掃であれば、回数を減らす（年1回の委託であれば隔年とするなどの工夫を行う）などの削減努力を行う。その上で、職員ができないことを委託することを原則として仕様の見直しを行い、日常清掃業務などは、共用部分は別にして、執務室内清掃や、ゴミ出しなどは職員で行うなどで経費削減に努める。

また、巡回警備や夜間警備について、その必要性を再点検するとともに、宿直などについては人数減などを行う。

特に、その他特殊設備委託料については、その施設ごとの特異性があり、一律的な削減は不可能であるが、その特異性により検討を行わないのではなく、本当に必要な委託かどうかを見直し、最低限設備を維持できることに限定して仕様を見直すこととする。

対象施設 全施設（市役所本庁舎を含む）

## 2. 競争入札の実施

以前は、施設の管理委託については、その施設ごとの仕様書の作成と、施設ごとの契約を行っていたが、近年仕様の統一と競争入札の実施を進めている。

今後は、この流れをさらに加速し、仕様の見直しを通じて、統一的な仕様書を作成し、一括した競争入札の実施により、業者間の競争による委託料の削減を行う。

特に現在、随意契約となっているものについては、原則として競争入札を行うこととし、例外的な措置は認めないこととする。

また、外郭団体へ施設管理委託を行っている場合は、外郭団体へ委託を行うことが適当かどうか再度検証し、外郭団体が結果的に再委託を行っている場合などは、再度外郭団体へ委託を行う必要性を見直し、市の直接執行とするなどにより事務処理の簡素化と委託料の削減に努める。

対象施設 全施設（市役所本庁舎を含む）

## 3. 市民との協働の推進

施設によっては、体育館や公民館などのように、地域や各種団体と密接にかかわっている施設も多く、日々の管理運営において、相互に連携をとった運営を行っている。

このような施設については、基本方針で示したように、市民との協働を進め、施設の管理運営について市民と行政の協力により運営を進め、お互いがその連携を図ることで、施設の活性化と団体活動の活性化を図る。

その方策として、施設管理運営で委託している業務のうち、一定部分については市民の手にゆだねることも可能であり、結果的に双方が利益を享受することになると考えられる。

ただし、協働して管理運営を行う前提として、団体が恒常的な活動を行えるような体制（NPO法人など）を整えるのと同時に、十分な協議が必要であり、まずは行政との信頼関係の確立を図らなければならない。

### 主な対象施設

- ・スポーツ施設
- ・青少年活動センター
- ・公民館
- ・図書館
- ・放課後児童会
- ・(仮称)日野ふるさと施設
- ・消費生活センター
- ・各種観光施設やトイレなど



上記施設管理委託の見直しによる効果額

施設管理委託料の仕様見直し、競争入札の徹底などで全委託料の10%削減

#### 専門的な業務の委託の見直し

この分野の委託としては、し尿、ごみ収集の委託など、いわゆる現業部門の委託から、工事設計、電算処理、弁護士など専門的な委託まで多種多様な分野に及んでいるが、その内容にかかわらず、以下の見直し項目に従い見直しを実施する。

<削減の方向性>

#### 1. 仕様の見直し（委託の必要性、委託の効率性の点検）

委託によっては、その業務の全てを委託している場合や、仕様や単価の設定が不明瞭で、結果的に委託料の高騰に繋がっているものが見受けられる。

そこで、以下の観点で仕様の見直しを実施するとともに、委託の効率性について再点検を行うものとする。

- ・本当に委託が効率的かの点検
- ・必要な業務（仕様）のみ委託を行っているかの点検
- ・委託の積算単価が適正かの点検

#### 主な再点検委託業務

- ・高齢者給食サービスの単価見直し
- ・有害化学物質監視測定事業委託仕様の見直し
- ・緑化啓発事業内容の見直し
- ・金融税務経営相談・簡易診断事業委託仕様の見直し
- ・中小企業経営相談事業委託仕様の見直し
- ・放置自転車対策事業委託単価の見直し
- ・道路地権整理業務委託仕様の見直し
- ・下水・排水路の浚渫・清掃委託仕様の見直し（回数、箇所数）
- ・消費者相談業務の単価等見直し

#### 2. 競争入札の実施

委託を実施する場合の業者の選定について、前年度と同様の業者に随意で契約するケースが多数見受けられる。このような随意契約の多くは、競争相手がいないなどの理由によるものが多いが、再度競争が不可能か見直し、原則として競争入札を行う。

#### 主な競争入札とする業務

- ・悪臭監視測定事業における委託料積算根拠の精査及び競争入札実施の検討
- ・ごみ収集業務における委託料積算根拠の精査及び競争入札実施の検討
- ・迷惑駐車防止対策事業における委託料積算根拠の精査及び競争入札実施の検討

#### 3. 委託の効果の見直し

業務によっては、当初委託による業務運営が効率的であるとの理由から委託を行っ

てきたが、その後の情勢の変化により現在では、委託することよりも、嘱託員の活用や、自己運営により運営することが効率的な場合がある。最近では、電算処理業務の一部について、委託処理による効率性よりも、自己処理による効率化のほうが有効であるとの判断から、自己処理に切り替えた経過がある。

このように、再度その処理の見直しを行うことで、委託の有効性を再点検し、委託していることが、真に経費削減となっているかについて、点検を進める。

#### イベントなどの事業の見直し

「健康フェア」、「老人福祉大会」、「市民文化祭」など様々なイベントが委託事業として開催されている。また、委託事業としてではなく、事業補助として行われているイベントなどもある。ここでは、その両者について見直しを進めていくこととする。

市が主催するイベントについては、その必要性・効果などについて、従来から見直しは行われてきた。そういった中から、統合したイベントとして「ふれあい楽市きらく市」が開催されている。

しかしながら、これらイベントについては、再度、その効果に沿ってイベントの意義を問い直す必要がある。特に、イベントは本来、何らかの啓発や向上を意図したものがほとんどである。その施策を展開するのに最適の方法かどうかについて検討を進め、できる限りイベントのような一過性の催しを避け、継続的な施策展開の中で事業運営を行うものとする。

一方で、市民文化祭のように、日々の活動の集約的なイベントについては、日々の活動を行っている市民などの活動の集約であることから、市民活動中心の体制とし、市は、会場確保程度の支援で、市民が主体となった活動を展開できるような方策を検討すべきである。

なお、清掃キャンペーンのように、市民が一定の目的のために集い活動を行うことがそのイベントとしての意義ある場合については、イベントを継続しつつも、上記と同様に市民の活動を主体としたイベントとして運営の見直しを図り、経費削減に努めなければならない。

#### <主なイベントの種類と削減の方向性>

1. 一定の啓発を主体としたイベント（老人福祉大会、社会を明るくする運動、健康フェア、交通事故をなくす運動など）  
方向性 イベントを見直し、他の方法などを検討
2. 活動の集約としてのイベント（ふれあい楽市きらく市、市民文化祭、市民体育祭など）  
方向性 市民活動を主体とした場として見直し＝経費削減
3. 市民が集うことにより達成されるイベント（石川あすかふれあいゾーン清掃、市民まつり、シティマラソンなど）

方向性 市民を主体とした運営へ見直し = 経費削減

#### 4. その他のイベント

方向性 原則廃止を軸とした検討

##### 団体補助的な委託の見直し

各種団体へ委託している事業の中で、事業目的もさることながら、委託自体が団体活動の補助金的な意味をもつ委託がある。

これらの委託については、団体育成が市民福祉の向上になるとの観点や、団体の活動と委託内容が合致しているなどから委託事業として実施しているものであるが、団体育成が主たる目的である場合、委託という形態は、団体の自主性が発揮されず、団体の育成へと発展しない場合もあり、長年にわたり委託しながら、団体の自主的な活動が育たない結果となっている。また、行政運営の一環として委託を行っている場合は、団体活動と委託事業の境界があいまいとなり、団体活動 = 委託事業となっている場合も見受けられる。

そこで、再度委託事業のありかたについて見直し、原則として、団体育成の比重が高い場合は、事業補助へ切り替え、団体の育成を主体とした支援へ切り替えることとする。また、行政運営として委託を継続する場合は、再度団体活動と委託事業の整理を行うとともに、仕様の明確化と見直しによる徹底した経費削減に取り組まなければならない。

##### < 削減の方向性 >

団体活動が主体 補助金とし、額の精査

市の事業が主体 活動の整理と仕様の見直し、経費の削減

##### 主な見直し対象委託事業

- ・人権・平和啓発事業
- ・母子寡婦福祉会支援事業
- ・自然保護推進事業
- ・地域環境保全事業
- ・鳥獣保護事業
- ・観光・行事振興事業
- ・職員厚生事業
- ・消費者啓発活動事業
- ・防犯活動推進事業
- ・大阪府総合体育大会派遣事業
- ・市民スポーツ教室開催事業
- ・青少年地域交流事業
- ・こども会育成事業
- ・青少年健全育成事業
- ・青少年非行防止対策事業

### 業務の委託の推進

市の業務委託は、先のように多種多様に渡り、他市と比較して多いほうである。しかしながら、現在の業務運営の中では、まだまだ委託できる業務があり、これらの業務についても、従来の方法に固執するのではなく、柔軟な発想で業務方法の見直しを図り、市民サービスを低下させないで、経費の削減方法を検討すべきである。

そのための方法として、委託は一つの選択肢であり、民間活力を有効活用した行政運営を実現し、経費の削減に努めるべきである。

#### <削減の方向性>

##### 主な委託化を検討する事業

- ・衛生処理場運営の全面委託

委託料の見直しによる効果額

217百万円

#### (4) 建設投資の抑制

本市の現在の財政状況は、平成14年度決算で経常収支比率が91%となり、府内で比較すると比較的良好ではあるが、本来、健全な財政運営の目安としては70%～80%とされており、現状では程遠い数字であり、入院しなければならない寸前の状態であるといえる。その上、今後の財政状況で明らかのように、今後数年間で急激に悪化することが予想される。

そのような中で、投資的経費についても、社会資本整備が後年の維持管理や補修などの経常経費に影響を及ぼすことや、今後の「第4次総合計画」実施に向けた財源の確保が必要なことから、下記の項目に留意し経費の抑制に努めることとする。

##### 施設整備の抑制

施設整備については、三日市町駅前再開発事業が平成17年度をめぐり完了するが、市の施設整備関連としては、市営斎場や消防庁舎などまだまだ整備すべき施設がある。

これらの施設整備については、その建設が、地方債の償還以外にも、日々の管理運営や、維持補修などで多くの経常経費支出が予想される。現に、文化会館の維持管理（人件費、光熱水費、事業費除く）だけで年間1億円余りが支出され、加えて、今後施設・設備の維持補修に多大な経費支出が見込まれている。

そこで、今後の施設整備にあたっては、整備計画の検討段階で、施設維持管理にかかる経費分析を詳細に行い、その必要性、運営方法など充分精査し、費用対効果を明確にした上で整備計画を立て、民間活力の導入を図るなど、施設の維持管理経費が経常経費を圧迫しないような方策を検討すべきである。

表38 主な施設管理委託経費（単位 千円）

施設名	管理委託料（年間）
市役所庁舎	109,247
文化会館（ラプリーホール）	106,308
市民交流センター	41,362
市営斎場	32,834
福祉センター	23,537
青少年活動センター	16,255
市民総合体育館	14,295
図書館	11,834
障害者福祉センター	11,690
小山田コミュニティセンター	6,408

（平成15年度予算ベース）

注：いずれも管理にかかる光熱水費、人件費は含まない

##### 経常経費を抑制できる投資の検討

社会資本整備にかかる経費について、従来から国、府の補助金を活用した整備に努めてきたところであるが、厳しい財政状況の中で、より一層の経費削減に努め、補助基準などがある場合は、その基準以上の整備を行わないなどによる事業の縮小や、費用対効果を精査した整備に努め、事業費の圧縮による地方債の発行の抑制に努めるこ

ととする。

また、下水道整備については、開発団地などのコミュニティプラントの維持管理経費として平成14年度決算で年間86,146千円が一般会計から繰出されている状況を鑑み、下水道整備事業に関して、コミュニティプラントへの接続を優先するなどにより、一般会計からの繰出金の抑制を行い、経常経費の削減に努める。

#### 一部事業の凍結・ペースダウン

建設投資事業で、継続的に整備を進めている事業のうち、市民生活に重大な影響を及ぼすことがない事業については、各年度の整備計画について後年度へ遅らせるなどの措置によるペースダウンや、一時凍結を図り、各年度の整備事業費総量の抑制を図る。

建設投資の抑制による一時的効果額

703百万円

## (5) 補助金の見直し

本市の補助金についてはその補助理由や目的などから以下の区分に分類することができる。

1. 市民の福祉の向上や生活の向上に資するために、市民などが支出する経費の一部を補助する「事業補助」

この補助金は、「重度障害者住宅改造助成」「遠距離通学費補助」などの扶助費的性格の補助や、「中小商業者融資信用保証料補助」「私立幼稚園幼児教育振興助成」「集会所整備事業補助」「バス路線維持費補助」などの政策的な補助なども含まれる。

2. 各種団体の事業が市民生活の上で重要であるとの観点から団体の実施する事業に対して補助を行う「団体事業補助」

この補助金には、「老人クラブ活動支援」「観光・行事振興事業」「PTA活動支援事業」などが含まれる。なお、各種外郭団体補助については、別途、外郭団体の見直しとして検討することとし、ここでは対象外とする。

3. 各種実行委員会などが行うイベントに対して補助を行う「イベント補助」

このイベント補助については、委託料の見直しで、イベントの見直しとして検討を行ったことと同様に、イベントの区分に応じた適切な補助金の執行に努める。

4. 市民に、施策に沿った一定の活動(行動)を奨励するために行う「奨励補助金」

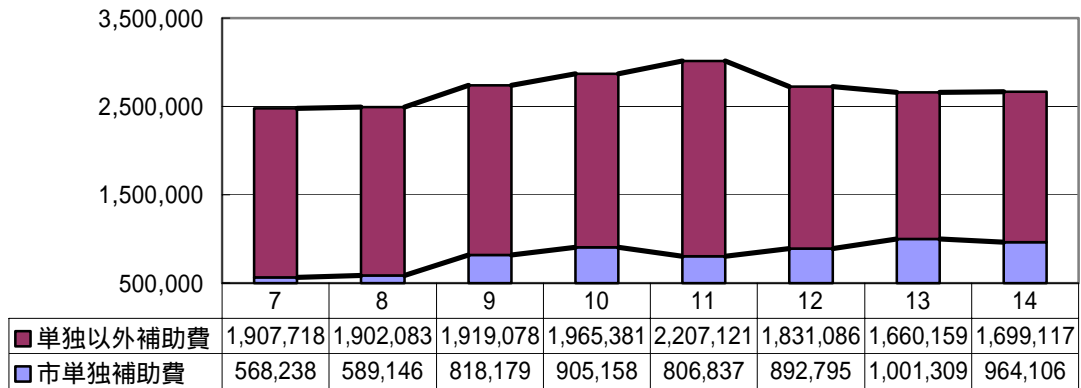
この補助金は、「犬等不妊手術助成」「生ごみ処理機購入補助」「クラブ活動充実事業」などの補助金がある。

5. 上記のいずれにもあてはまらない「その他補助金」

その他補助金としては「学校給食推進事業補助」「文化財保存事業補助」などが含まれる。

上記補助金の個別特徴に応じた見直しは下記のとおりであるが、補助金の見直しの方向性としては、市の役割分担を明確にすることである。基本方針でも明らかなように、市がその責務として行う範囲について行政は責任を持って行い、それ以外の分野については、市民と市の協働による事業運営に努めなければならない。そして、責務として行う範囲についても、国、府の補助金の支給基準などをベースとし、市単独補助金については、原則としてゼロベースから見直しを行うなど、再度、補助金の適否を市の施策としての必要性の観点から検討すべきである。特に、「団体補助金」や「奨励補助金」については、市単独補助を行う場合でも、期限設定をする、いわゆる「サンセット方式」を取り入れ、市民・団体の自主的な活動を主体とした方向へ移行できるような行政運営を検討しなければならない。

図表 3 9 本市の補助費等の推移 (単位 千円)



補助費等は平成 1 1 年度以降減少傾向にあるが、単独補助費等は上昇傾向にある。

### < 個別補助金の見直しの方向性 >

#### 事業補助の見直し

事業補助については、その目的、効果について、補助金ごとに厳密な精査を行わなくてはならない。その方策として、国・府補助がある補助金については、市の単独上乗せ分の見直しと削減を行い、市単独補助については、市が行う必要性、効果について見直しを行い、一旦ゼロベースで補助金の見直しを行うものとする。また、一方でその目的のために補助金という手法が適しているのかについても検討を加え、最適な方法を検討することとする。

#### 見直し対象とする主な補助金

- ・ 農村漁業振興事業補助
- ・ 商工振興事業補助
- ・ 私立幼稚園幼児教育振興助成
- ・ クラブ活動充実事業助成
- ・ 子どもセンター事業補助

#### 団体事業補助の見直し

各種団体の事業補助については、各種団体委託の項で検討したように、原則として団体の自主的な活動が原則であり、市の補助は団体活動を中心とした市民活動の支援として行うべきである。ところが、事業補助を受けている多くの団体は、その活動において市が事務局として事務を行ったり、市が実質的な団体運営を行っている傾向がある。

そこで、本来のあるべき姿である団体の自主・自立した活動を市が育成する原点に戻り、団体が自立していくための補助金として見直すべきである。そのための方策として、平成 1 1 年度から、団体への運営補助を事業補助に切り替えるとともに、運営補助はサンセット方式としてきた流れを受け、今後は団体の事業補助についてもサンセット方式を可能な限り採用し、団体の自主的な運営の育成へ行政の施策を転換することとする。ただし、当面は現状の補助金の減額により、団体の自主運営へのシフトを行いながら、団体ごとの状況に応じてサンセット方式を順次採用し、単なる補助金力



ットでなく、自主性の育成へと政策転換を図るものとする。

#### 見直し対象とする主な補助金

- ・老人クラブ活動支援助成（市単独分）
- ・民生委員児童委員協議会活動補助
- ・地域商業活性化事業補助
- ・コミュニティ活動事業助成
- ・防火クラブ育成助成
- ・PTA活動支援事業助成

#### イベント補助の見直し

イベント補助については、イベントの委託と同様に、イベントに応じた適切な区分に応じた見直しを行う。（詳細は「委託料の見直し」参照）

#### 奨励補助金の見直し

奨励補助金は、市が一定の施策の推進にあたって、市民などに理解を求め、事業振興を行うために実施する補助金で、一定施策を市民などへ浸透させることを目的としている。

しかしながら、多くの補助金は、その開始当初から同じ手法で継続されており、市が補助をする意味が薄れるか、またはその役割が少なくなっても依然として補助金のみが継続されている傾向が見受けられる。また、本来行政として、補助金を支出してまで奨励すべき施策が見直す必要がある補助金も見受けられる。

そこで、これら補助金については、一旦ゼロベースで見直し、市民などに啓発・奨励を行う手法として補助金が適当であるか検討し、他の手法が効果的な場合はその手法へ切り替えることとする。

#### 見直し対象とする主な補助金

- ・地域看護助成事業
- ・犬等不妊手術助成事業
- ・生ごみ処理機購入費補助事業
- ・不燃物置場設置助成事業
- ・資源集団回収助成事業
- ・浄化槽清掃経費補助事業
- ・集会所整備補助事業補助（計画的な補助の実施と範囲の精査）

#### その他補助金の見直し

その他補助金についても、その必要性を精査し、ゼロベースを原則に補助金の見直しを図らなければならない。

#### 見直し対象とする主な補助金

- ・学校給食推進事業のミルク代補助及び給食費補助

補助金の見直しによる効果額

56百万円

## (6) 給付金の見直し

本市の給付金に関する事業は、生活保護などの法律などにより規定された「扶助費」や、乳幼児、老人などの「医療費助成」、税、国民健康保険納付の「前納報奨金」など様々な分野にわたり、また、その支給根拠についても、法律や、府条例などの根拠に基づくものや、一定の根拠法令があり、その上乗せを行っているもの、市の単独事業として実施しているものまで多岐にわたる。

そのような給付金を支給する市の責務は、「何らかの扶助を必要とする市民に必要な支援を行う。」ことであり、そのような観点から、給付の「必要性」、「範囲」、「額」、「期間」の見直しが必要であり、全ての給付金について、見直しを行うこととする。

特に、市単独扶助費について、市が単独で行う必要性があるかを根本的に見直さなければならない。

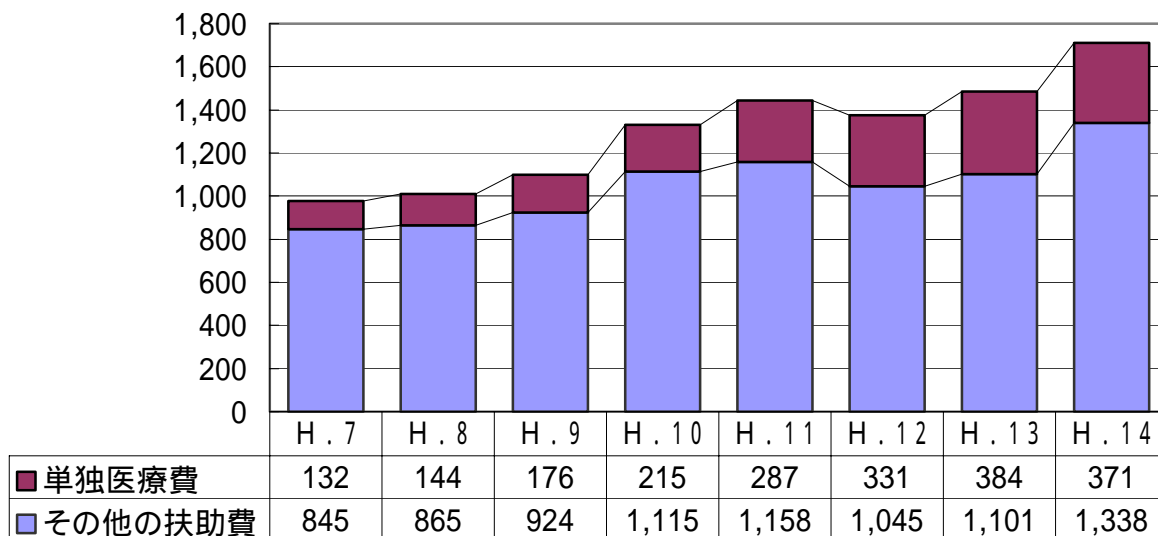
また、国・府などの補助金がある扶助費についても、補助基準以上の上乗せがないか精査し、上乗せの必要性が適正かどうかを見直さなければならない。

このような中で、基本方針でも明らかのように、市の責務について範囲を具体的に設定することで、現在一定年齢以上に給付している給付金や、何ら制限のない給付金については、所得制限などの設定により、給付対象の限定を行わなければならない。

また、「私立幼稚園在籍園児保護者給付金」と「私立幼稚園就園奨励費」のように類似給付金については、制度の統合を行い、効率的な給付金制度の確立に努めなければならない。

なお、いわゆる扶助とは、本来扶助される者の自立を支援することが趣旨であり、そのための方法として扶助費の給付という方法が現在主流となっている。そこで、扶助費の支給についても、その目標から最適な手段であるかを見直し、対象者の自立を支援する方策として他の方法による支援策があれば、施策を切り替えるなど効果的な支援策の検討を行わなければならない。

図表 4 0 扶助費の推移（一般財源ベース）（単位 百万円）



制度改正などにより多少の変動は見られるものの、扶助費の一般財源支出は増加傾向にある。

<削減の方向性>

見直し対象とする主な給付金など

- ・市税、国民健康保険料、下水道受益者負担金の前納報奨金（制度の必要性）
- ・敬老金支給（制度の見直し）
- ・金婚のつどい（制度の見直し）
- ・高齢者バス等優待乗車助成（制度の見直し）
- ・はり・きゅう・マッサージ施術費助成（制度の見直し）
- ・身体障害児（者）・知的障害児（者）福祉金（制度の見直し）
- ・障害者タクシー助成（制度の見直し）
- ・ひとり親入学祝給付（制度の必要性）
- ・ブックスタート事業（制度の必要性）
- ・母子栄養食品支給（制度の必要性）
- ・在宅老人介護支援金給付（制度の見直し）
- ・老人医療助成市単独分（制度の見直し）
- ・重度障害者医療助成（制度の見直し）
- ・母子家庭医療助成（制度の見直し）
- ・乳幼児医療助成（制度の見直し）
- ・市民交通傷害保険（制度の必要性）
- ・災害弔慰金（制度の必要性）
- ・災害見舞金（制度の必要性）
- ・市外私立幼稚園在籍園児就園助成金（制度の見直し）
- ・私立幼稚園在籍園児保護者給付金（支給基準の見直し）

給付金の見直しによる効果額

210百万円

## (7) その他住民サービスの見直し

その他、市が行っている各種事業（サービス）について、従来から効果の低い事業については見直しを進めてきた。この見直しにおいて、一定の事業整理は行ってきたが、事業を廃止するためには、継続以上の努力が必要であるためか、徹底した見直しにはなっていない。そのため、従来の事業を継続したままで、新規事業を進めるため、おのずと行政の肥大化へとつながる傾向となっている。

このような事態を避け、より効果的、効率的な行政運営を進めるために、行政評価システムの構築を行い、事業を分類・体系化し、事業単位に経費と成果を明らかにし、事業の必要性を再点検する作業を進めてきた。今後は、この行政評価システムの中でP・D・Sサイクルを活用し、事業単位に厳密な評価を行い、下記の視点で事業の整理・廃止を行う。

不必要な事業の廃止ではなく、必要な事業のみを実施することへ転換する

市の各事業は、総合計画にあるという理由だけで実施するのではなく、総合計画の中での役割を認識する中で、事業体系を見直し、事業の必要性の検討を進めなくてはならない

必要性を検討する視点として、市民生活に本当に必要な事業は継続し、その他の事業については一旦白紙に戻し、必要性の再検討と類似事業の統合を図るべきである。特に、一部個人や団体に向けた事業や、啓発事業や文化・教育関連事業については、その効果を厳密に精査し、事業の見直しを図ることとする。

### < 削減の方向性 >

#### 主な見直しを行う事業

- ・住居表示事業の新規地域の凍結
- ・JET派遣受け入れ見直し
- ・長寿ふれあい活動助成事業（基金利子内運用を原則とする。）
- ・福祉センター送迎バス（公共バス路線との重複の見直し）
- ・健康づくり委員会（あり方の見直し）
- ・環境教育推進事業の見直し
- ・環境基本計画推進事業の見直し
- ・「岩湧の森」森林体験推進事業の見直し
- ・文化の日式典の見直し
- ・小学校音楽鑑賞会事業の見直し
- ・成人大学講座の経費見直し
- ・世代間交流事業の経費見直し
- ・資料館特別展事業の見直し
- ・文化財特別公開事業の見直し
- ・公民館主催講座教室の見直し
- ・市民向けIT教室の見直し

- ・公民館活動支援事業の見直し
- ・各種芸術振興事業の見直し（文化事業としての移管も含む。）
- ・成人のつどいの見直し（第2部の必要性の検討）
- ・青少年国際交流事業の見直し（必要性の検討）
- ・青少年指導者育成事業の見直し
- ・読書振興事業の見直し
- ・自動車文庫事業の見直し（巡回経路、回数）

#### 補助事業から単独事業への転換を図らない

事業の中には、一定の期間、国、府の補助金を受け、モデル事業的に実施する事業がある。これらの事業については、補助金の終了段階で原則事業を終了することとする。

ただし、事業の評価を行い、市の単独事業として必要不可欠であると判断し継続する場合については、単に補助金分を市で負担するのではなく、再度事業経費の見直しと合理化を行い、経費削減に努めなければならない。

#### ボランティアなどの市民活動と市の事業の連携

健全化基本方針にあるように、市が提供しているサービスの中でも市民との協働が可能な分野については、積極的に協働を進めなければならない。特に、福祉、文化、教育については、従来からボランティア活動などの市民活動が盛んに行われており、それらの活動と行政サービスが融合できる事業については、協働に向けた積極的な取り組みを進め、市民活動の活性化と、行政サービスの効果的な運営を進めなければならない。

また、地域の道路清掃などについては、従来からアドプト制度を活用した協働を進めてきたが、今後とも制度を活用して対象地域の拡大を行うとともに、道路以外の公共施設などへも制度の拡大を進めるなどの積極的な取り組みを進めなければならない。

その他住民サービスの見直し  
による効果額

1 2 百万円

## (8) 施設の見直し

市の各種施設は、その目的、用途に応じて、市内各所に分散している。また、その管理形態も、職員が常駐している施設から、嘱託員による管理、財団など外郭団体による管理、地元による管理まで様々な管理形態が存在している。

その目的や、管理運営方法は様々であるが、全ての施設において、その施設の機能を維持し、市民に適切なサービス提供を行いながら、その経費を最小限に抑えることである。そのための手法として、下記の点に留意して見直しを進めることとする。

### <削減の方向性>

#### 管理経費の合理化

##### 1. 管理委託料の見直し

施設管理委託の見直しは、委託料の見直しの項参照

##### 2. 施設光熱水費の削減

施設の維持管理経費のうち、光熱水費については、施設利用者などへの啓発による経費節約はもちろんのこと、冷暖房温度の設定や、白熱球の廃止など可能な限りの節約策を講じ、経費節減に努めなければならない。また、近年、大規模施設全体の省エネ化を促進する手段として「ESCO」が注目を浴びていることから、市役所、文化会館、キックスについてはこの方式について検討を進める。

##### 3. 土地借上料の見直し

施設に付随した土地借上料について、その土地の借り上げが運営に必須のものであるか見直す。そして、土地借り上げが施設の維持と不可分である場合は、借り上げの形態をとることが適当であるか再度見直し、土地所有者との交渉などにより、市が取得することを検討すべきである。

また、土地取得までの期間や、借り上げを継続しなければならない場合の借上料について、経年負担が発生し、施設維持経費を圧迫するため、地価の下落に見合った適切な借上料を設定し、適切な経費負担を行うこととする。

##### 4. 開設期間の見直し

施設によっては、その利用が季節や、曜日により大きく偏りがある施設が見受けられる。これらの施設については、開設期間や曜日について柔軟な運用を行い、冬季閉鎖や平日閉鎖などの措置を行うこととする。これらの施設については、市民サービスの低下を懸念し、そのような運用を避けてきたが、利用頻度の低い期間に施設機能を維持するほうが、市民の税金で運用を行う施設としては、総体的なサービスの低下につながるという意識を持ち、積極的な開設期間や時間の見直しを行わなければならない。

特に、「青少年活動センター」や「滝畑レイクパーク」、「高向宮の下駐車場」については、積極的な見直しによる閉鎖期間の設定を行うこととする。

また、図書館や、公民館、キックスなど施設によっては、夜間開館を行っている施設もあるが、これらについても、利用者数の統計などから開館時間の見直しを行い、夜間開館を見直すとともに、夜間と昼間で同様のサービスが必要かの観点からも見直

しを行う。

## 5. 施設機能の見直し

施設はそれぞれの目的に応じ、必要な機能を有しているが、一部の施設について、その施設の設備(備品)などについて、過大な機能を有している施設も見受けられる。

そこで、再度施設の設置目的と、最小限必要な設備を設定し、現在持つ設備や機能について見直しを進める。

特に備品については、維持更新のために経常経費負担が発生することから、その必要性を再度見直さなければならない。

### 主な設備見直し施設

- ・駅前電光掲示板の見直し(併せて、市役所についても同様に検討)
- ・文化会館諸設備の更新時期や方策の検討(最低限の更新を原則とする)
- ・各施設駐車場の必要性の検討(特に駐車場を借り上げている場合の必要性)
- ・類似施設での備品の共有化

### 市民との協働による管理運営

市民の自主活動の場を提供することに主眼を置いた施設(スポーツ施設、市民交流センター、青少年活動センター、公民館など)は市民活動が活性化してこそ機能が発揮できる施設である。

そして、市民活動が活性化するためには、行政主導の活動から、自立した市民による活動を行政が支援する方向へ進めなければならない。

そのような観点から、上記のような施設について、行政の役割は場の提供であり、市民はその場を活用して自立した活動を行う体制へと管理運営方法を見直さなければならない。

そこで、これらの施設の管理運営については、市民が直接運営を行うことによりその自主的な活動が可能となり、行政は場の提供と、側面支援を行うことによる市民と行政の協働による管理運営へとシフトし、より効率的、効果的な施設の管理運営を進めなければならない。

### 施設の統廃合の検討

#### 1. 類似施設の統廃合

市の施設には、類似施設であっても、窓口センターや小中学校などのように、地域に展開する必要のある施設と、体育館や給食センターなどのように地域性の薄い施設に大別することができる。このうち、地域性のある施設については、地域の人口や交通路などを総合的に考慮したバランスによる見直しを行い、地域的に重複する施設については見直しを行う。特に、長野窓口センターについては、市役所へのバス路線の整備も進んでいることや、平日の利用率が低いことなどから、再度その必要性を検討する。(なお、土曜日の開設は長野窓口センター以外でも可能である。)

次に、地域性の薄い施設について、市の施設として類似した施設については積極的

な見直しを行い、類似施設は統廃合を進め、施設維持管理経費の削減に努めなければならない。

天見保育所については、地域の保育所として重要な機能を果たしてきたが、定員に達する見込みはなく、費用対効果が低い結果となっているため、地元と十分な話し合いを進めながら、改善に向けた検討を進めなければならない。

また、三日市幼稚園は、公設の唯一の幼稚園であるが、私立幼稚園が主流となっている本市の状況を鑑みると、公立で1園のみ維持していくことの整合性、効果について、再度見直しを行い、民間への移行や、廃園も含めた検討を進める。

## 2. 有効な活用

施設の設置には、それぞれの目的と期待される効果があり、その内容によって運営形態が定められている。しかしながら、施設によっては、当初予想された効果が得られていない施設も見受けられる。これらの施設については、施設運営に係る経費に見合う効果を上げるよう努力を進めなければならない。

特に、窓口センターについては、利用率が本庁と比較して低く、設置経費と利用効果のバランスを欠いているため、経費をかけることなく、利用率を上げる工夫を進めなければならない。仮に不可能である場合には、その設置の妥当性についても検討を進めなければならない。

表 4 1 本庁と窓口センターの利用状況の比較

区分	職員数	取扱件数	職員1人当たりの取扱件数	本庁を1とした場合の比較
本庁	7	124,961	17,852	1.00
千代田窓口センター	2	10,009	5,005	0.28
長野窓口センター	2	10,509	5,255	0.29
三日市窓口センター	2	15,218	7,609	0.43

取扱件数は平成13年度の請書証明交付件数

取扱件数は比較のため、窓口センターの税証明を除外

本庁職員数は指図書と区分するため、窓口関係担当係職員数を想定

施設の見直しによる効果額

**6 5 百万円**



## (9) 外郭団体などの見直し

### 外郭団体の見直し

市の外郭団体は、それぞれの分野で独自の事業展開により、独自財源が期待できることや、専門的な団体による運営が効率化を促すとの判断で設立したものであり、市で事業運営を行うよりも外郭団体のほうが効率的であるとの判断からであった。

しかしながら、現状では、独自財源を持って、独立運営を行っている団体はなく、何らかの市からの補助金を主な財源として運営されているのが現状である。また、外郭団体であるがゆえに、市の直接的な関与が限定され、市の指導が十分なされていない。

もちろん、団体の性質として、恒常的な市の補助が前提で、市の補助なしには運営が不可能であり、補助をゼロベースで検討することは現実性を欠く。しかしながら、その団体の運営と、市の関与としての補助金の関係を改善し、本来の団体設立の趣旨である、自主・自立した運営による事業の効率的な運営を図るべきである。また、その運営が望めない、もしくは、市の直接執行が効率的である場合などは、外郭団体以外の運営方策も視野に入れた検討を進めなければならない。

#### < 個別の健全化方策 >

##### 1. 公園緑化協会

公園緑化協会については平成7年に公園の管理運営及び緑化啓発を目的に設立したが、協会が独自に行う事業はほとんどなく、現状では、市の補助と管理運営委託がその収入源の大半である。

本来、協会が公園を軸とした緑化事業に取り組み、市の緑化事業の一翼を担う立場で協会運営が進められるべきであるが、現状では、市の事業と協会の施策整合性も弱く、現在の状況では、市が直接管理運営を行ったほうが効率的な側面もある。

そこで、今回の健全化により、協会と市との関係整理を行い、協会には、人件費の抑制と独自財源の確保による財政的な改善を、市は協会の健全化に向けた強い指導と、市の施策と協会事業の整合性を図ることを進め、改善が図られない場合は、協会のあり方から根本的に見直さなければならない。

#### **方向性 公園緑化協会のあり方を含めた役割の整理**

##### 2. 文化振興財団

市の文化施策の中心的な施設として文化会館（ラプリーホール）が開館し、そのホールを中心とした文化振興施策を専門的に行う団体として「文化振興財団」が設立した。その中で、財団は主催事業の開催などにより独自財源の確保に努めるなど、一定の文化振興施策の推進と財団の健全運営に努めてきた経過はある。

しかしながら、文化会館の管理経費や事業経費、財団への補助金などで年間3億円弱（平成15年度予算）の経費支出が見込まれている。この経費は毎年文化振興事業として市が支出することになり、現在の財政状況では、文化振興施策全般について見直す必要に迫られている。

特に、財団関係の補助については人件費として9千3百万円、事業補助として4千1百万円の合わせて、1億3千万円強の支出がされ、他の事業と比較しても均衡を失っているといわざるを得ない。今後もこのような支出を続ける余裕はもはや市にはなく、大幅な事業見直しと人件費圧縮を進めなければならない。

#### 人件費について

現在の職員数は10名(内市派遣1名)嘱託員7名、アルバイト2名の計19名体制で財団運営が行われ、市の文化施策担当として生涯学習推進室が位置付けられており、財団の職員数は、他の施策にかかわる人数と比較してかなり多い。

そこで、まず人件費の圧縮を進め、そのための職員配置の見直しはもちろんのこと、開館時間の圧縮、業務の縮小、業務の委託などあらゆる人件費抑制策をとり、その結果として、まず嘱託員、アルバイトの全廃、次に職員数の削減に努める。

#### 事業費について

事業については、一定採算性のある事業もあれば、ない事業であっても行う必要性のある事業も存在する。しかしながら、現在のように多くの事業が採算割れを起こし、市の補助なしには事業が行えない状況は市民ニーズを反映した事業計画とはいえない。

そこで、年間ベースで事業における入場料収入を受益者負担の観点から1/2を確保することを目標に事業計画を見直し、財団の独自財源と市の補助の合算額を1/2として事業計画を立てるとともに、総体としての文化事業の縮小を行い、現在の市の補助額を1/2程度まで圧縮することとする。

なお、上記のような見直しについては、市の健全化計画がそれなりの成果を上げ、健全化が進展した場合の考え方であって、市の財政のよりひっ迫した状況では、文化施策に関する自主事業の廃止も視野に入れた見直しと、財団のあり方についての見直しを進めなければならない。

### 方向性 文化振興財団のあり方を含めた役割の整理

#### 3. 勤労市民互助会

勤労市民互助会については現在5名の職員(プロパー含む)が勤務しているが、これらのうち、特に人件費について再度精査を行うこととする。現在の事業内容では1名程度の削減が可能か検討を進める。特に本団体の場合、人件費が事業総額の大半を占めるため、人件費の見直しは全体経費の圧縮に大きく寄与することから、職員数の見直しを行い、効率的な互助会運営に努め、経費圧縮を行う。

#### 方向性 人件費等の圧縮と自立に向けた検討

#### 4. 土地開発公社

土地開発公社の健全化について、現在の地価の下落状況下では開発公社による先行

取得自体が、公社が保有する土地の差益損を生み出す原因となり、構造的な問題をはらんでいるので、将来予測も含めた長期的な公社のあり方について見直しを進める。その上で、公社の健全化に向けた取り組みの対策として、公社保有土地の処分を進めなければならない。市がその買戻しを進め、市として必要なければ、市が売却を進めることとする。

しかしながら、そのためには市としても多額の資金が必要となるため、健全化計画については長期的な計画のもと、計画的に進めることとする。

なお、実施時期であるが、現在の状況で開始すべきかどうかについても、十分な検討を行うこととする。

### **方向性 長期的な健全化計画の策定と実施**

#### **一部事務組合の見直し**

本市と南河内市町村による共同運営を行っている「南河内清掃施設組合」についても、今回の健全化計画において健全化対策を行わなければならない。

南河内清掃施設組合については、加入各市町村の共同運営であり、本市において、その健全化方策を示すことはできないが、本市の財政状況と、健全化計画の趣旨を関係市町村に説明し理解を求め、南河内清掃施設組合の業務運営についても同様の合理化と経費節減について進めていくような働きかけを続けなければならない。

なお、今後の課題として、一般ごみの有料化について全国的には検討が進められており、実施している団体も少なくないことから、有料化に向けた検討も併せて働きかけを行うこととする。

### **方向性 南河内清掃施設組合の健全化計画の策定の働きかけ**

#### **国際交流協会の見直し**

外郭団体ではないが、外郭団体に準じた補助を行っている「国際交流協会」について、その運営に支援を行っていることから、その支援について検討を行う。

国際交流協会は、その設立形態では、任意団体でありながら一定の支援を行ってきたが、本来は、協会として自立した運営を行うべきである。そのためには、市の国際交流施策と、協会の事業の整理を行う必要がある。現在の施策状況では、協会の事業と市の施策の境目が不明瞭で、それぞれの役割分担が明確になっていない。そのため、市が支出する補助金と協会の独自事業が協会内で区分されず、半ば運営補助金と同様の形態になっている。

そこで、他の団体と同様に、国際交流協会の補助金についても事業補助への切り替えを進め、運営補助についてはサンセット方式とし、協会の自立した運営を促し、市の施策との切り離しを進めることとする。一方で、協会についてはNPO法人化などによる自立した運営へ向けた支援を行い、最終的に市との協働による国際交流事業を担うことができる団体へと誘導することとする。

## 方向性 自立に向けた検討と補助金の見直し

### その他各種団体の見直し

その他各種団体の中でも、市が事務局を受け持ち、中心的な役割を果たしている団体については、自立した団体として運営を行えるように、市の関与を縮小しつつ自立した運営を行えるような支援を進めなければならない。

そのための方策として、NPO法人などの方策を団体とともに検討し、双方にとってメリットある関係の構築を進めなければならない。

外郭団体など見直しによる効果

131百万円

## (10) 公営事業会計の健全化

各公営事業会計については、その会計ごとに一般会計からの繰出しを受けつつ独立した会計として運営を行うべきである。

そのためには、健全な会計運営のために、徹底した合理化と、サービス提供範囲について十分な精査が必要である。

そういった観点から、本プログラムと同様の特別会計ごとの健全化計画を策定し、年次的な健全化方策を実現しなければならない。

なお、各特別会計ごとにその特殊性を考慮し、健全化の方針を示す。

### 国民健康保険事業勘定特別会計

国民健康保険事業勘定特別会計（以下「国保会計」という。）の健全化については、まず第1に安定した収納基盤確保である。現在のところ、国保会計の収納率は高く、安定した収納実績をあげている。しかしながら、最近の経済状況を反映して、国保加入者が増加傾向にあり、その結果として、収納率の低下が懸念される。そこで、現状の収納率の維持と向上を目指し、更なる収納対策を実施することとし、市税対策と同様の対策に取り組むこととする。

第2に一般会計からの繰出しの抑制である。一般会計からの繰出しについて、繰出し基準に基づいて行われているが、繰出し額の抑制に取り組むために以下の項目を重点的に取り組む。

#### < 削減の方向性 >

##### 1. 事務費の抑制

国保会計の事務費（人件費含む）については、一般財源からの繰出しとされているため、国保事務についてもより一層の合理化に取り組む。特に、ITなどを活用した人件費削減や、事務の見直しによる郵送料の削減、電算関係委託料の見直しなどにより、効果的な事務処理を行うための見直しを業務単位に実施する。

##### 2. 前納報奨金の廃止

前納報奨金について、市税での廃止を検討しているため、それに合わせて、国保料関係の前納報奨金についても検討する。

##### 3. 保険料軽減のための繰出しの見直し

現在、保険料を軽減するための措置として繰出金が支出されている。このような軽減措置の必要性・効果などについて再度精査し、保険者負担として必要不可欠の制度であるか検討を進め、効果が薄い場合には、廃止するなどにより、繰出金の支出を抑制する。

### 公共下水道事業特別会計

公共下水道事業特別会計（以下「下水会計」という。）について、現在の状況では、下水道整備・維持にかかる経費から、使用料や受益者負担金などの収入を差し引いた額を一般会計から繰出している。現状のままでは、公営企業として下水道事業を行っていくことは不可能であるばかりか、下水道使用料の見直しを行うべき基準額の算定も

不可能である。そこで、以下の点に留意し、下水会計の健全化計画を策定することとする。

<削減の方向性>

1. 繰出し基準の明確化

現在の繰出し基準では、下水会計としての独立採算への道は遠く、公営企業としての独立採算は困難な状況にある。そこで、公営企業体としての運営と、市の一般会計からの繰出し基準を明確にし、下水会計と一般会計の負担割合を明確にした会計運営を行わなくてはならない。一般的には、一般会計繰出し分としては、下水道建設にかかる経費や、雨水処理にかかる経費とされ、汚水処理にかかる維持管理について、下水会計で処理することとされていることから、繰出し基準を明確にした両会計の負担を明確にしなければならない。

2. 下水道料金の見直し

上記繰出し基準を明確にすることで、下水会計として負担すべき割合を明らかにした上で、独立採算を実現すべく、下水道料金などの見直しを行うこととする。特に下水道料金については、昭和62年度に設定して以来、平成10年度に小幅な見直しを行ったのみで、大幅な見直しは実施されていない。そこで、独立採算を軸とした下水会計の健全化の方策として、下水会計負担割合の明確化に従った下水道料金の見直しを行うこととする。

なお、この見直しにより、大幅な改定となる場合には、その改定について、傾斜的な改定を行うなどにより、市民に対して理解の得られる方策を検討しなければならない。

3. 独立した企業会計制度の確立

上記健全化を通じて、公営企業としての自立を促進し、最終的には公営企業会計としての独立した企業会計制度へと移行を進めることとする。

水道事業会計

水道事業会計は、独立した公営企業会計として運営されているが、一般会計からの繰出しについて見直しを行わなければならない。特に、基準外繰出しについては以下の観点から見直しを実施する。

<削減の方向性>

1. 繰出しの必要性の見直し

基準外繰出しを行っている経費について、まず、今後も継続すべきかどうかについて見直しを行わなければならない。特に、生活保護世帯などに関する水道料金の減免については、保護費と減免が二重の扶助になっていないかなど見直しを進めなければならない。

また、必要な経費であったとしても、一般会計による繰出しが適当かどうかについて検討を進めなければならない。特に、道路工事における水道管の移設に関する経費負担など、本来の支出責任を含めて見直しを進めなければならない。

## 2. 繰出し額の見直し

繰出しが適当な場合であっても、繰出し額について、水道事業会計と一般会計の比率について見直しを進めなければならない。特に簡易水道の維持管理にかかる経費について維持管理に係る赤字補填を一般会計より行っているが、水道事業会計の独立性から鑑みて、現在の負担割合が適当かどうか再度見直しを進めなければならない。

公営事業会計の健全化による効果額

107百万円

## (11) 公債費の抑制

市の建設事業などの抑制については、「(4) 建設投資の抑制」の項で、見直し方針について方針を示したが、地方債などの償還にかかる公債費については、経常経費に大きく負担を及ぼすことから見直しを進めなければならない。

<見直しの方向性>

### 新規発行額の抑制

建設投資などにおいて新規発行された地方債の償還は、その後、長期にわたり公債費として経常経費を圧迫する要因となる。現に、経済対策関連での公共事業拡大の中で発行した地方債の償還が財政支出の大きな負担となることが、今回の財政危機の要因の一つとなっている。

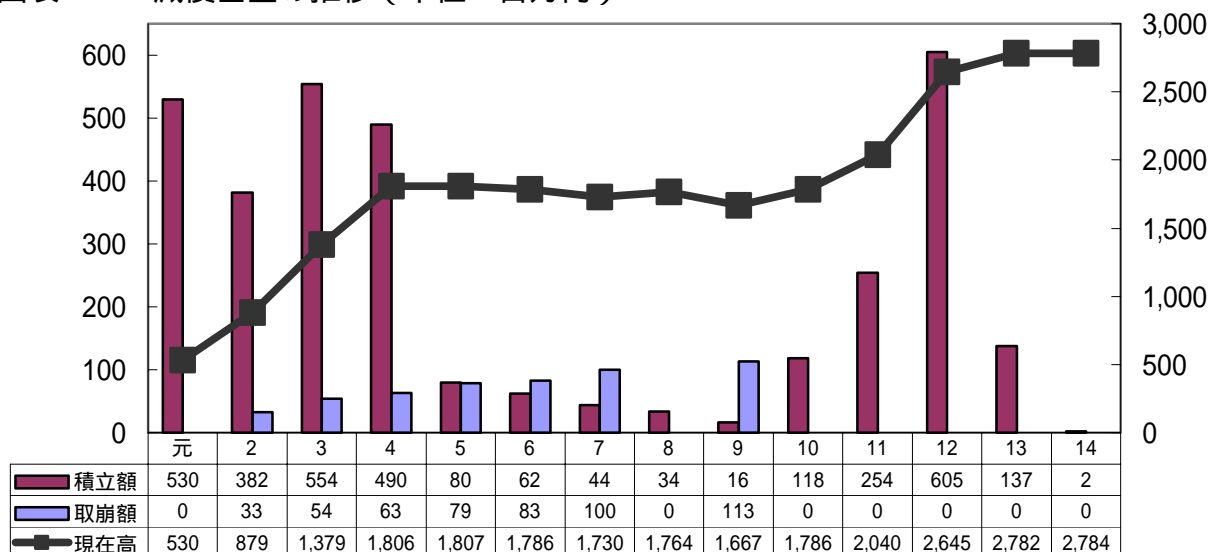
そこで、今後の地方債の発行については、長期財政計画などでの確に予測し、その範囲内で発行額の総額を設定し、後年度に大きな負担とならないように抑制に努める。

### 減債基金活用による長期的な抑制

市債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる市財政の健全な運営に資するために設置されている「減債基金」について、図表4-2のように基金残高として約2,784百万円有しており、内、特定起債償還分として384百万円であり、残りの2,400百万円は他の起債の償還可能財源である。

そこで、この減債基金について、基金設置の趣旨を尊重し、今後予想される財政危機に対して有効に活用すべきである。具体的には、基金を取り崩し、借換債の発行抑制や、可能な地方債の繰上げ償還などに充て活用し、長期的な公債費の抑制に努めなければならない。

図表4-2 減債基金の推移(単位 百万円)





### 地方債発行の競争原理の徹底

現在、地方債のうち縁故債の発行に関しては、低金利時代を反映した競争原理に基づく入札を行っている。今後も現在の方針を維持し、低金利による資金調達を実現するために、競争入札を充実させなければならない。

公債費の抑制による効果額

**178百万円**

## 2 歳入確保に向けた取り組み

### (1) 徴収率の向上

市税については、景気上昇に伴う自然増が見込めず、景気低迷の中での税率の上げが困難な中では、市税の増収は望めない状況にある。一方で、過去5年間の市の歳入に占める比率は、低下傾向を示すものの、市の歳入のトップを占めることに変わりはない。

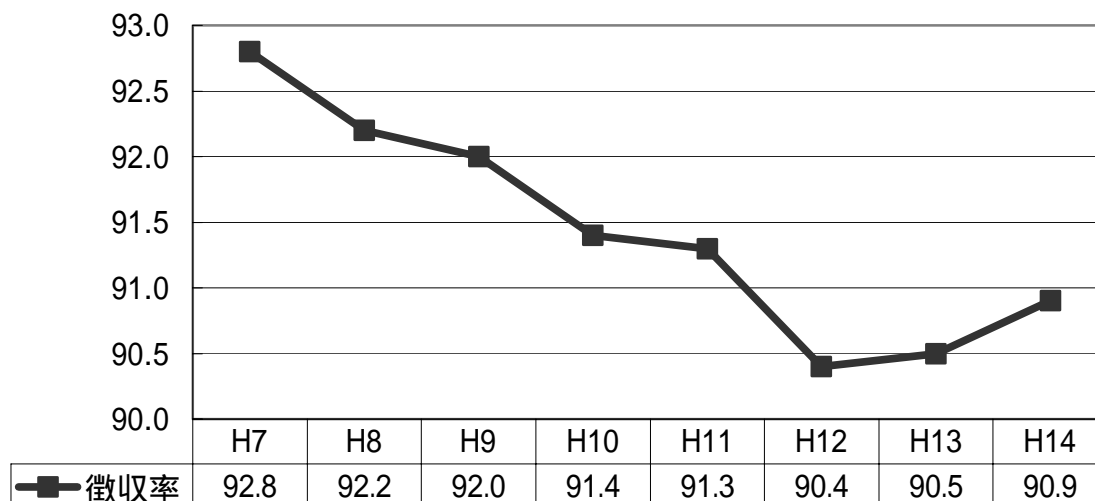
このような中で、地方分権、地方への財源移譲議論が進められ、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(いわゆる「骨太方針2003」)において、三位一体の改革として、国庫補助負担金の削減、地方交付税の総額抑制、基幹税を基本とした税源移譲を進めることとされており、地方自治体により一層の自己決定、自己責任を求める改革へと進みだしている。

以上の状況の中で、本市においても、市の歳入の中心となる市税について、徴収率の向上を中心とした税収の確保を進めなければならない。

#### 徴収体制の強化

市税の徴収率は、近年の景気低迷の影響を受け図表4-3のように低下傾向にあるが、徴収率の向上は税負担の公平性の観点からも重要な課題であり、徴収率の向上に向けた体制と方法の強化を進めなければならない。

図表4-3 市税徴収率の推移 (単位 %)



#### <改革の方向性>

##### 1. 徴収部門の強化と徴収担当職員の育成

徴収率を上げるためには、決め細やかな納税指導を実施するための体制の強化と、職員が徴収職員としてのプロ意識をもって指導を行うことが重要である。

そこで、徴収・滞納整理体制の充実を図るための組織の強化と、担当職員の研修などによる質の強化を進める。

## 2. 管理職を中心とした臨時戸別訪問の実施

滞納者などへの働きかけとして、戸別訪問は有効な手段であり、戸別訪問を繰り返し実施するために全庁的な体制をもって実施する必要がある。

そこで、管理職や徴収経験者を中心とした臨時徴収体制を組み、滞納者を中心とした戸別訪問を繰り返すことで徴収率の向上を図る。

## 3. 徴収強化にかかる広報などによる周知の実施

広報紙などを活用して、市民に対し、納税の大切さや、徴収を強化することなどをお知らせし、市の取り組みに対し理解を頂くと同時に、滞納することの問題を周知し納税指導を行う。

## 4. 徴収専門員の受け入れ

本市においても平成13年度から大阪府の徴収専門員の指導を受け、特に高額・長期累積滞納事案の処理を図ってきた。このような徴収専門員の受け入れを進め、積極的な滞納対策を推進する。

## 5. 差押えの強化

滞納者への徴収強化を進めるためには、市としても明確な態度で、滞納者と接することも重要であり、そのような観点からも、必要に応じて、差押えなどを実施し、積極的な債権確保に努める。

### 徴収方法の利便性の向上

市税の滞納については、滞納者に対し納付指導を行うことも重要であるが、納付に関する利便性の向上も求められる。

そこで、従来からの納付方法に加えて、より利便性の向上に向けた方策について検討を進める。

#### <改革の方向性>

### 1. 口座振替制度の推進

口座振替制度は、納税に係る簡素化と同時に徴収事務の簡素化にも繋がることから、より一層の推進を図る。そのための方策として、口座振替制度の利用にかかる報奨金を交付するなどの奨励策を検討する。

### 2. 休日・夜間窓口の開設、コンビニ納付の推進

現在の納付方法は、口座振替制度を除くと、市役所、銀行、郵便局などで土日の納付が困難であり、滞納する要因ともなりがちである。

そこで、現在地方税法や地方自治法の改正により、コンビニでの地方税の納付について可能となってきたことから、これらの改革に積極的に対応し、夜間・休日納付の実現を図る。

## 適正課税の推進

課税内容の検討については、現在の市の税率などについて他市と比較検討すると低い水準にはない。また、現在の状況を考慮すると、税率の引上げなどは困難な状況にある。そこで、まず現在の制度のもとで、課税漏れを防ぐなどの課税客体の適正な把握を進め、税収の向上に努めなければならない。

また、法定外目的税など新たな課税客体については、他市などの動向に注意しながら引き続き検討を進める。

### <改革の方向性>

#### 1. 減免措置の見直し

現在の減免制度について、その制度が有効に作用しているか、逆に制度として過大になっていないかなどを総合的に検討し、減免制度が適正な基準となるように見直しを進める。

#### 2. 未登記や償却資産など、課税客体の調査推進

未登記物件など、固定資産税において客体把握が困難な物件について、より一層の調査を徹底し、課税漏れがないよう適切な課税を進める。

#### 3. 税率の見直しや法定外目的税などの検討

現在の状況では税率の引上げや法定外目的税の導入は困難な状況にあるが、今後とも他市などの動向に注意しながら、積極的な調査研究を行うなど、必要な税収の確保に向けた検討を進める。

以上のような取り組みを進めることで、現在約90.9%である徴収率を2.1ポイント上昇させ、93%を目標に取り組みを進める。

徴収率の向上による効果額

**347百万円**

## (2) 受益者負担の適正化

行政が市民に提供するサービスは、多種多様であり、それぞれのサービスについて、適切なサービスには応分の負担を求めることが原則である。この負担については、市民が税金などによって負担する、すなわち公費において負担するものと、利用料などで直接負担するものに分けることができる。そこで、そのサービスが特定のものが受けるサービスかあるいは行政特有のサービスかなどにより、その区分と負担割合を明確にし、適正な受益者負担を進めなければならない。

### 使用料の見直し

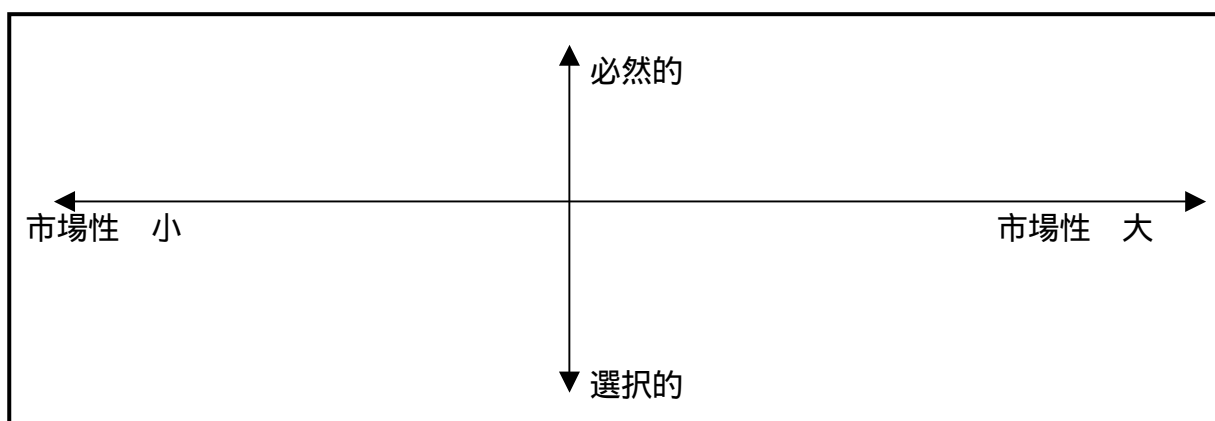
使用料とは、市民などが特定の施設などを利用することに対し対価を支払うもので、その受益者負担とは、そのサービス(施設)を提供するために必要な経費の一部または全部を負担することをさす。なお、ここでは、各種検診や、講座の参加負担金などについても同様の検討対象とする。

この負担割合は、以下の観点から分類することができる。

サービスの市場性が高いかどうか(行政関与の必要性)

サービス受益が必然的か、選択的か(生活への必要度)

この観点を整理すると、次の表のように整理できる。



この分類・整理に基づき、それぞれの事象ごとの基本的な負担割合を次のように定める。

の事象 = 行政関与の必要性が高く、かつ必然的に提供するもの

例：小中学校、図書館など

負担割合 市 100% 市民 0%

の事象 = 行政関与の必要性は低いが、必然的に提供するもの

例：現状提供サービスでは該当なし

負担割合 市 50% 市民 50%

の事象 = 行政関与の必要性は高いが、一部の市民へ提供するもの

例：体育館、文化会館、市民交流センター、青少年活動センター、運動場

公民館、各種検診など

負担割合 市 50% 市民 50%

の事象 = 行政関与の必要性は低く、一部の市民へ提供するもの

例：テニスコート、プール、キャンプ場、駐車場、各種講座など

負担割合 市 0% 市民 100%

原則としてこの負担割合に従って、個々の使用料について見直しを行い、適正な負担割合を実現するものとする。

なお、負担すべき経費については、下記を原則として、個々に算出するものとする。

#### 経費原則

市が提供するサービスであることを考慮し、サービス提供設備（体育館等）の建設に係る経費や大規模改修にかかる経費を除き、日々運用に必要となる、人件費、管理運営経費や補修費を負担すべき経費とする。

ただし、保育料等、その経費負担が他の法律などで定められているものについては、その規定に従い適正な使用料の徴収を行うものとする。

また、施設内食堂や、自動販売機などの目的外使用については、その施設での必要性などを考慮し、適切な使用料の徴収に努めなければならない。

#### 手数料の見直し

手数料は、原則として諸証明の交付など役務の提供に要する費用を受益者から徴収するもので、その役務の提供は行政に限られたものであり、なおかつ役務を受けるのは個人（法人）であることから、上記使用料の分類に照らすと の事象に該当する。

そこで、手数料についても、使用料と同様に、その経費の 50%を受益者負担とすることを原則とする。

なお、その負担すべき経費の原則についても、使用料と同様に、その役務の提供に必要となる人件費、物件費を経費の原則として取り扱うこととする。

なお、手数料についても、その負担額が法律などで定められているものについては、その規定に従い適正な手数料の徴収を行うものとする。

#### 減免措置の見直し

減免措置について、市の独自減免措置については、個々の使用料ごとに制度を定め運用してきたが、負担の公平性の原則から減額・免除制度の統一を図ることが必要である。

減免措置の基準については、受益者負担の明確化及び市民間の公平性の原則からできる限り限定したものとし、その施設の設置目的などを勘案し、本当に必要かどうかの観点から見直しを行うこととする。

### 徴収の徹底

使用料、手数料などの徴収に関して、未納者に対して督促状の発送などは一部において実施しているが、多くの場合未納者に対する適切な措置がとられていないのが実情である。特に、保育所保育料、放課後児童会負担金、下水道受益者負担金については未納額が高額になりがちであるため、滞納対策を行わなければならない。

そこで、これら使用料、手数料などの滞納対策として関係課によるプロジェクトチームを編成し、定期的な一斉徴収に取り組むなどにより効果的な徴収対策に取り組まなければならない。また、悪質な利用者に関しては、利用停止措置や差押えなどの方策をとらなければならない。

### 見直しの実施時期

今回の見直し案については、できる限り早いタイミングで実施すべきであるが、現在の経済情勢の下で、現行と大幅な差異がある場合については、すぐに適用することが困難な場合もある。そこで、今後の実施については、受益者負担金の引上げを傾斜的に行うなど柔軟な対応を行い、市民の理解を得つつ改定を行うものとする。

### 料金改定時期のルール化

従来から受益者負担金や手数料については、料金改定のルールがなく、必要に応じて部分的な改定が行われてきたが、多くの料金は当初設定のまま見直されることが少ない。

しかしながら、上記の原則による料金の設定は、絶えず見直しを行うことが必要であり、行政と市民にとって常に適切な負担割合を保つ必要がある。

そこで、今後は数年おきに料金の見直しを行うルールを設定し、コストと負担の関係を透明化し、適切な料金設定による信頼ある行政運営を進めなければならない。

### 経費の節減・合理化

上記のように受益者負担金の設定は、市のかかるコストを基礎数値として設定される。そのために受益者に負担を求める以上、市の責務として徹底した合理化に努め、コスト削減に取り組むとともに、具体的な積算内容について市民への公表を行わなければならない。

受益者負担の適正化による効果額

301百万円

受益者負担の適正化による一時的効果額

3百万円

### (3) その他の歳入確保

#### 市有地の売却

市の保有している土地については、本来目的をもって所有しているものであるが、当初の目的を達成した土地や、その見込みが望めない土地などについて、普通財産へ転換を図り、売却を推進する。

したがって、今後施設の統廃合などにより生じる資産などについても、同様に売却を進めることとする。

ただし、この売却により発生する一時的収入については、基金への積み立てを行うなど、その売却益の効果的な運用を図ることを検討する。

#### 市有地貸付料の有償化、増額

市が保有し何らかの条件で貸し付けている土地については、その貸付料について社会情勢に照らして適正価格かどうかなどを精査し、貸付料の引上げなどの措置を行う。

特に、現在無償貸付となっているものについては、無償であることについて再度精査し、極力有償化を進める。

#### 広報紙などの広告収入

広報紙については、月1回の発行で、広告などの掲載は行っていない。しかしながら、和泉市や堺市など近隣市においては広告を掲載し収入増を図っている。

そこで、本市においても広報紙などへの広告の掲載を進め、収入の確保を図る。また、その他の印刷物についても、広告掲載などによる経費削減効果がある場合については、積極的な展開を図り、行政責任を図りつつ効率的な行政運営を進める。

#### 基金の見直し

特定の目的をもつ基金についてはその目的と事業運用を再度精査した上で、安易な執行や一般財源の上積み等を是正した上で、存続・廃止の検討を行う。また、財政運営上必要な基金については、将来予測される資金不足に対応すべく計画を立てながら、効率的な運用に努める。

基金の運用については、最近の低金利時代において有利な運用が困難となっている事情を鑑み、基金預入先の入札による選定や、場合によっては基金の取り崩しなども検討し、基金事業への一般財源の上積みを行わないこととする。

なお、廃止した基金については、土地の売却益などと同様に他の基金への積み立てなどにより、効果的な運用を図ることとする。

その他の歳入確保による効果額

29百万円

土地の売却などによる一時的収入額

1,228百万円



## 抜本的な構造改革に向けた取り組み

現在の財政状況を反映した危機的な状況を乗り切るために、平成20年度までの具体的な健全化方策について、分類ごとに示してきた。

本市の財政健全化を実現するためには、本プログラムを実行しつつ、財政健全化基本方針に則り、右肩下がり経済状況に対応した恒常的な健全化を維持する行政経営システムへの進化を遂げなければならない。

そのためには、行政経営システムの構築に際して、健全化基本方針に加えて、下記の項目に留意した構築を行わなければならない。

### 1 サービス提供の対価としての負担

基本方針にあるように、サービスの見直しの中で、行政の守備範囲を明確にし、従来の横並び、前例主義から脱却した、自主・自立した運営を行うため、柔軟な発想の下、市民ニーズを的確に把握、分析し、行政評価システムを有効に活用して適正なサービス提供に努める行政経営システムの構築を進めなければならない。

しかしながら、一方で行政課題が山積し、市民ニーズも多様化する今日にあって、限られた財源の範囲内でのサービス提供を超えるニーズが存在することも十分想定されることである。

そこで、今後の行政経営として、現在の財政状況で行える行政サービスの範囲について市民に理解を求めると同時に、それ以上のサービス提供についてはそれ相応の負担を求めなくてはならないことを説明し、サービス提供には負担が伴うことへの理解を求めなくてはならない。

具体的な負担方法については、受益者負担金や、広く税などで負担を求めることなど、提供内容により様々な方法を検討しなくてはならないが、新たな負担を市民に求める以上、行政は徹底した事務の効率化に努め、経費削減に向けた努力を行わなければならない。

### 2 第4次総合計画の実現に向けた施策展開力の確保

今日の地方自治体を巡る情勢は大きなうねりの中にあり、平成7年に成立した「地方分権推進法」に象徴されるように、地方分権は議論の段階から実行の段階へ突入し、大きな課題であった地方財政についても、三位一体の改革として、国庫補助負担金の削減、地方交付税の総額抑制、基幹税を基本とした税源移譲を進めることとされており、まさしく「地方の時代」に移行しつつあるといえる。

このような中で、自治体に求められているのは、サービスを維持しつつ、限られた財源の中で自主自立の経営感覚を持って、積極的な都市経営を行い、地域社会の牽引役としての役割を果たすことである。

そのための基本的な計画として、平成17年度に策定される「第4次総合計画」(以下「総合計画」という。)は、まさしく今後10年間の地域社会の青写真であり、将来のまちづく

りのための課題を検討し、まちづくりの目標と、これを実現するための施策の基本的な方向を示すものである。

この計画においては、「網羅的薔薇色型計画」から「重点的成果主義型計画」への転換を図り、社会経済環境の激変（右肩上がりの時代の終焉）を受け、重点的成果主義を視点においた計画とするとされており、この総合計画を実効ある計画とするためには、その基礎となる財源の確保を図らなければならない。

そのためには、総合計画実現に向けて、本プログラムの実施による経常経費の削減を行い、経常収支比率90%以下を堅持し、長期的な視野に立った行政経営を進めなければならない。また、投資的経費についても、第3次総合計画として現在計上している事業以外は、第4次総合計画での採択によることとして、追加を行わないように努めなければならない。

### 3 開かれた行政の実現と市民との協働の推進

健全化基本方針において明らかなように、今回の健全化においては、行政の守備範囲を見直し、行政の役割を明確にした行政運営に取り組むこととしている。

この方針に沿って行政経営を進めていくことは、行政が主体となって担ってきた分野を、市民との協働や、市民が主体となった活動で行うこととなり、そのようなまちづくりを実現するためには、行政が財政的な問題を市民に押し付けるのではなく、双方が意義あるような協働関係を模索し、行政と市民の信頼関係を確立することが必要不可欠である。

平成15年6月に策定した「第2次河内長野市行政改革大綱」（以下「2次行革」という。）では、大きな柱として「市民との協働」があげられており、市民がまちづくりの主体者として自主的に取り組みを進め、行政は市民へ積極的な情報公開に努めることで信頼関係を確立し、市民と行政が協働してまちづくりを行い、より開かれた行政運営を進めることとしている。

そこで、この2次行革の趣旨にそって積極的な情報公開などを通じて市民との信頼関係を確立しつつ、協働による事業運営を図ることで、適切な資源配分を実現し、健全な行政経営システムの構築を進めなければならない。

### 4 職員の意識改革の推進

本プログラムの実現と、今後の新たな行政経営システムを構築するためには、それを担う職員の意識改革は重要である。特に今までに見られた、他市並み、昨年並みといった横並び、前例踏襲に象徴される「事なかれ主義」は、行政経営を硬直化させることはあっても前進させることはない。本プログラムを実効あるものとし、時代に対応した行政経営を進めるためには、職員が自ら考え、責任を持って実行し、絶えず問題意識をもって事業にあたることである。

そのためには、職員の能力と適性を踏まえた計画的な人事配置と、能力向上のための研修に加えて、職員一人一人が目標を明確に持ち、達成に向け主体的な取り組みを進める、

「目標管理システム」の導入が必要である。

そしてこれらの方策により、職員全体の大きな力を持って健全化に取り組み、自主・自立の自治体経営をすすめ、時代の要請に対応し、資源を有効活用した新たな行政経営システムの構築を進めなければならない。

## 5 新たな行政経営の取り組み

近年、自治体の運営を見直す方策として、様々な方策が各団体で試行されている。本市においても2次行革においてその方向性が示されている。その様々な取り組みに加え、下記の取り組みについても実施し、効率的、効果的な行政経営システムの確立を図らなければならない。

### (1) 投資的経費の削減に向けた取り組み

投資的経費については、毎年ローリングする実施計画において投資額の査定を行うなど、従来から経費削減に努めてきた。今後は、この方式に加え、下記の項目を検討し、経費削減に取り組む。

#### 1. 工事コスト縮減計画の策定

工事にかかる経費については、積算基準等に基づき算定されているが、工事によっては、材料・仕様によって積算金額に大きな開きがあることがある。

そこで、今後の工事発注に関しては、建築土木に関わらず、標準仕様や標準的なグレードを定め、可能な限りコストを縮減する計画を策定する。

#### 2. 入札制度の見直し

本市の入札制度については様々な改革が進められ、予定価格などの公表に始まり、平成15年度からは制度改革として、「希望型競争入札」制度の導入などを進めてきた。

今後は入札にかかる透明性の確保と、より一層の競争を促す観点からの改革に取り組み、工事などにかかる経費削減に努めなければならない。

### (2) インセンティブ予算の実施

平成15年度予算よりインセンティブ予算の導入が行われたが、インセンティブ予算は予算の執行過程で、効率的な予算執行を促す制度であり、従来の使いきり型の予算から大きく転換を促すものであることから、今後も制度の運用の見直しを行いつつ、積極的な実施により、経費削減に努める。